

健康保険・船員保険 被保険者実態調査報告

平成 22 年 10 月



厚生労働省保険局

ま え が き

この報告書は、平成22年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、その年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得るため実施されるものである。

この調査は、昭和41年度から全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者について実施されている。また、平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、健康保険法第3条第2項被保険者実態調査（社会保険庁）の内容を踏まえ、全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）の被保険者を対象に加えている。さらに、平成22年1月より船員保険は全国健康保険協会が管掌することとなったことから、船員保険被保険者実態調査（社会保険庁）の内容を踏まえ、平成22年度からは船員保険の被保険者も対象に加えている。

この調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、また受診や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば、誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成24年1月

厚生労働省保険局調査課長

村山 令二

目 次

第1章 調査の概要	7
第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）	11
1. 加入者の年齢構成	11
2. 被保険者の年齢構成	13
3. 被扶養者の年齢構成	16
4. 年齢階級別扶養率	20
5. 標準報酬月額別扶養率	25
6. 総報酬額階級別扶養率	27
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	28
8. 年齢階級別平均標準賞与額	31
9. 年齢階級別平均総報酬額	35
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	38
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	39
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	41
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	42
14. 被保険者数の推移について	43
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	55
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	59
第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）	61
1. 加入者の年齢構成	61
2. 被保険者の年齢構成	63
3. 被扶養者の年齢構成	64
4. 年齢階級別扶養率	66
5. 標準報酬月額別扶養率	68
6. 総報酬額階級別扶養率	70
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	71
8. 年齢階級別平均標準賞与額	73
9. 年齢階級別平均総報酬額	76
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	78
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	79
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	81
13. 被保険者数の推移について	82
第4章 統計表	
1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計）	87

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	89
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均標準報酬月額	90
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均標準賞与額	96
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均総報酬額	102
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数及び平均標準報酬月額	109
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数及び平均標準賞与額	113
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数及び平均総報酬額	117
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率	120
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、及び平均年齢	126
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢及び被保険者数の構成比	132
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数及び平均年齢	138
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数	145
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	146
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数	148
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	154
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	160
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	166
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	167
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	168
2. 組合管掌健康保険（抽出率 1/500）		173
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	175
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均標準報酬月額	176

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	182
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	188
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	195
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	199
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	203
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	206
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	212
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	218
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	224
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	231
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	232
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	234
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	240
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	246
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	252
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	253
第19表	年齢階級別・加入前制度別、加入者数	254
第20表	年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	255
3.	全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）	257
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	259
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	260
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	267
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	268
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	270

4. 船員保険（全数統計） 277

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、 被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、 平均標準賞与額及び平均総報酬額	279
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均標準報酬月額	284
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均標準賞与額	296
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均総報酬額	308
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	320
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均標準賞与額	326
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均総報酬額	332
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	338
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数 及び平均年齢	350
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均年齢	362
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	374
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数	378
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別 ・船舶種別、被扶養者数	386
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	398
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	410
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、加入者数	422
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、脱退者数	426

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組保管掌健康保険（以下「組合健保」という。）については、平成22年10月1日現在の被保険者並びに平成22年10月中に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、被保険者は健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者は500分の1、異動者（任意継続の資格取得者を除く）については50分の1で系統抽出した者とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、平成22年10月1日現在の被保険者並びに平成21年10月から平成22年9月の間の異動者の全数を調査対象者及び調査客体とする。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」という。）については、平成22年10月1日現在の被保険者の全数を調査対象者及び調査客体とする。
- (4) 船員保険については、平成22年10月1日現在の被保険者並びに平成22年1月から平成22年9月の間の異動者の全数調査対象者及び調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）については、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からはいなくなる。

3. 調査時点

調査時点は、被保険者は平成22年10月1日現在、異動者は、協会（一般）にあっては平成21年10月から平成22年9月までの間、組合健保にあっては平成22年10月中、船員保険にあっては、平成22年1月から平成22年9月までとした。

4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は別に掲げる様式によった。調査事項は調査票の記載事項とした。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、全国健康保険協会より集計表の提出を受けた。船員保険については、船員保険被保険者実態調査調査項目に掲げる事項とした。

5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行った。

平成 2 2 年度
健康保険被保険者実態調査調査票

秘

統計法に基づく一般統計調査

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強 制 2. 任 意 3. 任意継続 4. 特例退職																
事業所	都 道 府 県 番 号			業 態 番 号			事業所の 被保険者数								人		
被 保 険 者	性 別	1. 男 2. 女		生 年 月		1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成				年			月	被保険者等の区分		1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	
	資格取 得時期	1. 21年9月以前 2. 21年10月以降						標準報 酬月額					千円	標準 賞与額			千円
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()						基準収入額適用申請				1. 該当 2. 不該当					
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳															
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者															
被 扶 養 者		性 別	生 年 月						続 柄				扶養開始時期		介護保険		
	1	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他				1. 21年9月以前 2. 21年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()	
	2	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他				1. 21年9月以前 2. 21年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()	
	3	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他				1. 21年9月以前 2. 21年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()	
	4	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他				1. 21年9月以前 2. 21年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()	
	5	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他				1. 21年9月以前 2. 21年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()	
	6	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他				1. 21年9月以前 2. 21年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()	
	7	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他				1. 21年9月以前 2. 21年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()	
	8	1. 男 2. 女	1. 明 3. 昭 2. 大 4. 平			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他				1. 21年9月以前 2. 21年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()	

被保険者証	記号		番号	
-------	----	--	----	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

船員保険被保険者実態調査調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の業態番号
- ④ 船舶所有者の使用する船員の数
- ⑤ 被保険者等の性別
- ⑥ 被保険等の生年月日
- ⑦ 被保険者等の区分
- ⑧ 被保険者等の資格取得時期
- ⑨ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑩ 被保険者等の標準賞与額
- ⑪ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑫ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑬ 加入者が加入前に適用されていた医療保険制度
- ⑭ 脱退者が脱退後に適用される医療保険制度
- ⑮ 被扶養者の性別
- ⑯ 被扶養者の生年月日
- ⑰ 続柄
- ⑱ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑲ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

汽船等……………船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。

漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。

つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。

漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。

つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については500分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）19,698,462人、組合健保31,528人、法第3条第2項被保険者11,501人）並びに協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動した者（協会（一般）8,044,263人、組合健保9,410人）について集計を行った。

なお、平成22年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率（①／②）
協会（一般）	19,698,462	19,698,462	1.0
組合健保	15,720,918	31,528	498.6
法第3条第2項 被保険者	11,501	11,501	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成を総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると低い年齢の割合が高く、その中でも組合健保の年齢構成は協会（一般）よりもその傾向が大きくなっている。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は55～69歳の者の割合が高くなっている。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の20.2%に対し、協会（一般）は23.0%、組合健保は25.1%とともに高く、また、20歳以上40歳未満でも75歳未満総人口の28.4%に比べ、協会（一般）33.4%、組合健保35.6%と高くなっている。

しかし、40歳以上65歳未満では、75歳未満総人口の38.0%に対し、協会（一般）は38.7%と高いが、組合健保は36.8%と低くなっており、さらに65歳以上75歳未満では、75歳未満総人口の13.4%に対し、協会（一般）4.8%、組合健保2.6%と、ともに低くなっている。

法第3条第2項被保険者については、20歳未満が11.7%、20歳以上40歳未満が20.6%と、ともに75歳未満総人口に比べ低くなっているが、40～64歳、65～74歳はそれぞれ52.2%、14.7%と75歳未満総人口よりも高くなっている。

また、年齢階級別の構成割合をみると、協会（一般）では60歳未満、組合健保では55歳未満で75歳未満総人口を上回っているが、それ以降の年齢階級では逆に75歳未満総人口が協会（一般）及び組合健保を上回っている。

法第3条第2項被保険者の年齢構成については、45歳未満及び70歳以上では75歳未満総

人口を下回っているが、45歳以上70歳未満では逆に75歳未満総人口を上回っている。

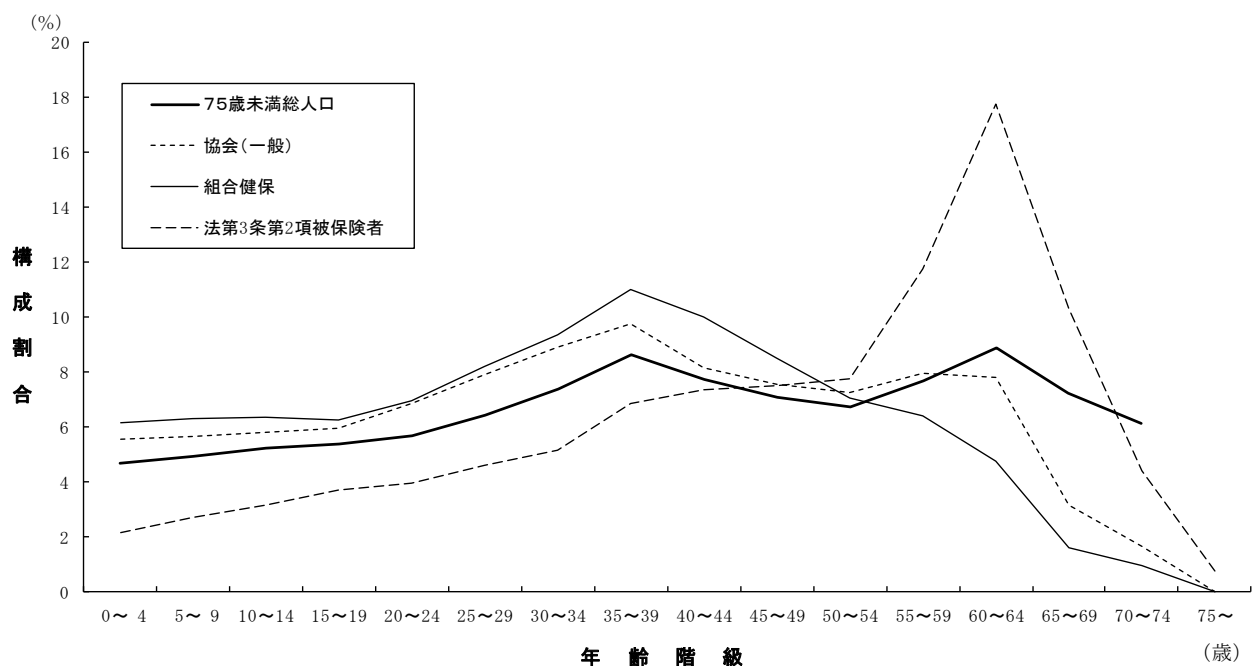
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（平成22年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会（一般）	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	4.2	4.7	5.5	6.2	2.2
5～9	4.4	4.9	5.6	6.3	2.7
10～14	4.7	5.2	5.8	6.4	3.1
15～19	4.8	5.4	6.0	6.2	3.7
20～24	5.1	5.7	6.9	7.0	4.0
25～29	5.7	6.5	7.9	8.2	4.6
30～34	6.6	7.4	8.9	9.4	5.2
35～39	7.7	8.7	9.8	11.0	6.9
40～44	6.9	7.7	8.2	10.0	7.4
45～49	6.3	7.1	7.5	8.5	7.5
50～54	6.0	6.8	7.3	7.1	7.8
55～59	6.8	7.7	8.0	6.4	11.8
60～64	7.9	8.9	7.8	4.8	17.8
65～69	6.5	7.3	3.2	1.6	10.3
70～74	5.5	6.2	1.7	1.0	4.4
75歳以上	11.1	・	0.0	0.0	0.7
（再 掲）					
0～19	18.0	20.2	23.0	25.1	11.7
うち未就学児	5.4	6.1	7.2	8.0	2.9
20～39	25.1	28.2	33.4	35.6	20.6
40～64	33.9	38.2	38.7	36.8	52.2
65～74	11.9	13.4	4.8	2.6	14.7
平均年齢（歳）	—	40.3	36.3	34.0	47.1

（注）「総人口」は、総務省統計局「平成22年国勢調査（人口等基本集計）」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（平成22年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成12年と平成17～22年までの6年間の推移を示したものが表2である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）は緩やかな減少傾向、組合健保は平成21年までは緩やかな増加傾向であったものの平成22年は減少に転じており、平成22年は、協会（一般）が0.7%、組合健保が0.6%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、前回調査で、前々回調査の0.1%から0.5%へと上昇したが、平成22年は横ばいの0.5%となっている。

20～39歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともにゆるやかな減少傾向となっており、平成22年では協会（一般）は42.9%、組合健保は48.4%となっている。法第3条第2項被保険者については、増加傾向となっており、平成22年では17.0%となっている。

40～64歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成22年には、協会（一般）51.5%、組合健保48.4%となっている。法第3条第2項被保険者については減少傾向となっており、平成22年には64.3%となっている。

65～74歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成22年は協会（一般）4.9%、組合健保2.6%となっている。法第3条第2項被保険者については増加傾向にあり、平成22年には17.4%となっている。

また、平成22年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性では35～39歳の割合が最も高く13.9%、次に30～34歳の12.3%となっており、協会（一般）の女性では25～29歳の割合が最も高く12.9%、次に30～34歳の11.8%となっている。一方、組合健保の男性では、35～39歳の割合が最も高く14.9%、次に40～44歳の13.8%となっており、また、組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く17.0%、次に高いのが30～34歳の15.4%となっている。また、法第3条第2項被保険者の男性では、60～64歳の割合が最も高く20.4%、次に55～59歳の割合が14.4%となっており、法第3条第2項被保険者の女性では、60～64歳の割合が最も高く30.3%、次に65～69歳の割合が16.2%となっており、55～69歳で全体の6割以上を占めている。

なお、平均年齢は、協会（一般）、組合健保については長期的に上昇傾向にあり、平成22年は協会（一般）43.8歳、組合健保41.5歳となっている。また、法第3条第2項被保険者は53.5歳となっている。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が44.7歳、女性が42.3歳、組合健保の男性が42.8歳、女性が38.6歳、法第3条第2項被保険者の男性が52.6歳、女性が58.0歳となっている。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きくなっており、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高くなっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位：％)

年齢階級	平成 12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年		
							総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.9
20～24	9.8	8.1	8.0	7.8	7.5	7.0	6.7	5.0	9.3
25～29	14.0	12.6	12.2	11.8	11.6	11.3	11.0	9.9	12.9
30～34	10.4	13.0	13.1	12.9	12.8	12.4	12.1	12.3	11.8
35～39	9.4	10.5	11.2	11.6	12.2	12.7	13.0	13.9	11.6
40～44	9.6	10.0	9.8	10.0	10.4	10.8	11.0	11.3	10.6
45～49	11.0	10.0	9.9	10.0	10.1	10.2	10.5	10.1	11.1
50～54	12.7	10.8	10.4	10.0	10.0	10.0	10.0	9.6	10.6
55～59	10.3	12.1	12.7	12.2	11.7	10.9	10.3	10.4	10.1
60～64	6.3	6.9	6.6	7.4	8.4	9.1	9.7	11.0	7.6
65～69	3.1	2.7	2.8	3.0	3.2	3.5	3.5	4.2	2.4
70～74	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.6	1.0
75歳以上	0.9	1.1	1.1	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再 掲)									
20～39歳	43.6	44.2	44.4	44.1	44.1	43.4	42.9	41.2	45.6
40～64	50.0	49.8	49.5	49.6	50.6	51.1	51.5	52.4	50.1
65～74	4.5	4.0	4.2	4.3	4.6	4.9	4.9	5.8	3.4
平均年齢（歳）	42.8	43.2	43.3	43.5	43.3	43.6	43.8	44.7	42.3

(注1) 平成21年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(2) 組合健保

(単位：％)

年齢階級	平成 12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年		
							総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6
20～24	8.7	7.4	7.6	8.0	8.0	7.8	7.1	5.6	10.6
25～29	16.4	14.1	13.6	13.5	13.3	12.9	12.9	11.1	17.0
30～34	13.6	16.0	15.1	14.8	14.2	13.6	13.4	12.5	15.4
35～39	11.9	13.4	14.4	14.5	14.7	14.9	15.0	14.9	15.2
40～44	10.1	11.8	11.8	12.1	12.2	13.0	13.5	13.8	12.6
45～49	10.6	9.9	10.2	10.2	10.5	10.8	11.3	12.0	9.6
50～54	12.7	9.9	9.7	9.0	9.0	8.9	9.2	9.8	7.7
55～59	9.8	10.2	10.5	10.1	9.5	8.9	8.3	9.1	6.4
60～64	3.9	4.3	4.2	4.6	5.4	5.7	6.2	7.3	3.6
65～69	1.2	1.5	1.5	1.5	1.6	1.8	1.7	2.1	0.8
70～74	0.3	0.5	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1	0.3
75歳以上	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再 掲)									
20～39歳	50.6	50.9	50.6	50.7	50.2	49.1	48.4	44.1	58.3
40～64	47.1	46.2	46.3	46.1	46.6	47.4	48.4	52.1	40.0
65～74	1.5	2.0	2.1	2.3	2.4	2.7	2.6	3.2	1.2
平均年齢（歳）	40.2	40.9	41.1	41.1	41.1	41.3	41.5	42.8	38.6

(注1) 平成21年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位：％)

年齢階級	平成 12年	15年	18年	21年	22年		
					総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.2	0.1	0.1	0.5	0.5	0.6	0.1
20～24	1.3	1.3	1.3	1.8	2.1	2.5	0.5
25～29	1.8	2.0	2.4	3.6	3.6	4.1	1.3
30～34	2.7	4.1	3.8	4.5	4.4	4.8	2.9
35～39	3.1	4.6	5.8	6.8	6.9	7.6	3.2
40～44	4.5	5.1	6.8	8.9	8.7	9.5	4.7
45～49	9.3	8.1	7.2	8.6	9.2	9.6	7.3
50～54	18.3	17.5	12.3	9.9	9.6	9.6	9.6
55～59	21.0	21.7	23.4	16.5	14.7	14.4	15.8
60～64	23.1	22.7	22.6	21.5	22.1	20.4	30.3
65～69	10.8	8.2	9.0	12.0	12.4	11.6	16.2
70～74	2.7	3.1	4.0	4.9	4.9	4.5	6.9
75歳以上	1.1	1.4	1.0	0.4	0.8	0.8	1.1
(再 掲)							
20～39歳	9.0	12.0	13.3	16.6	17.0	18.9	7.9
40～64	76.3	75.1	72.4	65.5	64.3	63.6	67.8
65～74	13.5	11.3	13.1	17.0	17.4	16.2	23.2
平均年齢（歳）	55.0	54.2	54.7	53.5	53.5	52.6	58.0

(注1) 平成21年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成12年と平成17～22年までの6年間の推移を示したものが表3である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

被扶養者の19歳以下の割合は、協会（一般）については概ね横ばい、組合健保については増加傾向となっており、協会（一般）51.9%、組合健保52.6%となっている。また、法第3条第2項被保険者では33.4%となっている。20～39歳の割合は、平成22年では、協会（一般）21.2%、組合健保21.1%であり、協会（一般）、組合健保ともに概ね減少傾向となっている。また、法第3条第2項被保険者については27.6%となっており、前回調査よりも減少している。

40～64歳の割合は、協会（一般）、組合健保については概ね横ばいとなっており、平成22年では協会（一般）22.2%、組合健保23.7%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、28.9%となっている。

65～74歳の割合は、平成21年では協会（一般）は4.8%、組合健保は2.6%で概ね横ばいとなっている。また、法第3条第2項被保険者は9.6%となっている。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位：%)

年齢階級	平成12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	11.4	11.7	11.8	11.8	12.8	12.6	12.7
5～9	11.3	11.8	12.0	12.2	13.1	13.1	13.0
10～14	12.1	11.9	12.1	12.2	13.3	13.3	13.3
15～19	12.6	12.0	11.9	11.8	12.7	12.7	12.8
20～24	7.2	7.1	6.8	6.7	6.9	7.0	7.1
25～29	4.8	4.1	3.9	3.8	3.9	3.9	3.9
30～34	4.7	5.1	5.1	4.9	5.1	4.9	4.7
35～39	4.3	4.5	4.8	4.9	5.4	5.5	5.5
40～44	3.7	3.9	3.8	3.8	4.2	4.4	4.4
45～49	3.9	3.5	3.5	3.4	3.7	3.7	3.8
50～54	4.7	4.2	4.0	3.8	3.9	3.9	3.8
55～59	4.1	5.1	5.5	5.4	5.6	5.2	4.9
60～64	3.3	3.6	3.5	3.7	4.5	4.9	5.3
65～69	2.9	2.5	2.5	2.5	2.7	2.8	2.7
70～74	2.7	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.0
75歳以上	6.5	6.5	6.6	6.6	0.0	0.0	0.0
(再 掲)							
0～19歳	47.3	47.4	47.7	48.0	51.9	51.7	51.9
うち未就学児	...	...	...	...	16.7	16.5	16.5
20～39	20.9	20.9	20.6	20.3	21.3	21.3	21.2
40～64	19.7	20.3	20.2	20.2	21.9	22.0	22.2
65～74	5.6	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8

(注) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(2) 組合健保

(単位：％)

年齢階級	平成 12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	11.7	12.6	12.3	12.3	13.2	12.8	13.1
5～9	11.7	12.7	13.3	13.0	13.7	13.9	13.4
10～14	12.0	12.2	12.5	12.5	12.9	13.2	13.5
15～19	12.8	12.1	12.0	12.2	12.3	12.1	12.6
20～24	7.5	6.9	6.8	6.5	6.6	6.8	6.8
25～29	4.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	2.9
30～34	5.6	6.0	5.3	5.5	5.3	4.8	4.8
35～39	5.8	6.1	6.6	6.4	6.7	6.9	6.6
40～44	5.2	5.7	5.7	5.7	6.0	6.1	6.1
45～49	5.2	4.8	4.6	4.9	5.0	5.3	5.4
50～54	6.2	5.1	4.9	4.7	4.7	4.7	4.7
55～59	3.8	4.8	5.0	5.0	5.0	4.8	4.3
60～64	1.9	2.2	2.1	2.3	2.8	3.0	3.2
65～69	1.4	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.5
70～74	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.0	1.1
75歳以上	3.7	3.3	3.3	3.2	0.0	0.0	0.0
(再 掲)							
0～19歳	48.3	49.6	50.1	50.0	52.1	51.9	52.6
うち未就学児	...	...	...	...	17.3	17.0	17.0
20～39	23.1	22.1	21.8	21.5	21.7	21.5	21.1
40～64	22.3	22.6	22.3	22.6	23.6	24.0	23.7
65～74	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.6	2.6

(注) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位：％)

年齢階級	平成 12年	15年	18年	21年	22年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	4.8	5.3	5.4	6.1	6.4
5～9	5.1	6.4	6.6	7.8	7.9
10～14	7.8	7.1	7.1	9.2	9.3
15～19	9.4	8.7	8.1	9.1	9.9
20～24	8.3	7.8	7.6	7.8	7.5
25～29	8.5	7.3	7.2	6.6	6.6
30～34	5.5	7.1	8.8	6.6	6.5
35～39	4.1	4.4	6.1	6.9	6.9
40～44	3.1	3.8	3.6	4.5	4.8
45～49	4.3	3.0	3.0	4.3	4.2
50～54	6.8	6.4	4.2	4.4	4.3
55～59	6.7	7.4	8.4	6.7	6.2
60～64	8.3	7.3	7.9	9.2	9.5
65～69	6.0	5.3	5.2	6.9	6.2
70～74	3.8	3.9	3.6	3.5	3.3
75歳以上	7.4	8.9	7.2	0.4	0.6
(再 掲)					
0～19歳	27.1	27.5	27.2	32.3	33.4
うち未就学児	...	...	...	8.3	8.7
20～39	26.4	26.5	29.8	27.9	27.6
40～64	29.2	27.8	27.0	29.1	28.9
65～74	9.8	9.2	8.8	10.4	9.6

(注) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

次に、平成22年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）60.8%、組合健保60.3%、法第3条第2項被保険者51.7%となっている。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は、協会（一般）9.3%、組合健保7.9%となっている。配偶者の割合は協会（一般）が34.1%、組合健保が37.6%、法第3条第2項被保険者が43.2%であり、協会（一般）及び組合健保は35～39歳、法第3条第2項被保険者は60～64歳の階級が最も多くなっている。直系尊属は協会（一般）4.1%、組合健保1.7%、法第3条第2項被保険者2.5%であり、いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は、協会（一般）は1.0%、組合健保は0.4%、法第3条第2項被保険者は2.6%であり、いずれの制度も各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成22年10月1日現在）

（1）協会（一般）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	100.0	60.8	34.1	4.1	1.0
0～4歳	12.7	12.6	0.0	0.0	0.1
5～9	13.0	12.9	0.0	0.0	0.1
10～14	13.3	13.3	0.0	0.0	0.1
15～19	12.8	12.7	0.0	0.0	0.1
20～24	7.1	6.4	0.6	0.0	0.1
25～29	3.9	1.7	2.1	0.0	0.0
30～34	4.7	0.7	4.0	0.0	0.0
35～39	5.5	0.3	5.1	0.0	0.0
40～44	4.4	0.1	4.3	0.0	0.0
45～49	3.8	0.0	3.7	0.0	0.0
50～54	3.8	0.0	3.6	0.1	0.0
55～59	4.9	0.0	4.5	0.3	0.1
60～64	5.3	0.0	4.3	0.9	0.1
65～69	2.7	0.0	1.5	1.2	0.1
70～74	2.0	0.0	0.4	1.5	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
（再掲）未就学児	16.5	16.4	0.0	0.0	0.1

(2) 組合健保

(単位：％)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	100.0	60.3	37.6	1.7	0.4
0～4歳	13.1	13.1	0.0	0.0	0.0
5～9	13.4	13.3	0.0	0.0	0.0
10～14	13.5	13.4	0.0	0.0	0.0
15～19	12.6	12.5	0.0	0.0	0.0
20～24	6.8	6.4	0.4	0.0	0.0
25～29	2.9	1.0	1.9	0.0	0.0
30～34	4.8	0.4	4.5	0.0	0.0
35～39	6.6	0.1	6.4	0.0	0.0
40～44	6.1	0.0	6.1	0.0	0.0
45～49	5.4	0.0	5.4	0.0	0.0
50～54	4.7	0.0	4.6	0.0	0.0
55～59	4.3	0.0	4.2	0.1	0.0
60～64	3.2	0.0	2.9	0.3	0.0
65～69	1.5	0.0	0.9	0.5	0.0
70～74	1.1	0.0	0.3	0.7	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	17.0	17.0	0.0	0.0	0.0

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位：％)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	100.0	51.7	43.2	2.5	2.6
0～4歳	6.4	6.0	0.0	0.0	0.4
5～9	7.9	7.7	0.0	0.0	0.3
10～14	9.3	9.0	0.0	0.0	0.2
15～19	9.9	9.5	0.1	0.0	0.3
20～24	7.5	6.9	0.5	0.0	0.2
25～29	6.6	5.1	1.4	0.0	0.1
30～34	6.5	3.5	2.9	0.0	0.2
35～39	6.9	2.8	4.0	0.0	0.1
40～44	4.8	0.8	3.8	0.0	0.1
45～49	4.2	0.2	3.9	0.0	0.1
50～54	4.3	0.1	4.1	0.0	0.0
55～59	6.2	0.1	5.8	0.1	0.2
60～64	9.5	0.0	8.9	0.4	0.1
65～69	6.2	0.1	5.5	0.6	0.1
70～74	3.3	0.0	2.1	1.1	0.2
75歳以上	0.6	0.0	0.2	0.3	0.1
(再掲) 未就学児	8.7	8.2	0.0	0.0	0.5

4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成12年と平成17～22年までの6年間の推移を示したものが表5であり、平成22年の総数をグラフにしたのが図2である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

年齢計でみた扶養率は長期的に減少傾向にあり、平成22年の協会（一般）については0.770となっている。組合健保についても減少傾向にあるものの、平成22年については前年より上昇しており、0.891となっている。また、法第3条第2項被保険者は0.516となっている。

年齢階級別に扶養率の最近6年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳、法第3条第2項被保険者は35～39歳で毎年同じである。

平成22年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性については年齢の上昇とともに概ね増加し、協会（一般）、組合健保ともに45～49歳で、法第3条第2項被保険者は35～39歳でピークとなる。また、ピーク時の扶養率は協会（一般）1.693、組合健保1.856、法第3条第2項被保険者0.758である。それ以降は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は協会（一般）1.121、組合健保1.222、法第3条第2項被保険者0.560となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は、協会（一般）0.207、組合健保0.134、法第3条第2項被保険者0.298となっている。また、協会（一般）、組合健保、法第3条第2項被保険者いずれも40～44歳がピークとなり、その扶養率は協会（一般）0.434、組合健保0.280、法第3条第2項被保険者0.717である。

表5 年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）

年齢階級	平成 12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年		
							総数	男性	女性
総 数	0.888	0.855	0.839	0.821	0.763	0.772	0.770	1.121	0.207
15～19歳	0.028	0.026	0.025	0.025	0.029	0.029	0.027	0.041	0.012
20～24	0.106	0.110	0.107	0.107	0.106	0.105	0.103	0.194	0.024
25～29	0.365	0.350	0.345	0.341	0.333	0.333	0.331	0.536	0.078
30～34	0.907	0.796	0.786	0.764	0.749	0.746	0.736	1.059	0.195
35～39	1.388	1.204	1.173	1.136	1.101	1.095	1.078	1.455	0.352
40～44	1.587	1.406	1.360	1.312	1.250	1.241	1.215	1.674	0.434
45～49	1.437	1.374	1.336	1.289	1.170	1.165	1.147	1.693	0.354
50～54	1.091	1.097	1.075	1.056	0.904	0.913	0.906	1.381	0.217
55～59	0.752	0.809	0.786	0.771	0.626	0.643	0.651	0.967	0.129
60～64	0.675	0.709	0.704	0.694	0.587	0.594	0.595	0.810	0.094
65～69	0.639	0.642	0.639	0.632	0.567	0.576	0.581	0.763	0.064
70～74	0.545	0.542	0.540	0.537	0.484	0.488	0.491	0.669	0.040
75歳以上	0.408	0.388	0.391	0.382	0.223	0.314	0.331	0.495	0.019

（注）平成21年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	平成 12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年		
							総数	男性	女性
総 数	1.079	0.992	0.970	0.934	0.893	0.879	0.891	1.222	0.134
15～19歳	0.009	0.020	0.012	0.008	0.022	0.038	0.026	0.036	0.000
20～24	0.060	0.066	0.060	0.049	0.075	0.054	0.071	0.123	0.008
25～29	0.275	0.253	0.242	0.256	0.257	0.237	0.246	0.385	0.039
30～34	0.862	0.742	0.707	0.688	0.680	0.674	0.677	0.988	0.099
35～39	1.564	1.226	1.217	1.142	1.113	1.088	1.063	1.452	0.190
40～44	1.880	1.589	1.540	1.452	1.425	1.380	1.327	1.745	0.280
45～49	1.857	1.730	1.688	1.594	1.513	1.440	1.445	1.856	0.274
50～54	1.483	1.452	1.427	1.424	1.259	1.268	1.303	1.694	0.160
55～59	1.048	1.070	1.017	1.015	0.917	0.893	0.921	1.176	0.096
60～64	0.890	0.890	0.846	0.863	0.775	0.753	0.767	0.924	0.043
65～69	0.833	0.853	0.815	0.809	0.770	0.766	0.742	0.863	0.038
70～74	0.675	0.722	0.788	0.759	0.708	0.738	0.754	0.835	0.156
75歳以上	0.500	0.333	0.444	0.412	—	—	—	—	—

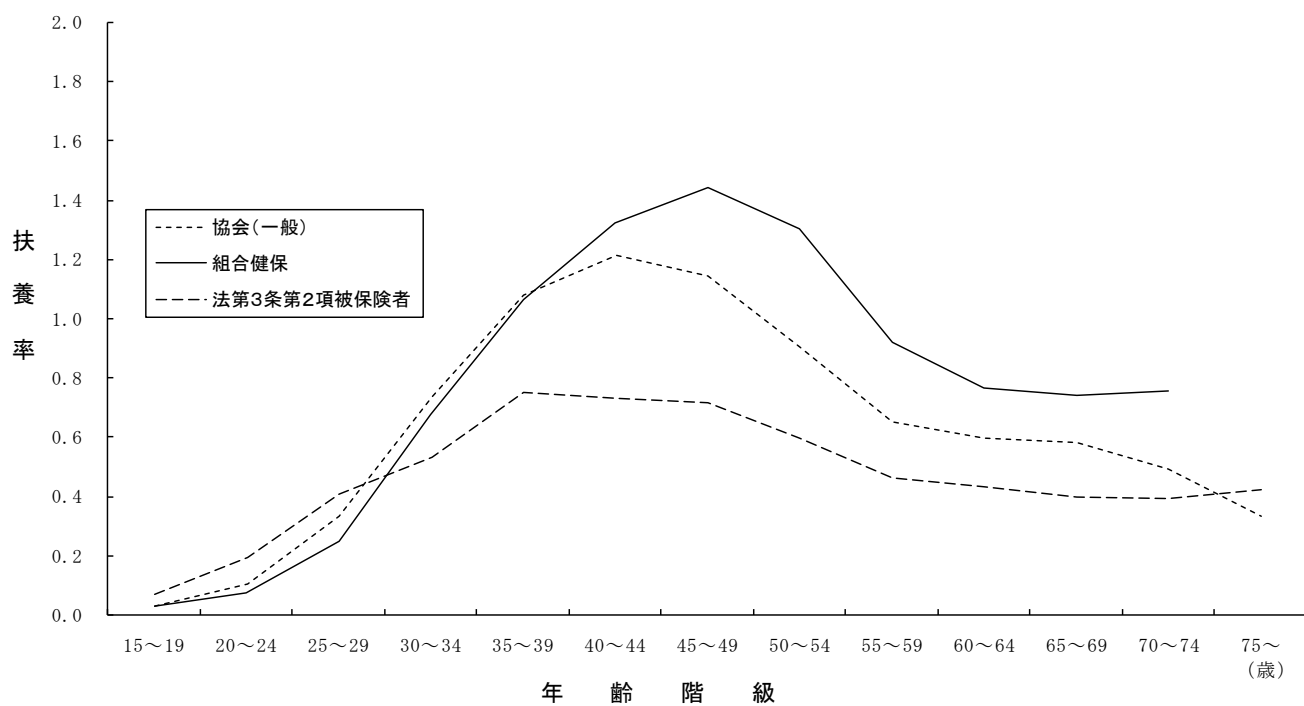
(注) 平成21年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	平成 12年	15年	18年	21年	22年		
					総数	男性	女性
総 数	0.496	0.515	0.659	0.525	0.516	0.560	0.298
15～19歳	0.000	0.000	0.000	0.019	0.068	0.070	0.000
20～24	0.119	0.451	0.405	0.185	0.191	0.194	0.111
25～29	0.417	0.400	0.388	0.424	0.407	0.430	0.040
30～34	0.949	0.576	1.009	0.547	0.530	0.547	0.393
35～39	0.985	0.925	1.103	0.766	0.749	0.758	0.651
40～44	0.925	0.908	0.959	0.758	0.732	0.733	0.717
45～49	0.680	0.679	0.799	0.749	0.714	0.738	0.559
50～54	0.553	0.534	0.771	0.564	0.596	0.639	0.390
55～59	0.381	0.421	0.575	0.459	0.463	0.502	0.286
60～64	0.369	0.377	0.498	0.433	0.431	0.488	0.241
65～69	0.400	0.505	0.510	0.406	0.396	0.465	0.152
70～74	0.445	0.512	0.600	0.450	0.393	0.487	0.089
75歳以上	0.329	0.379	0.581	0.396	0.421	0.466	0.273

(注) 平成21年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 年齢階級別扶養率（平成22年10月1日現在）



次に、平成22年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.468、組合健保0.537、法第3条第2項被保険者は0.267、配偶者は協会（一般）0.263、組合健保0.335、法第3条第2項被保険者は0.223、直系尊属は協会（一般）0.032、組合健保0.015、法第3条第2項被保険者は0.013、その他は協会（一般）0.008、組合健保0.004、法第3条第2項被保険者は0.013と、概ね組合健保が一番高く、法第3条第2項被保険者が一番低くなっているが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が一番高くなっている。

被保険者の年齢階級別にみた子の扶養率は山型をなしており、ピークは協会（一般）は40～44歳の0.848、組合健保は45～49歳の0.980、法第3条第2項被保険者は35～39歳の0.477である。配偶者の扶養率は、協会（一般）については、65～69歳、組合健保、法第3条第2項被保険者については、70～74歳が最も高くなっており、協会（一般）は0.485、組合健保は0.675、法第3条第2項被保険者が0.326となっている。直系尊属の扶養率は年齢階級別にみると山型をなしており、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳、法第3条第2項被保険者は35～39歳がピークであり、協会（一般）が0.074、組合健保が0.034、法第3条第2項被保険者が0.044となっている。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成22年10月1日現在）

（1）協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.770	0.468	0.263	0.032	0.008
15～19歳	0.027	0.007	0.008	0.007	0.004
20～24	0.103	0.051	0.037	0.011	0.004
25～29	0.331	0.197	0.110	0.020	0.004
30～34	0.736	0.478	0.215	0.038	0.005
35～39	1.078	0.733	0.281	0.058	0.007
40～44	1.215	0.848	0.285	0.074	0.008
45～49	1.147	0.809	0.269	0.059	0.010
50～54	0.906	0.602	0.276	0.019	0.010
55～59	0.651	0.314	0.326	0.001	0.010
60～64	0.595	0.152	0.433	0.000	0.009
65～69	0.581	0.087	0.485	0.000	0.009
70～74	0.491	0.060	0.421	0.000	0.010
75歳以上	0.331	0.046	0.279	0.000	0.006

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.891	0.537	0.335	0.015	0.004
15～19歳	0.026	0.015	0.010	0.000	0.000
20～24	0.071	0.035	0.028	0.005	0.002
25～29	0.246	0.141	0.097	0.006	0.002
30～34	0.677	0.428	0.232	0.015	0.002
35～39	1.063	0.706	0.332	0.024	0.002
40～44	1.327	0.897	0.392	0.034	0.004
45～49	1.445	0.980	0.429	0.029	0.006
50～54	1.303	0.822	0.465	0.008	0.009
55～59	0.921	0.413	0.503	0.000	0.005
60～64	0.767	0.166	0.597	0.000	0.005
65～69	0.742	0.072	0.662	0.000	0.007
70～74	0.754	0.078	0.675	0.000	0.000
75歳以上	-	-	-	-	-

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.516	0.267	0.223	0.013	0.013
15～19歳	0.068	0.034	0.034	0.000	0.000
20～24	0.191	0.102	0.069	0.008	0.012
25～29	0.407	0.249	0.148	0.007	0.002
30～34	0.530	0.331	0.176	0.020	0.004
35～39	0.749	0.477	0.227	0.044	0.001
40～44	0.732	0.473	0.220	0.030	0.009
45～49	0.714	0.467	0.200	0.036	0.011
50～54	0.596	0.368	0.195	0.019	0.014
55～59	0.463	0.236	0.198	0.004	0.025
60～64	0.431	0.169	0.240	0.001	0.021
65～69	0.396	0.102	0.284	0.001	0.008
70～74	0.393	0.058	0.326	0.000	0.009
75歳以上	0.421	0.116	0.305	0.000	0.000

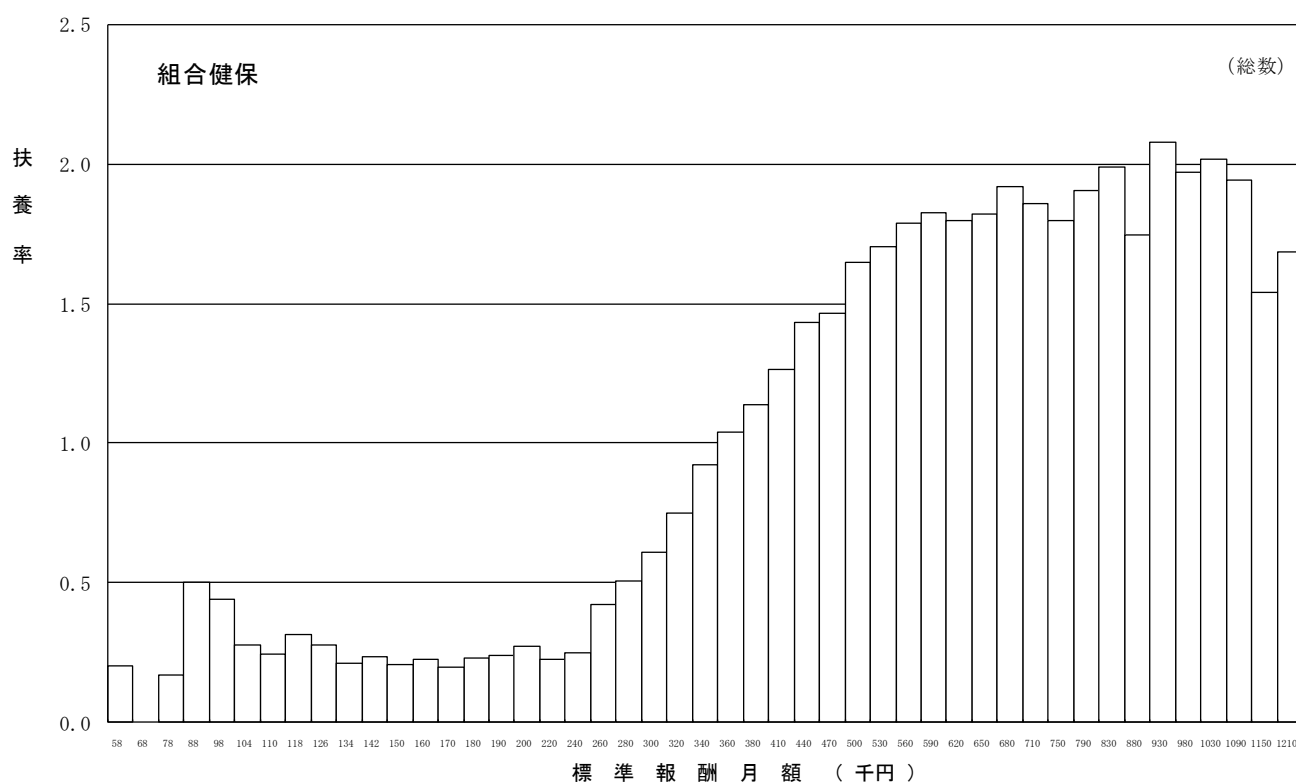
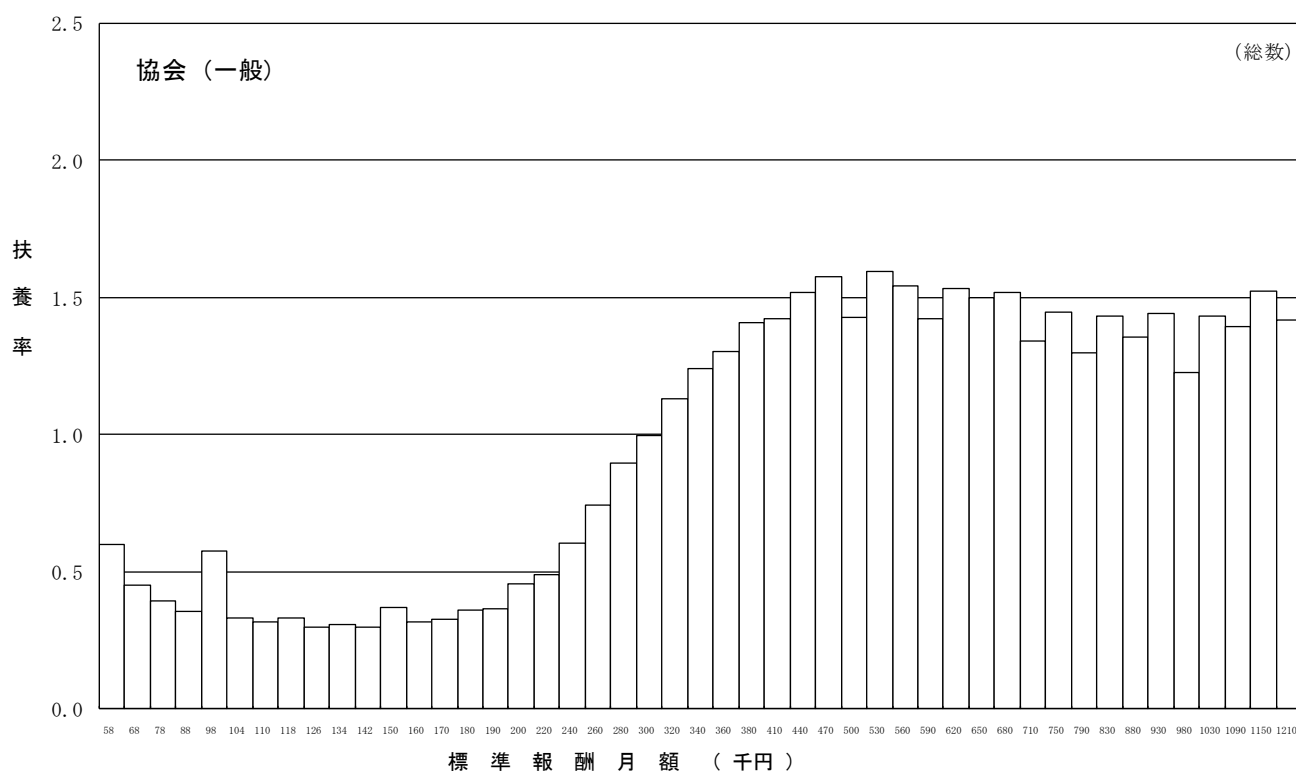
5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）、組合健保ともに、概ね標準報酬月額が20万円程度から60万円程度の間で、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは、協会（一般）で標準報酬月額53万円の1.743、組合健保で標準報酬月額109万円の2.178となっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成22年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総 数	男性	女性	総 数	男性	女性
総 数	0.770	1.121	0.207	0.891	1.222	0.134
58,000 円	0.596	0.876	0.146	0.200	0.333	0.000
68,000	0.452	0.704	0.162	0.000	0.000	0.000
78,000	0.392	0.699	0.157	0.167	0.000	0.200
88,000	0.354	0.631	0.195	0.500	1.000	0.167
98,000	0.575	0.907	0.179	0.442	0.647	0.308
104,000	0.331	0.605	0.221	0.275	0.444	0.238
110,000	0.314	0.594	0.210	0.242	0.545	0.151
118,000	0.331	0.638	0.205	0.313	0.304	0.314
126,000	0.295	0.554	0.206	0.274	0.377	0.241
134,000	0.304	0.571	0.201	0.211	0.444	0.151
142,000	0.295	0.547	0.196	0.232	0.373	0.190
150,000	0.371	0.686	0.189	0.208	0.415	0.144
160,000	0.317	0.562	0.191	0.223	0.404	0.146
170,000	0.327	0.565	0.187	0.195	0.337	0.135
180,000	0.358	0.596	0.187	0.229	0.459	0.117
190,000	0.363	0.590	0.189	0.237	0.398	0.149
200,000	0.454	0.711	0.184	0.274	0.443	0.127
220,000	0.487	0.718	0.196	0.225	0.366	0.103
240,000	0.602	0.833	0.210	0.249	0.403	0.083
260,000	0.742	0.974	0.219	0.420	0.607	0.090
280,000	0.897	1.114	0.234	0.505	0.715	0.086
300,000	0.996	1.235	0.233	0.607	0.825	0.098
320,000	1.130	1.349	0.265	0.748	0.961	0.094
340,000	1.241	1.453	0.283	0.922	1.159	0.114
360,000	1.304	1.518	0.275	1.038	1.265	0.182
380,000	1.408	1.606	0.302	1.137	1.329	0.179
410,000	1.423	1.631	0.276	1.264	1.443	0.158
440,000	1.517	1.702	0.297	1.433	1.588	0.189
470,000	1.575	1.738	0.326	1.466	1.604	0.213
500,000	1.429	1.649	0.235	1.648	1.771	0.220
530,000	1.596	1.743	0.296	1.702	1.799	0.339
560,000	1.543	1.703	0.252	1.790	1.875	0.083
590,000	1.424	1.623	0.213	1.826	1.936	0.395
620,000	1.534	1.680	0.254	1.796	1.879	0.045
650,000	1.497	1.664	0.214	1.819	1.948	0.115
680,000	1.520	1.662	0.232	1.920	1.936	1.286
710,000	1.339	1.550	0.182	1.858	1.918	0.273
750,000	1.447	1.613	0.210	1.798	1.858	0.667
790,000	1.297	1.511	0.190	1.906	2.006	0.273
830,000	1.432	1.589	0.214	1.988	2.102	0.200
880,000	1.354	1.536	0.193	1.748	1.809	1.167
930,000	1.442	1.590	0.233	2.080	2.131	1.000
980,000	1.228	1.445	0.203	1.973	2.149	0.000
1,030,000	1.430	1.574	0.269	2.018	2.094	0.000
1,090,000	1.392	1.560	0.220	1.941	2.178	0.167
1,150,000	1.521	1.669	0.264	1.540	1.829	0.222
1,210,000	1.416	1.571	0.244	1.686	1.792	0.278

図3 標準報酬月額別扶養率（平成22年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）、組合健保ともに、概ね総報酬が200万円程度から700万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは協会（一般）が1,700万円以上1,750万円未満の2.004、組合健保が1,850万円以上1,900万円未満の2.444となっている。また、800万円未満の階級においては、扶養率は協会（一般）の方が組合健保よりも高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成22年10月1日現在）

総報酬額階級			協会（一般）			組合健保		
			総 数	男性	女性	総 数	男性	女性
総 数			0.770	1.121	0.207	0.891	1.222	0.134
～ 999,000 円			0.505	0.803	0.152	0.100	0.000	0.125
1,000,000 ～ 1,499,000			0.418	0.761	0.200	0.299	0.537	0.224
1,500,000 ～ 1,999,000			0.334	0.606	0.196	0.233	0.393	0.180
2,000,000 ～ 2,499,000			0.401	0.657	0.187	0.258	0.475	0.134
2,500,000 ～ 2,999,000			0.484	0.734	0.192	0.242	0.403	0.110
3,000,000 ～ 3,499,000			0.668	0.922	0.201	0.368	0.566	0.094
3,500,000 ～ 3,999,000			0.822	1.080	0.216	0.442	0.648	0.082
4,000,000 ～ 4,499,000			1.020	1.276	0.242	0.608	0.842	0.091
4,500,000 ～ 4,999,000			1.189	1.445	0.258	0.836	1.073	0.126
5,000,000 ～ 5,499,000			1.323	1.577	0.288	0.923	1.133	0.139
5,500,000 ～ 5,999,000			1.425	1.666	0.312	1.223	1.436	0.178
6,000,000 ～ 6,499,000			1.429	1.663	0.285	1.300	1.495	0.149
6,500,000 ～ 6,999,000			1.537	1.744	0.320	1.413	1.569	0.151
7,000,000 ～ 7,499,000			1.495	1.698	0.277	1.460	1.588	0.207
7,500,000 ～ 7,999,000			1.590	1.766	0.295	1.584	1.718	0.234
8,000,000 ～ 8,499,000			1.604	1.765	0.286	1.681	1.780	0.373
8,500,000 ～ 8,999,000			1.476	1.664	0.225	1.808	1.905	0.293
9,000,000 ～ 9,499,000			1.433	1.621	0.212	1.825	1.926	0.324
9,500,000 ～ 9,999,000			1.527	1.674	0.237	1.901	1.989	0.320
10,000,000 ～ 10,499,000			1.602	1.736	0.242	1.883	1.925	0.636
10,500,000 ～ 10,999,000			1.426	1.601	0.186	1.780	1.855	0.579
11,000,000 ～ 11,499,000			1.485	1.633	0.225	1.940	2.004	0.400
11,500,000 ～ 11,999,000			1.252	1.464	0.200	1.774	1.841	0.222
12,000,000 ～ 12,499,000			1.448	1.592	0.264	1.967	2.023	0.000
12,500,000 ～ 12,999,000			1.496	1.643	0.266	2.033	2.052	1.600
13,000,000 ～ 13,499,000			1.374	1.541	0.223	2.112	2.176	0.800
13,500,000 ～ 13,999,000			1.453	1.606	0.245	1.990	2.097	0.000
14,000,000 ～ 14,499,000			1.545	1.684	0.274	2.082	2.172	0.333
14,500,000 ～ 14,999,000			1.368	1.530	0.240	1.751	1.855	0.214
15,000,000 ～ 15,499,000			1.600	1.741	0.282	1.984	2.283	0.000
15,500,000 ～ 15,999,000			1.627	1.752	0.251	2.206	2.344	0.000
16,000,000 ～ 16,499,000			1.674	1.811	0.286	2.077	2.261	0.000
16,500,000 ～ 16,999,000			1.684	1.815	0.211	2.028	2.147	0.000
17,000,000 ～ 17,499,000			1.889	2.004	0.384	1.862	2.000	0.667
17,500,000 ～ 17,999,000			1.746	1.844	0.370	2.043	2.043	0.000
18,000,000 ～ 18,499,000			1.800	1.904	0.333	2.000	2.200	0.000
18,500,000 ～ 18,999,000			1.686	1.783	0.209	2.444	2.444	0.000
19,000,000 ～ 19,499,000			1.668	1.754	0.351	1.667	1.667	0.000
19,500,000 ～ 19,999,000			1.473	1.562	0.276	1.581	1.581	0.000
20,000,000 ～			1.542	1.663	0.136	0.667	1.000	0.000

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

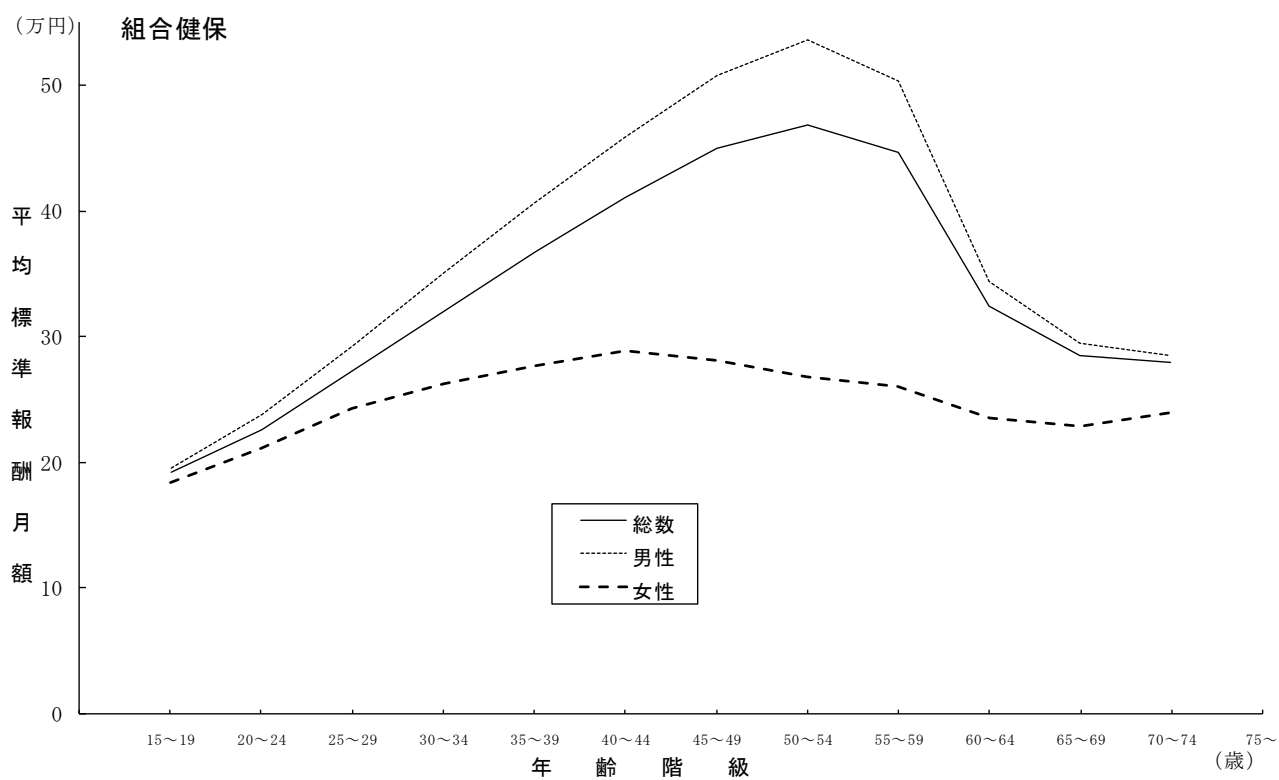
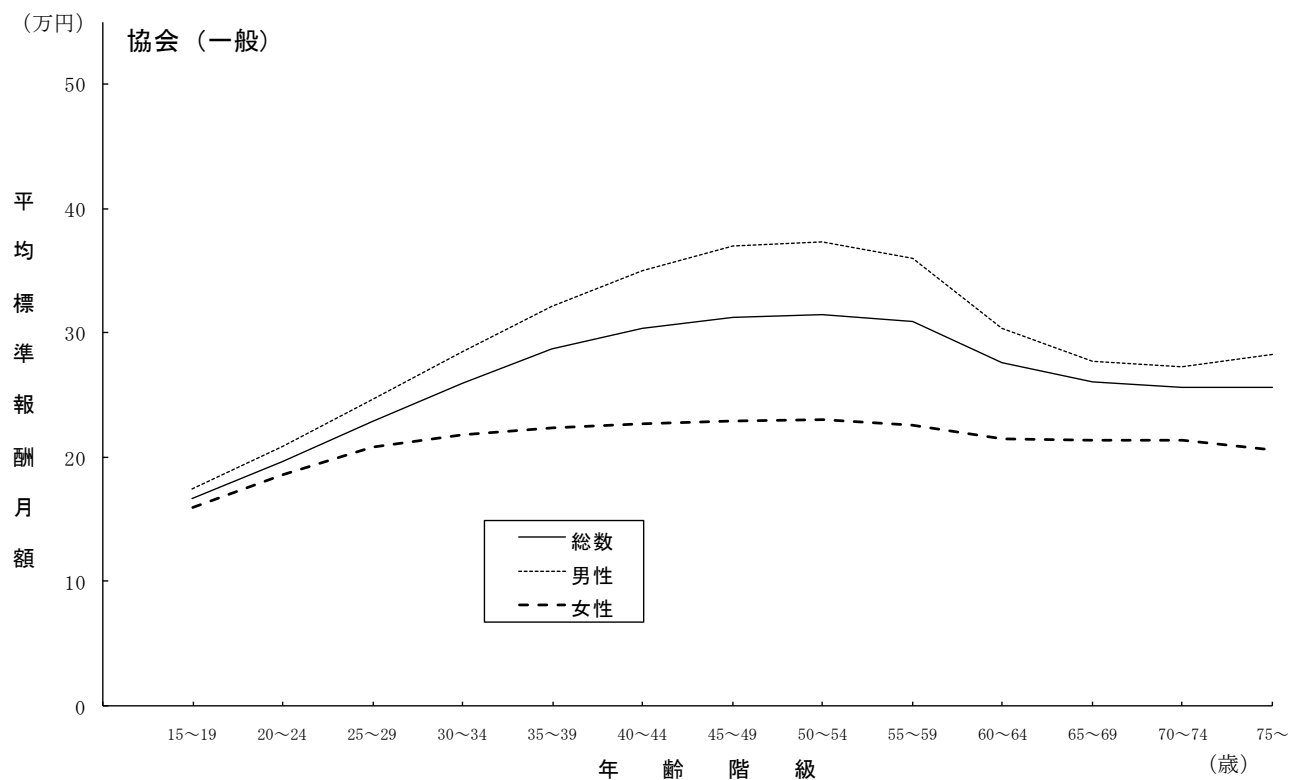
被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9－1及び図4である。男性は年齢階級別にみると山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が373,699円、組合健保が536,553円となっており、これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.14倍、組合健保は約2.75倍となっている。協会（一般）は40歳ごろ、組合健保は45歳ごろまでの平均標準報酬月額は年齢階級の上昇とともに3～5万円程度増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少する傾向となっている。一方、女性の平均標準報酬月額は、協会（一般）は16万円～23万円台、組合健保は18万円～28万円台で推移している。

平均標準報酬月額について、組合健保の協会（一般）に対する比率でみると、男性は50～54歳、女性は40～44歳の階級が最も大きく、男性で約1.44倍、女性で約1.27倍となっており、また、平均では男性で約1.30倍、女性で約1.19倍となっている。

表9－1 年齢階級別平均標準報酬月額（平成22年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男子	女子	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	278,275	315,673	218,221	363,352	408,767	259,447	1.306	1.295	1.189
15～19歳	167,271	174,512	159,523	191,856	194,950	184,179	1.147	1.117	1.155
20～24	196,816	208,666	186,515	225,879	238,073	211,222	1.148	1.141	1.132
25～29	229,271	246,116	208,422	272,632	292,353	243,103	1.189	1.188	1.166
30～34	260,502	285,339	218,920	319,846	350,707	262,465	1.228	1.229	1.199
35～39	288,152	321,577	223,750	366,412	406,621	276,362	1.272	1.264	1.235
40～44	304,668	350,279	226,944	410,223	458,647	288,822	1.346	1.309	1.273
45～49	312,816	369,962	229,866	448,965	507,931	281,075	1.435	1.373	1.223
50～54	315,394	373,699	230,663	468,030	536,553	267,674	1.484	1.436	1.160
55～59	310,314	360,856	226,727	446,532	503,850	260,598	1.439	1.396	1.149
60～64	277,010	303,786	214,697	324,450	343,700	235,593	1.171	1.131	1.097
65～69	260,793	277,058	214,472	285,039	294,596	229,392	1.093	1.063	1.070
70～74	256,351	272,966	214,364	279,627	284,966	240,250	1.091	1.044	1.121
75歳以上	256,370	282,856	206,011	—	—	—	—	—	—

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成22年10月1日現在）



次に平成22年の平均標準報酬月額の伸び率を示したものが表9－2である。

平均標準報酬月額は、協会（一般）の総数は0.34％減、男性は0.46％減、女性は0.14％増、組合健保の総数は0.96％増、男性は0.72％増、女性は1.56％増となっている。この伸び率を要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.58％減、女性は0.06％増、組合健保の男性は0.59％増、女性は1.01％増、年齢構成の変化による分の影響では、協会（一般）の男性は0.12％増、女性は0.08％増、組合健保の男性は0.13％増、女性は0.55％増となっている。

なお、報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成21年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9－2 平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	H21平均標準 報酬月額	H22平均標準 報酬月額	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	279,216	278,275	▲ 0.34	▲ 0.48	0.14
男性	317,127	315,672	▲ 0.46	▲ 0.58	0.12
女性	217,924	218,221	0.14	0.06	0.08

(2) 組合健保

	H21平均標準 報酬月額	H22平均標準 報酬月額	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	359,898	363,352	0.96	0.52	0.44
男性	405,845	408,767	0.72	0.59	0.13
女性	255,452	259,447	1.56	1.01	0.55

8. 年齢階級別平均標準賞与額

平成21年10月1日から平成22年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別の分布をみると、男性は協会（一般）、組合健保とも標準報酬月額と同様の山型をなしており、協会（一般）は45～49歳で、組合健保は50～54歳でピークとなっており、協会（一般）は509,333円、組合健保は1,713,935円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）は約4.84倍、組合健保は約6.49倍となり、いずれも平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きく、組合健保の場合は特に大きくなっている。

女性の平均標準賞与額も男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかである。また、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40歳～50歳代では男性よりもかなり低い金額になっている。

平均標準賞与額について、組合健保の協会（一般）に対する比率は平均で男性が約2.85倍、女性が約1.62倍となっており、協会（一般）と組合健保との比率は平均標準報酬月額の場合よりも大きくなっている。

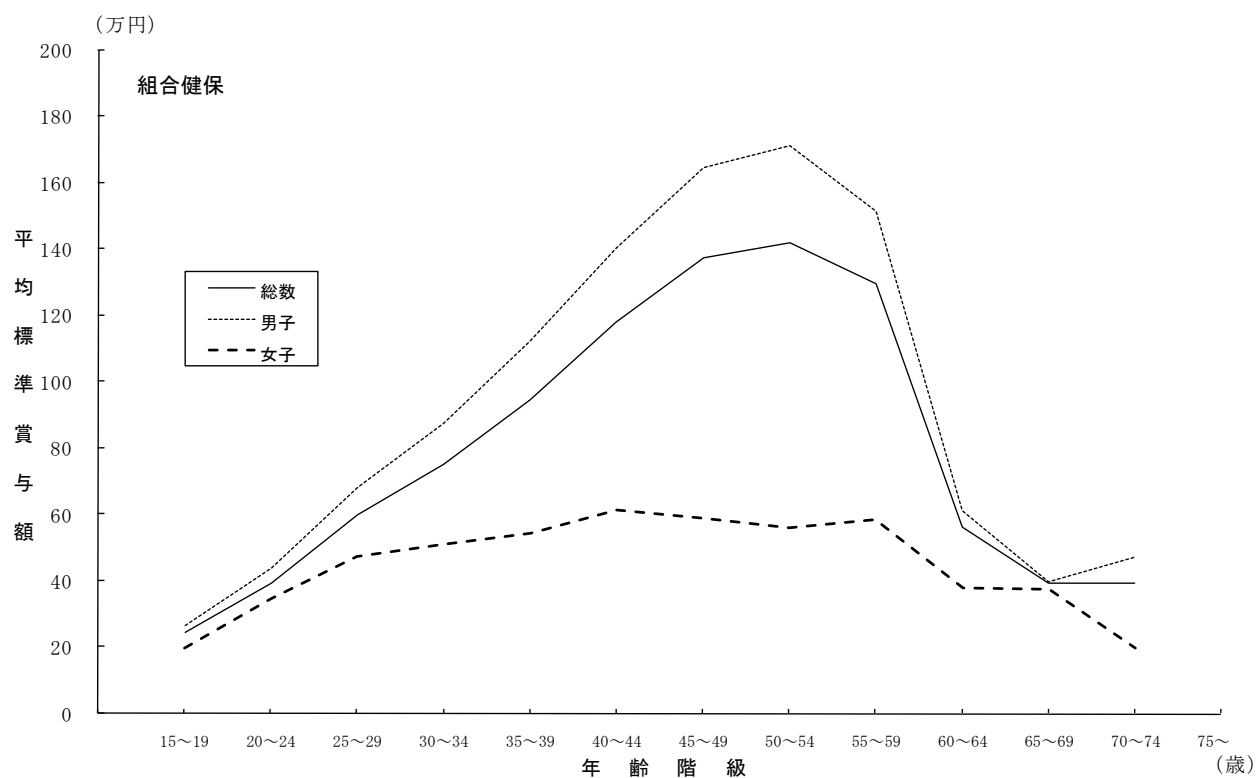
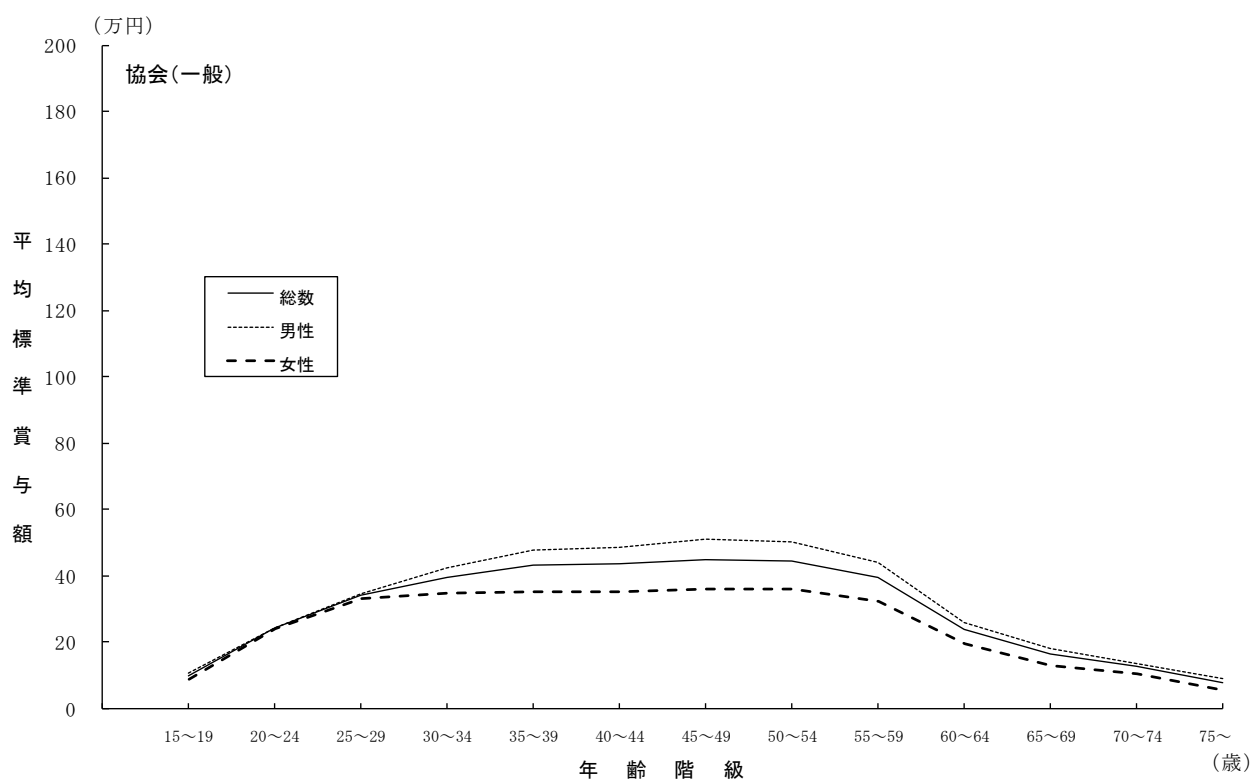
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成22年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	372,502	407,886	316,728	960,245	1,160,830	514,524	2.578	2.846	1.624
15～19 歳	98,695	105,332	91,594	245,785	264,165	200,161	2.490	2.508	2.185
20～24	243,074	243,646	242,577	395,962	437,929	345,220	1.629	1.797	1.423
25～29	339,832	346,210	331,930	598,155	680,023	473,877	1.760	1.964	1.428
30～34	395,412	422,822	349,550	750,423	877,068	512,192	1.898	2.074	1.465
35～39	433,439	475,643	352,274	946,231	1,123,852	545,723	2.183	2.363	1.549
40～44	436,167	486,447	350,806	1,179,237	1,404,417	613,945	2.704	2.887	1.750
45～49	448,628	509,333	361,041	1,375,178	1,649,289	589,936	3.065	3.238	1.634
50～54	444,236	502,156	360,662	1,419,007	1,713,935	562,465	3.194	3.413	1.560
55～59	396,694	440,109	325,549	1,296,927	1,517,089	585,690	3.269	3.447	1.799
60～64	240,145	260,752	194,756	563,338	610,803	378,014	2.346	2.342	1.941
65～69	165,668	179,290	132,414	392,838	397,863	376,245	2.371	2.219	2.841
70～74	128,096	137,592	106,622	393,781	470,022	198,944	3.074	3.416	1.866
75歳以上	78,856	90,616	56,734	—	—	—	—	—	—

（注1）平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成21年10月1日から平成22年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成22年10月1日現在）



また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は約1.34ヶ月分、組合健保は約2.64ヶ月分となっている。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が30～34歳の約1.52ヶ月分、組合健保が45～49歳の約3.06ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

次に男女別でみると、協会（一般）は男女ともに30～34歳、組合健保は男性が45～49歳、女性が55～59歳でピークとなっており、また、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）男性が約1.48ヶ月分、組合健保男性が約3.25ヶ月分、協会（一般）女性が約1.60ヶ月分、組合健保女性が約2.25ヶ月分となっている。

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）において男性と女性の間には大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成22年10月1日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	278,275	315,673	218,221	372,502	407,886	316,728	1.339	1.292	1.451
15～19歳	167,271	174,512	159,523	98,695	105,332	91,594	0.590	0.604	0.574
20～24	196,816	208,666	186,515	243,074	243,646	242,577	1.235	1.168	1.301
25～29	229,271	246,116	208,422	339,832	346,210	331,930	1.482	1.407	1.593
30～34	260,502	285,339	218,920	395,412	422,822	349,550	1.518	1.482	1.597
35～39	288,152	321,577	223,750	433,439	475,643	352,274	1.504	1.479	1.574
40～44	304,668	350,279	226,944	436,167	486,447	350,806	1.432	1.389	1.546
45～49	312,816	369,962	229,866	448,628	509,333	361,041	1.434	1.377	1.571
50～54	315,394	373,699	230,663	444,236	502,156	360,662	1.409	1.344	1.564
55～59	310,314	360,856	226,727	396,694	440,109	325,549	1.278	1.220	1.436
60～64	277,010	303,786	214,697	240,145	260,752	194,756	0.867	0.858	0.907
65～69	260,793	277,058	214,472	165,668	179,290	132,414	0.635	0.647	0.617
70～74	256,351	272,966	214,364	128,096	137,592	106,622	0.500	0.504	0.497
75歳以上	256,370	282,856	206,011	78,856	90,616	56,734	0.308	0.320	0.275

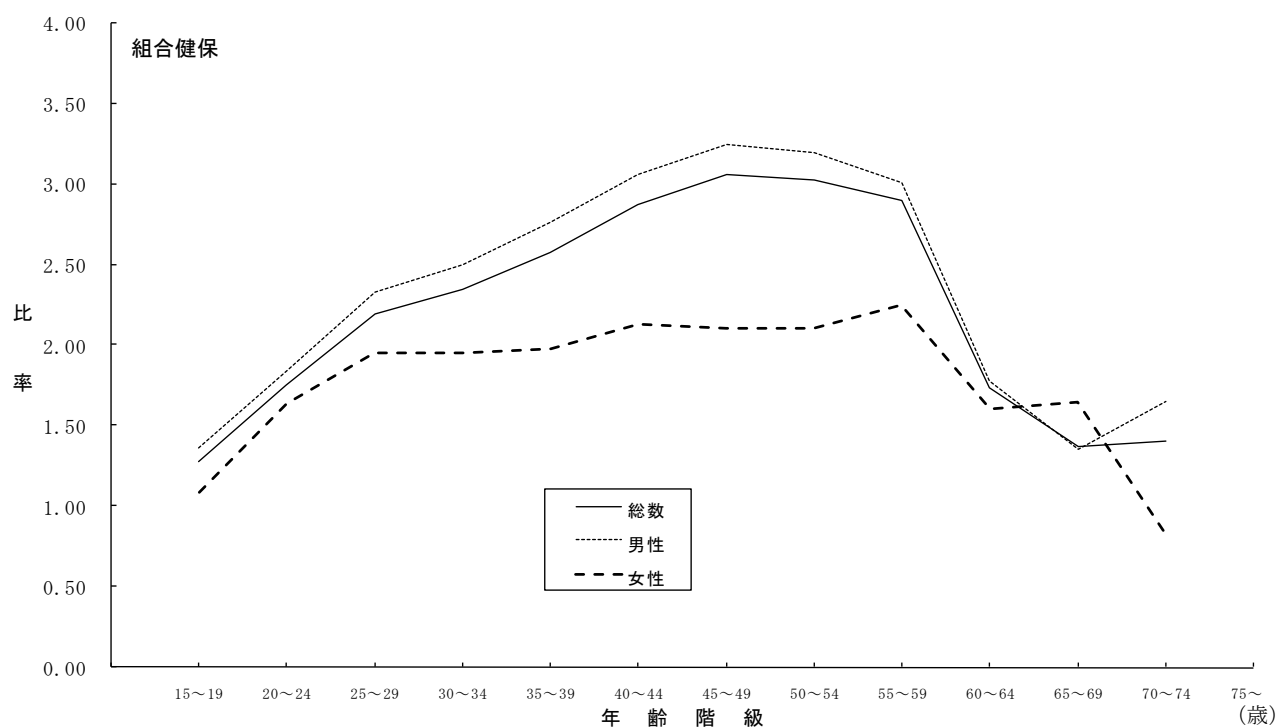
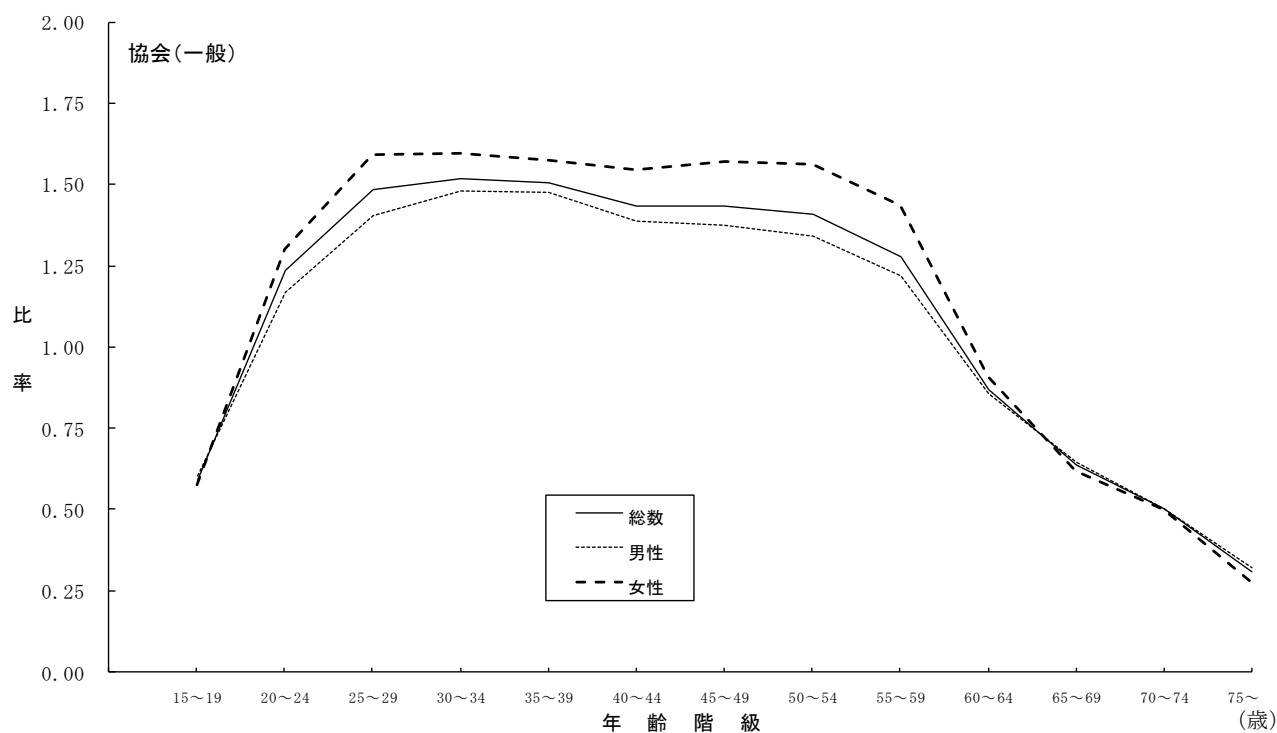
（２）組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	363,352	408,767	259,447	960,245	1,160,830	514,524	2.643	2.840	1.983
15～19歳	191,856	194,950	184,179	245,785	264,165	200,161	1.281	1.355	1.087
20～24	225,879	238,073	211,222	395,962	437,929	345,220	1.753	1.839	1.634
25～29	272,632	292,353	243,103	598,155	680,023	473,877	2.194	2.326	1.949
30～34	319,846	350,707	262,465	750,423	877,068	512,192	2.346	2.501	1.951
35～39	366,412	406,621	276,362	946,231	1,123,852	545,723	2.582	2.764	1.975
40～44	410,223	458,647	288,822	1,179,237	1,404,417	613,945	2.875	3.062	2.126
45～49	448,965	507,931	281,075	1,375,178	1,649,289	589,936	3.063	3.247	2.099
50～54	468,030	536,553	267,674	1,419,007	1,713,935	562,465	3.032	3.194	2.101
55～59	446,532	503,850	260,598	1,296,927	1,517,089	585,690	2.904	3.011	2.247
60～64	324,450	343,700	235,593	563,338	610,803	378,014	1.736	1.777	1.605
65～69	285,039	294,596	229,392	392,838	397,863	376,245	1.378	1.351	1.640
70～74	279,627	284,966	240,250	393,781	470,022	198,944	1.408	1.649	0.828
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注１）平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注２）標準賞与額とは、平成21年10月1日から平成22年9月30日の１年間に支払われた標準賞与額のことである。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成22年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12－1及び図7である。

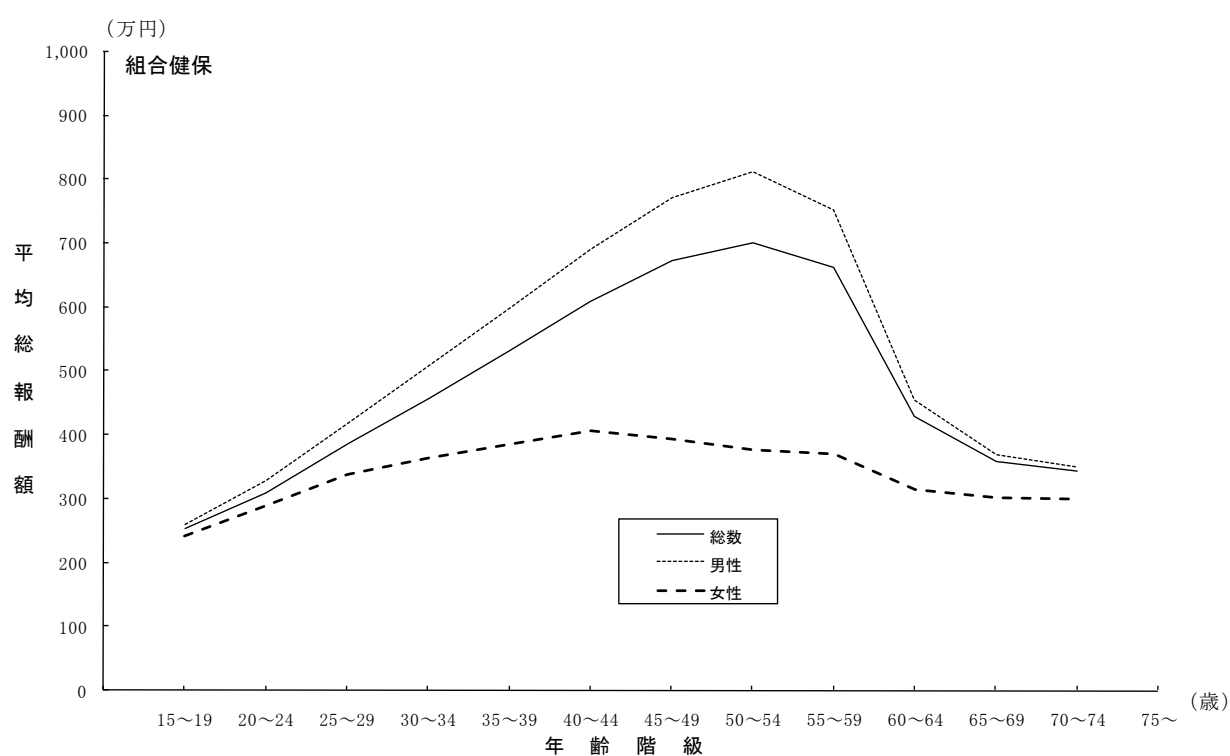
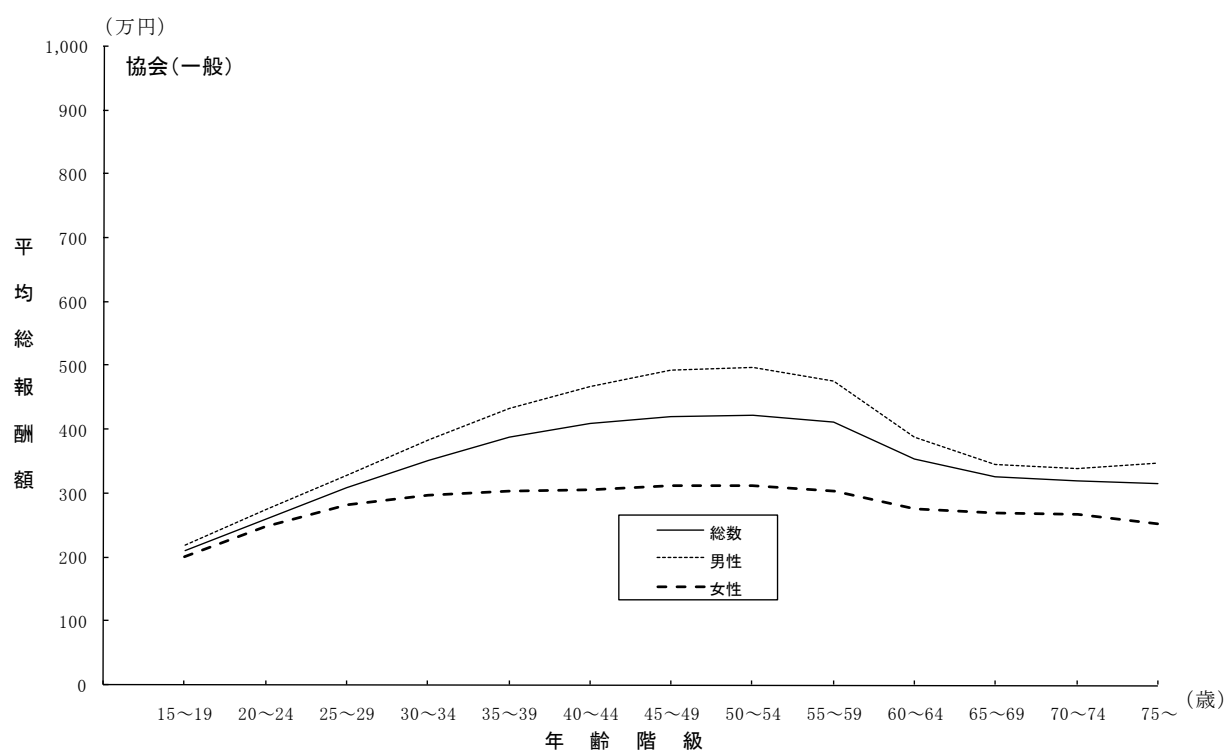
年齢階級別の分布をみると、男性は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークとなる年齢階級は、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が4,980,118円、組合健保が8,129,474円となっている。女性の平均総報酬額についても男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）は50～54歳、組合健保は40～44歳でピークとなっているが、男性と比べるとなだらかなであり、年齢階級による格差があまりみられない。

組合健保の協会（一般）に対する比率をみると、男性は50～54歳、女性は40～44歳の階級が最も差が大きく、男性が約1.63倍、女性が約1.33倍となっており、また、平均では男性が約1.44倍、女性が約1.23倍となっている。

表12－1 年齢階級別平均総報酬額（平成22年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	3,703,805	4,184,342	2,932,134	5,281,029	6,008,408	3,616,833	1.426	1.436	1.234
15～19	2,105,876	2,199,395	2,005,805	2,548,062	2,603,561	2,410,304	1.210	1.184	1.202
20～24	2,604,052	2,746,874	2,479,914	3,105,451	3,294,810	2,877,848	1.193	1.199	1.160
25～29	3,089,163	3,297,793	2,830,939	3,865,482	4,187,151	3,383,864	1.251	1.270	1.195
30～34	3,518,668	3,843,846	2,974,271	4,582,535	5,082,047	3,653,807	1.302	1.322	1.228
35～39	3,887,888	4,330,558	3,034,964	5,336,558	5,997,792	3,855,704	1.373	1.385	1.270
40～44	4,088,586	4,685,116	3,072,057	6,095,246	6,900,779	4,075,759	1.491	1.473	1.327
45～49	4,198,397	4,943,078	3,117,466	6,748,040	7,729,396	3,953,885	1.607	1.564	1.268
50～54	4,224,552	4,980,118	3,126,545	7,018,659	8,129,474	3,770,731	1.661	1.632	1.206
55～59	4,114,823	4,762,619	3,043,474	6,625,991	7,527,543	3,701,442	1.610	1.581	1.216
60～64	3,546,100	3,882,435	2,763,390	4,306,419	4,558,137	3,144,476	1.214	1.174	1.138
65～69	3,269,109	3,469,495	2,698,422	3,586,640	3,686,509	3,005,127	1.097	1.063	1.114
70～74	3,189,286	3,393,141	2,674,155	3,449,560	3,511,208	2,994,906	1.082	1.035	1.120
75歳以上	3,153,139	3,482,080	2,527,700	-	-	-	-	-	-

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成22年10月1日現在）



次に平成22年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12－2である。

これによると、平均総報酬額は、協会（一般）の総数は0.72％減、男性は0.95％減、女性は横ばい、組合健保の総数は0.06％減、男性は0.33％減、女性は0.70％増となっている。この伸び率を要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は1.05％減、女性は0.07％減、組合健保の男性は0.45％減、女性は0.08％増、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.10％増、女性は0.07％増、組合健保の男性は0.12％増、女性は0.62％増となっている。

なお、報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成21年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12－2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成21年 平均総報酬額 (円)	平成22年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	3,730,602	3,703,806	▲ 0.72	▲ 0.84	0.13
男性	4,224,532	4,184,342	▲ 0.95	▲ 1.05	0.10
女性	2,932,054	2,932,134	0.00	▲ 0.07	0.07

(2) 組合健保

	平成21年 平均総報酬額 (円)	平成22年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,283,962	5,281,029	▲ 0.06	▲ 0.52	0.47
男性	6,028,398	6,008,408	▲ 0.33	▲ 0.45	0.12
女性	3,591,730	3,616,833	0.70	0.08	0.62

10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、協会（一般）は0.368、組合健保は0.188となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高くなっている。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については協会（一般）、組合健保ともに年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が30～34歳で0.299、組合健保が45～49歳で0.102となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、協会（一般）は75歳以上で0.857、組合健保は70～74歳で0.609となっている。女性についても男性と同様の傾向であり、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が25～29歳で0.312、組合健保が55～59歳で0.232となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、協会（一般）が75歳以上で0.883、組合健保が65～69歳で0.667となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成22年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	0.368	0.376	0.356	0.188	0.143	0.288
15～19歳	0.391	0.374	0.410	0.195	0.151	0.304
20～24	0.332	0.331	0.334	0.215	0.187	0.249
25～29	0.309	0.307	0.312	0.212	0.159	0.292
30～34	0.307	0.299	0.320	0.203	0.139	0.322
35～39	0.319	0.312	0.335	0.178	0.114	0.322
40～44	0.343	0.343	0.342	0.161	0.108	0.293
45～49	0.351	0.362	0.336	0.142	0.102	0.256
50～54	0.363	0.380	0.338	0.146	0.109	0.254
55～59	0.393	0.412	0.362	0.160	0.138	0.232
60～64	0.504	0.516	0.477	0.331	0.338	0.304
65～69	0.638	0.646	0.620	0.478	0.509	0.377
70～74	0.762	0.762	0.762	0.625	0.609	0.667
75歳以上	0.866	0.857	0.883	—	—	—

（注1）標準賞与額0円の割合については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成21年10月1日から平成22年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間（資格取得後平成22年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）17.2%、組合健保13.4%となっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にあるが、学卒者の新規加入の影響により、25歳未満で1年未満の被保険者が多くなっている。また、定年後の再就職による加入の影響により、60歳以上65歳未満の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成22年10月1日現在）
(単位：%)

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総 数	100.0	17.2	82.8	100.0	13.4	86.6
15～19歳	100.0	74.4	25.6	100.0	60.5	39.5
20～24	100.0	37.7	62.3	100.0	31.2	68.8
25～29	100.0	22.9	77.1	100.0	18.0	82.0
30～34	100.0	17.4	82.6	100.0	13.3	86.7
35～39	100.0	15.0	85.0	100.0	11.5	88.5
40～44	100.0	14.2	85.8	100.0	10.3	89.7
45～49	100.0	13.0	87.0	100.0	8.2	91.8
50～54	100.0	11.4	88.6	100.0	7.8	92.2
55～59	100.0	10.4	89.6	100.0	7.7	92.3
60～64	100.0	18.1	81.9	100.0	19.0	81.0
65～69	100.0	14.0	86.0	100.0	4.3	95.7
70～74	100.0	9.7	90.3	100.0	1.9	98.1
75歳以上	100.0	3.2	96.8	－	－	－

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数をみると組合健保の方が若干大きい。また、年齢階級別にみると、協会（一般）は75歳以上、組合健保は70～74歳で最も小さくなっており、協会（一般）は50～54歳で、組合健保は45～49歳の階級で最も大きくなっている。また、40歳以上では、組合健保よりも協会（一般）の方が概ね比率が大きい傾向にある。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成22年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④／③
総 数	円 219,892	円 290,377	1.321	円 279,886	円 376,236	1.344
15～19歳	162,276	181,786	1.120	179,288	211,117	1.178
20～24	186,190	203,241	1.092	207,004	234,443	1.133
25～29	209,330	235,196	1.124	236,491	280,551	1.186
30～34	227,034	267,561	1.179	276,993	326,446	1.179
35～39	236,631	297,274	1.256	301,404	374,880	1.244
40～44	238,736	315,613	1.322	329,803	419,423	1.272
45～49	240,509	323,582	1.345	343,123	458,448	1.336
50～54	240,782	325,037	1.350	381,743	475,355	1.245
55～59	238,259	318,689	1.338	387,089	451,518	1.166
60～64	222,054	289,142	1.302	284,452	333,820	1.174
65～69	203,449	270,145	1.328	194,348	289,081	1.487
70～74	195,582	262,866	1.344	292,000	279,392	0.957
75歳以上	247,970	256,645	1.035	－	－	－

12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したのが表16である。

業態の大分類による被保険者総数に占める割合を高い順にみると、協会（一般）は製造業の20.0%、医療・福祉の15.3%、卸売・小売業の14.8%、組合健保は製造業の33.6%（うち機械器具が17.1%）、卸売・小売業の15.1%、サービス業の10.2%となっている。

扶養率の高い業態は、協会（一般）では建設業の1.127、鉱業・採石業・砂利採取業の1.113、組合健保では鉱業・採石業・砂利採取業の2.000、電気・ガス・熱供給・水道業の1.434、であり、逆に低い業態は、協会（一般）では公務の0.327、組合健保では医療・福祉の0.482となっている。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は金融業、保険業の328,579円、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業の495,359円、であり逆に最も低い業態は、協会（一般）では公務の182,336円、組合健保では宿泊業、飲食サービス業の278,730円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）は、約1.80倍、組合健保は約1.78倍となっている。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は金融業・保険業の590,738円であり、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道の1,804,729円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）では公務の150,544円、組合健保では宿泊業・飲食サービス業の383,640円となり、また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約3.92倍、組合健保が約4.70倍となっている。

表16 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成22年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.770	278,275	372,502	100.0	0.891	363,352	960,245
農 林 水 産 業	0.8	0.868	254,610	348,021	0.3	0.962	320,058	1,025,144
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	1.113	310,530	379,370	0.0	2.000	441,111	1,524,000
建設業	9.0	1.127	313,124	284,376	2.8	1.206	410,164	1,203,000
製造業	20.0	0.848	284,120	408,044	33.6	1.048	384,365	1,174,694
食 料	3.9	0.658	245,363	348,526	2.1	0.801	341,224	1,050,892
繊維工業・繊維製品	1.1	0.589	230,373	222,580	0.6	0.646	310,210	500,304
木材・木製品	0.8	0.935	264,484	224,403	0.2	0.972	307,014	533,380
化学工業	2.1	0.904	299,959	530,510	6.4	1.014	394,112	1,329,475
金属工業	2.5	0.974	306,875	416,954	2.2	1.082	372,961	1,115,194
機械器具	6.5	0.914	299,042	459,577	17.1	1.105	393,988	1,216,174
その他の	3.2	0.877	296,422	397,518	5.0	1.035	374,513	1,021,134
電気・ガス・熱供給・水道	0.7	1.035	323,627	586,383	1.6	1.434	495,359	1,804,729
情報通信業	1.9	0.749	326,396	355,041	8.6	0.790	405,357	808,548
運輸業、郵便業	7.8	0.965	270,149	242,809	6.9	1.073	353,993	792,408
卸売業、小売業	14.8	0.808	287,850	363,821	15.1	0.758	318,589	716,164
金融業、保険業	0.7	0.910	328,579	590,738	7.8	0.801	397,816	1,255,690
不動産業、物品賃貸業	2.1	0.823	302,307	332,301	1.3	0.858	399,533	952,248
学術研究、専門・技術サービス	3.5	0.753	318,280	444,529	0.8	0.785	410,868	858,000
宿泊業、飲食サービス業	3.0	0.640	251,333	184,705	1.3	0.542	278,730	383,640
生活関連サービス業、娯楽	3.1	0.626	268,047	256,988	0.9	0.639	314,521	604,286
教育、学習支援業	1.5	0.464	261,401	349,826	0.3	0.585	429,043	1,433,085
医療、福祉	15.3	0.459	267,598	542,849	2.9	0.482	349,939	750,903
複合サービス業	1.2	0.771	247,274	568,075	0.8	0.770	331,633	918,668
サービス	9.7	0.719	263,844	319,844	10.2	0.653	319,487	592,972
公務	2.4	0.327	182,336	150,544	0.7	0.907	344,344	921,815
任意継続分	2.1	0.920	215,574	-	2.3	0.8	294,331	-
特例退職分	.				1.8	0.9	254,158	-

（注1）業態別総数における平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成21年10月1日から平成22年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者構成割合が高い規模は、協会（一般）では規模100～299人の17.4%であり、また、規模100人未満の割合は61.3%となっている。一方、組合健保では規模1,000人以上が48.9%と最も高く、また、規模100人以上の割合は83.9%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

規模別の扶養率は、協会（一般）は規模が大きくなるにつれ扶養率は概ね減少の傾向にあり、規模5人未満の0.880が最も高くなっている。一方、組合健保は規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、その中でも規模10～19人が0.996と最も高くなっている。

規模と平均標準報酬月額との関係を見ると、協会（一般）は規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれ概ね減少傾向となるが、組合健保は20～29人でピークを迎えたのち300人以上で再び上昇している。

また、規模と平均標準賞与額との関係を見ると、協会（一般）、組合健保とも規模が大きくなるに伴い高くなる傾向にある。協会（一般）では規模500～999人の537,536円、組合健保では規模1,000人以上の1,158,995円が最も高くなっている。

表17 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額
及び平均標準賞与額（平成22年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準 報酬月額	平均標準 賞与額	構成割合	扶養率	平均標準 報酬月額	平均標準 賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.770	278,275	372,502	100.0	0.891	363,352	960,245
1～4人	8.4	0.880	272,246	129,546	0.4	0.658	307,604	270,928
5～9	10.3	0.832	298,427	226,260	0.7	0.853	364,512	352,701
10～19	12.5	0.835	298,225	292,228	1.5	0.996	367,833	527,395
20～29	7.8	0.810	288,819	342,524	1.3	0.905	368,467	570,950
30～49	9.5	0.804	283,167	369,783	2.6	0.848	357,249	559,668
50～99	12.9	0.754	272,409	412,623	5.5	0.827	341,031	651,614
100～299	17.4	0.711	270,821	475,448	14.4	0.829	337,864	731,482
300～499	6.2	0.681	273,793	523,504	8.6	0.825	343,945	829,186
500～999	5.9	0.674	274,582	537,536	12.0	0.890	354,327	897,885
1,000人以上	7.0	0.635	257,644	456,455	48.9	0.932	386,744	1,158,995
任意継続分	2.1	0.920	215,574	・	2.3	0.848	294,331	－
特例退職分	・	・	・	・	1.8	0.853	254,158	－

（注1）規模別総数における平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成21年10月1日から平成22年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

1 4. 被保険者数の推移について

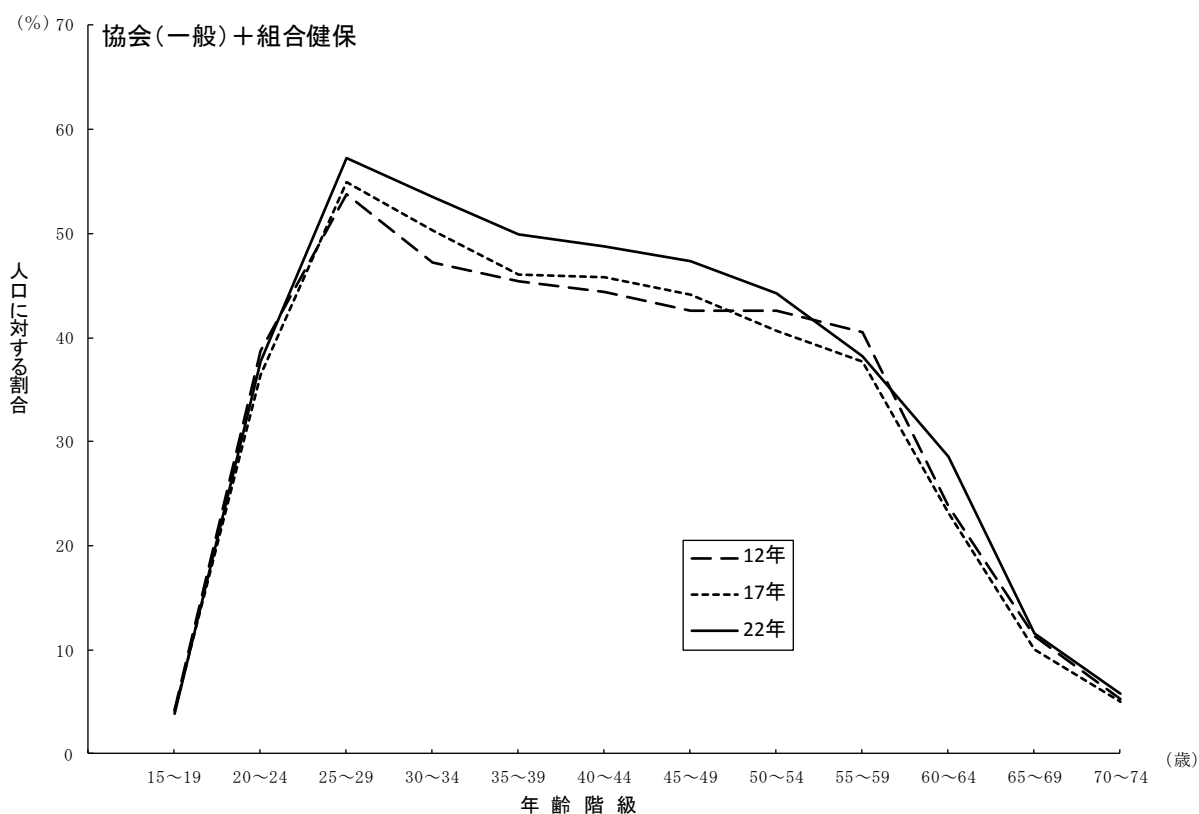
1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8－1、8－2である。

被保険者割合を協会（一般）と組合健保の計でみると、平成12年から17年にかけては20歳代前半及び50歳代以降で減少しているが、平成17年から22年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加しており、これらはそれぞれの期間の雇用環境の悪化と改善が影響しているものと考えられる。

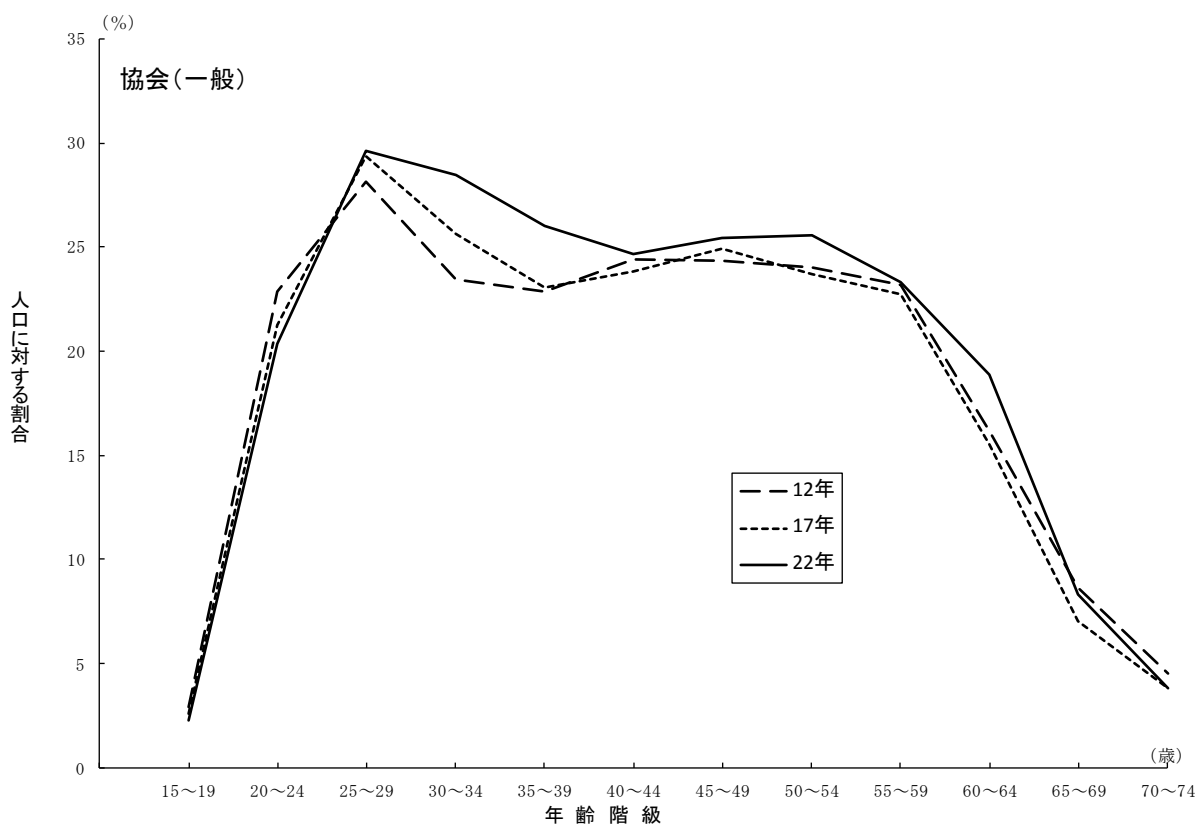
また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は平成12年から17年にかけては25～39歳、45～49歳を除き減少しているが、平成17年から22年にかけては30～70歳未満の各年齢階級で増加している。一方、組合健保は平成12年から17年にかけては30～49歳で増加しており、平成17年から22年にかけては全ての年齢階級で増加している。

図8－1 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）

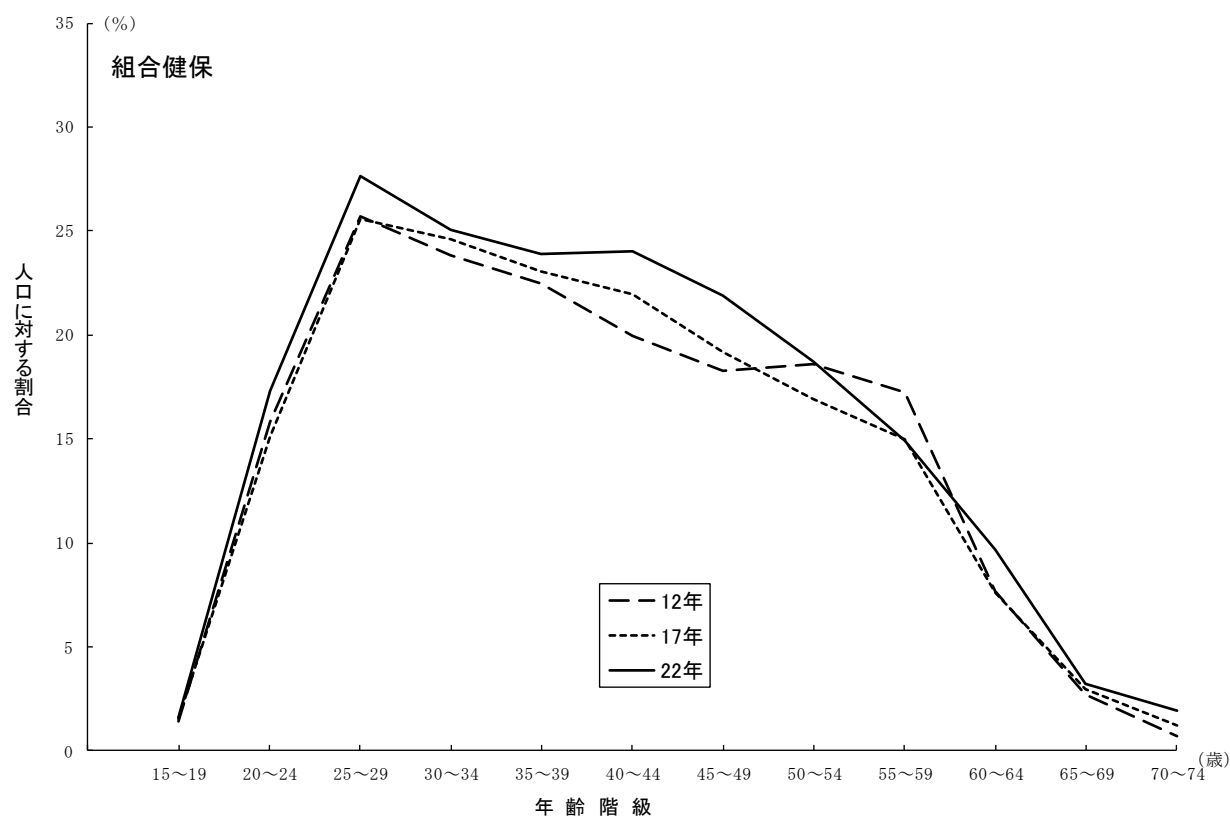


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図 8 - 2 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月 1 日現在）



（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図9－1、9－2である。

男性について被保険者割合を協会（一般）と組合健保との計でみると、平成12年から17年にかけては概ね横ばい、平成17年から平成22年にかけては概ね増加している。

また、男性人口に対する被保険者割合を協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、平成12年から17年にかけては協会（一般）は20歳代前半が、組合健保においては20歳代後半の減少幅が大きくなっており、平成17年から平成22年にかけては、協会（一般）の20歳代は減少しているが、組合健保は増加している。

図9－1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）

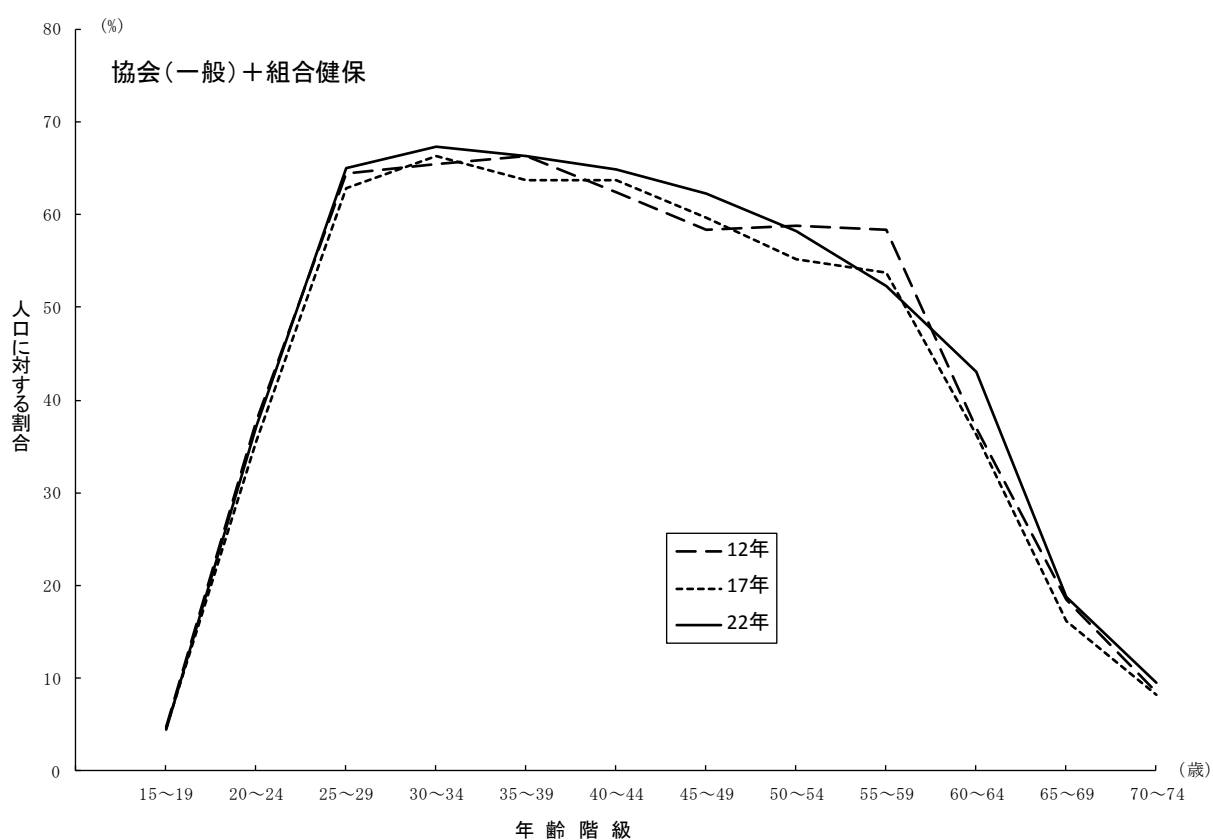
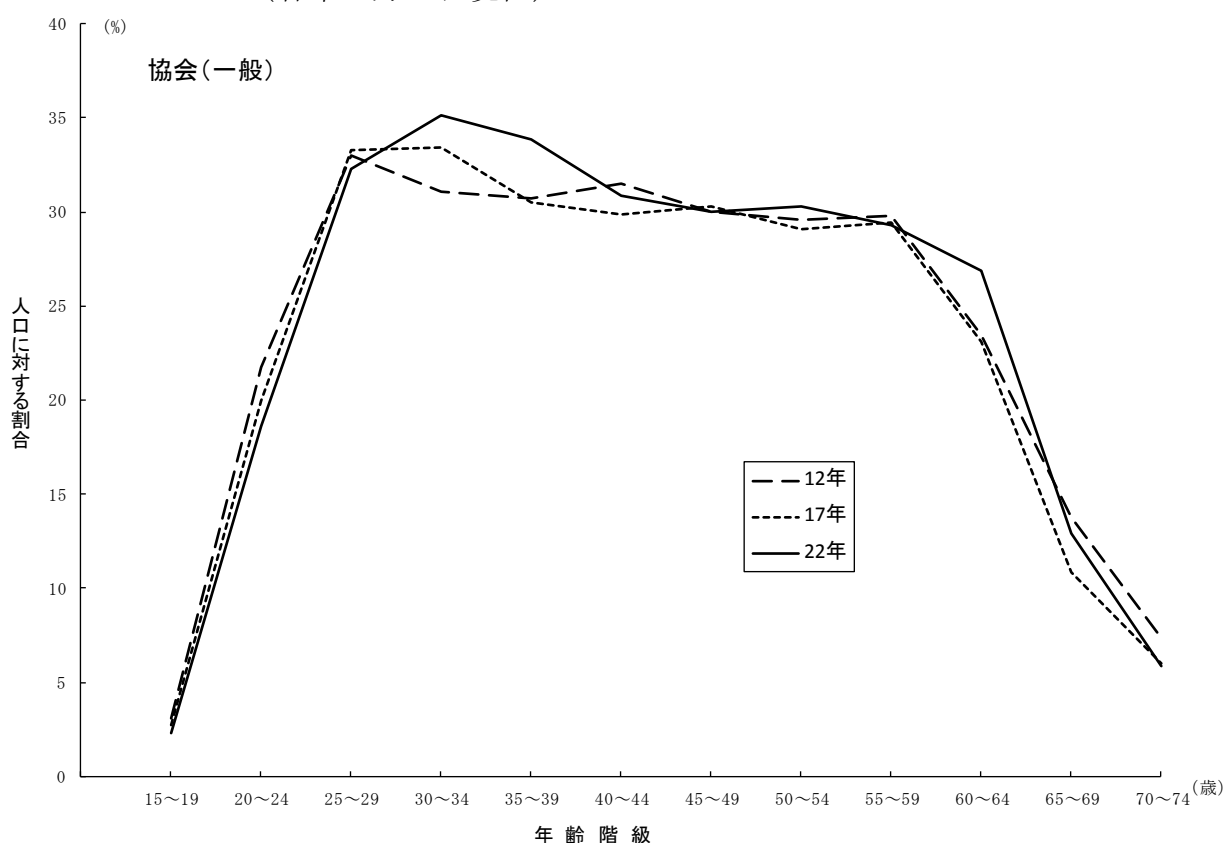
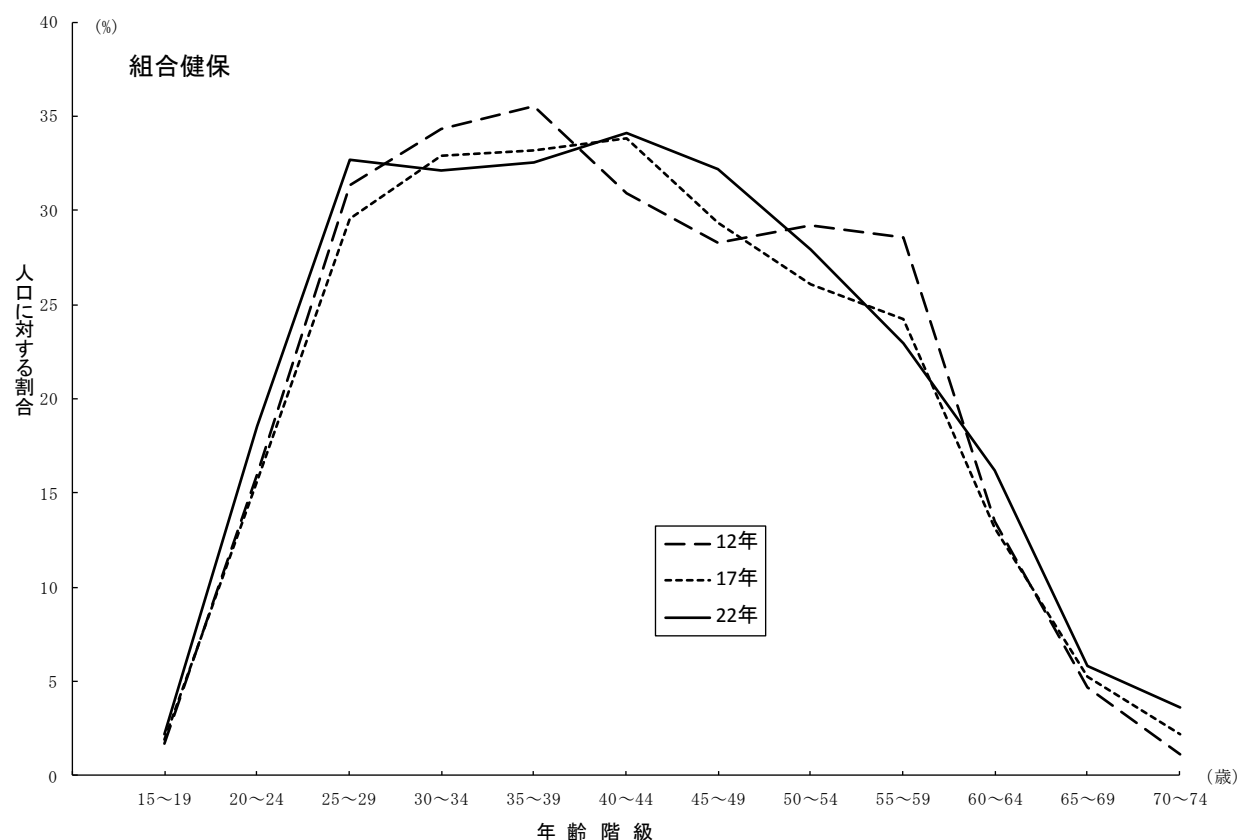


図 9 - 2 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月 1 日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



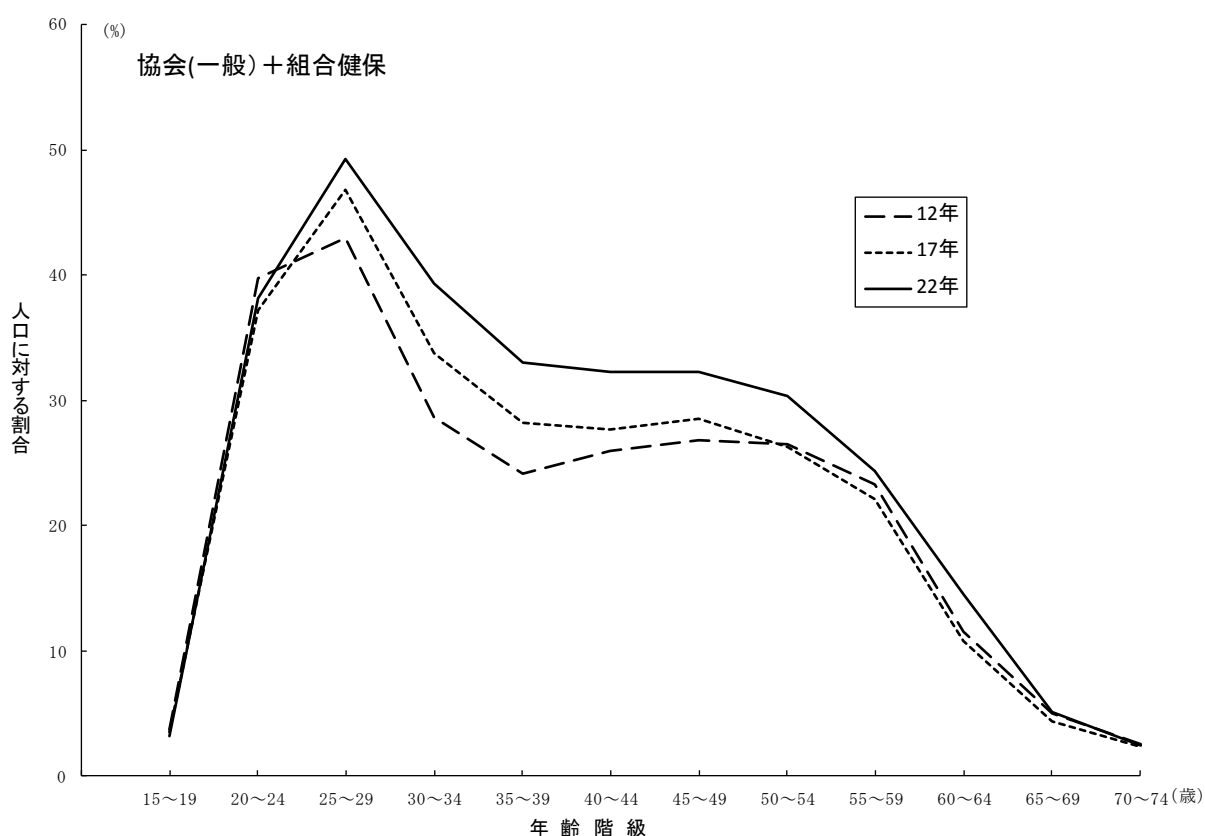
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図10－1、10－2である。

女性について被保険者割合を協会（一般）と組合健保との計でみると、平成12年から平成17年にかけては、20歳代後半から40歳代後半にかけて、増加がみられる。平成17年から平成22年にかけては20歳代後半以降全年齢階級で増加しており、30歳代から50歳代にかけては増加の幅が男性よりも大きくなっている。これらはそれぞれの期間の雇用環境の変化が男性と同様にあるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

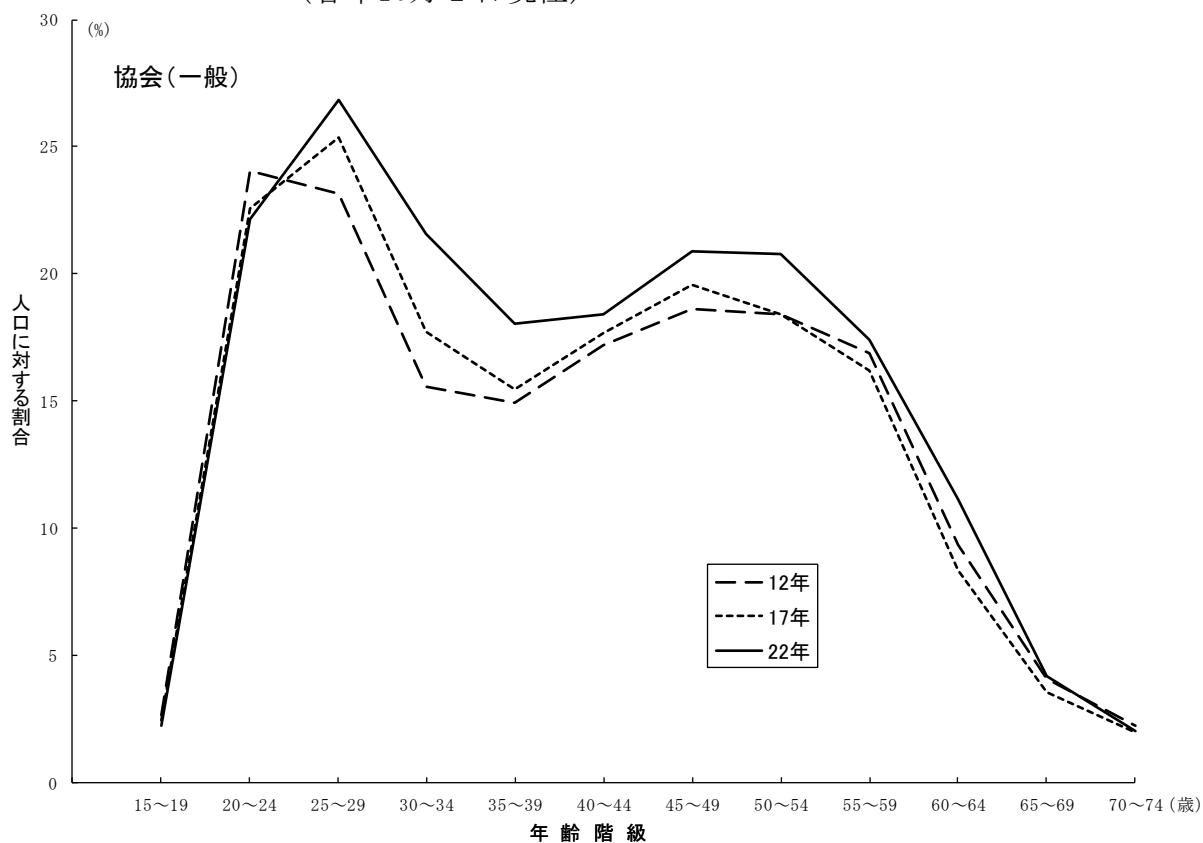
また、女性人口に対する被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれを平成21年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに25歳以上30歳未満でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対し、協会（一般）は40歳代で再び増加に転じ、45歳以上50歳未満で再びピークを迎えた後に減少に転じている。

図10－1 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

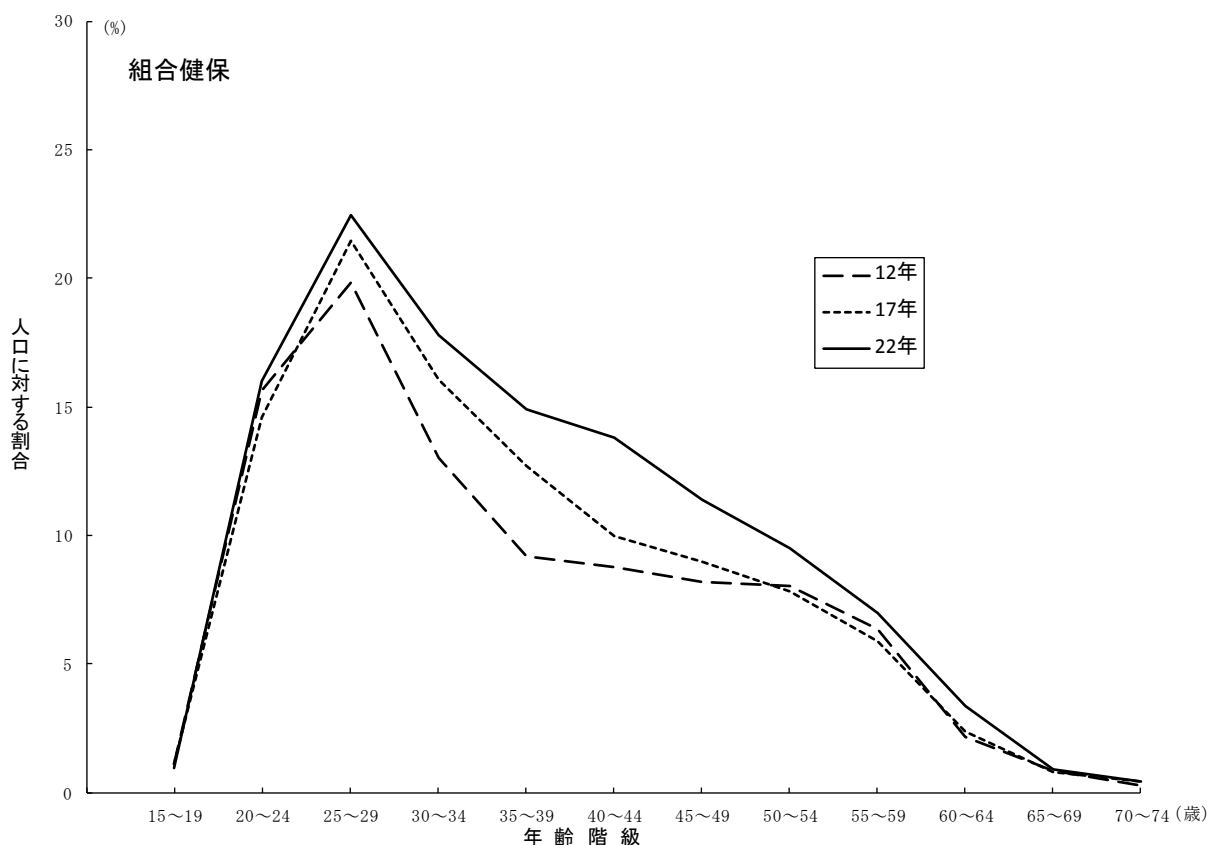


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10－2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表18である。

協会（一般）と組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20歳代で大きく増加し、定年退職の影響で60歳代で大きく減少している。被保険者割合が増加したのは、平成12年から平成17年にかけては30歳未満及び40～44歳のコーホートであったが、平成17年から平成22年にかけては30歳未満及び40～54歳のコーホートで増加している。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、全ての年齢階級で増加しており、これは雇用環境の改善の影響と考えられる。特に、25～29歳が4.6%、60～64歳が8.2%と大きくプラスとなっており、若年層の雇用改善と高齢者雇用の進展がみられる。

また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれをみると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と同様の傾向を示している。

表18 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.3	4.1	3.8	-	-	-
20～24	38.7	36.4	37.6	32.1	33.5	1.5
25～29	53.8	55.0	57.3	16.3	20.9	4.6
30～34	47.2	50.2	53.5	-3.6	-1.5	2.1
35～39	45.4	46.1	49.9	-1.1	-0.3	0.8
40～44	44.3	45.8	48.7	0.4	2.6	2.2
45～49	42.6	44.1	47.3	-0.2	1.5	1.8
50～54	42.6	40.7	44.2	-1.9	0.1	2.0
55～59	40.5	37.7	38.2	-4.9	-2.5	2.4
60～64	23.9	23.1	28.5	-17.3	-9.2	8.2
65～69	11.3	10.0	11.6	-13.9	-11.6	2.3
70～74	5.2	5.0	5.7	-6.3	-4.2	2.1

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.9	2.6	2.3	-	-	-
20～24	22.9	21.2	20.4	18.3	17.8	-0.6
25～29	28.2	29.4	29.6	6.5	8.4	1.9
30～34	23.4	25.7	28.4	-2.5	-0.9	1.6
35～39	22.9	23.1	26.0	-0.4	0.4	0.7
40～44	24.4	23.8	24.7	0.9	1.6	0.7
45～49	24.3	24.9	25.5	0.5	1.6	1.1
50～54	24.0	23.7	25.5	-0.6	0.6	1.2
55～59	23.2	22.8	23.3	-1.2	-0.4	0.8
60～64	16.2	15.5	18.9	-7.7	-3.9	3.8
65～69	8.7	7.0	8.3	-9.2	-7.2	2.0
70～74	4.5	3.8	3.8	-4.9	-3.2	1.6

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.4	1.5	1.6	-	-	-
20～24	15.8	15.1	17.3	13.7	15.8	2.1
25～29	25.7	25.6	27.7	9.8	12.5	2.8
30～34	23.8	24.6	25.1	-1.1	-0.5	0.6
35～39	22.5	23.0	23.9	-0.8	-0.7	0.0
40～44	19.9	22.0	24.0	-0.5	1.0	1.5
45～49	18.3	19.2	21.9	-0.7	-0.1	0.6
50～54	18.6	16.9	18.7	-1.3	-0.5	0.8
55～59	17.3	15.0	14.9	-3.6	-2.0	1.6
60～64	7.7	7.6	9.7	-9.6	-5.3	4.3
65～69	2.7	2.9	3.2	-4.7	-4.4	0.3
70～74	0.7	1.2	1.9	-1.5	-1.0	0.4

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

被保険者割合をコーホートでみると、男女総数と同様に、学卒者の新規加入の影響により20歳代で大きく増加し、定年退職の影響で60歳代で大きく減少している。協会（一般）と組合健保の計で被保険者割合が増加したのは、平成12年から平成17年にかけては35歳未満のコーホートであったが、平成17年から平成22年にかけては45歳未満のコーホートまでに拡大している。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、すべての年齢階級で増加している。男女総数と比べ60～64歳が11.5%と大きくプラスとなっており、高齢者雇用の進展については特に男性被保険者においてみられることが分かる。

また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれをみると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と同様の傾向を示しているが、コーホートでみた増減をみると、協会（一般）は65～69歳で大きく減少するのに対し、組合健保については60歳から大きく減少し始め、退職の時期が協会（一般）と組合健保とで異なっているものと考えられる。

表19 コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.8	4.6	4.5	-	-	-
20～24	37.7	35.6	37.1	30.8	32.5	1.7
25～29	64.4	62.9	65.0	25.2	29.5	4.3
30～34	65.4	66.3	67.3	1.9	4.4	2.5
35～39	66.3	63.7	66.4	-1.7	0.1	1.8
40～44	62.5	63.7	64.9	-2.5	1.2	3.8
45～49	58.3	59.7	62.3	-2.8	-1.5	1.3
50～54	58.8	55.2	58.2	-3.1	-1.4	1.7
55～59	58.3	53.7	52.3	-5.1	-2.9	2.2
60～64	37.0	36.3	43.1	-22.1	-10.6	11.5
65～69	18.5	16.1	18.7	-20.9	-17.5	3.3
70～74	8.5	8.2	9.5	-10.3	-6.6	3.7

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.1	2.7	2.3	-	-	-
20～24	21.8	20.0	18.6	16.9	15.9	-1.0
25～29	33.0	33.3	32.3	11.5	12.3	0.8
30～34	31.1	33.4	35.1	0.4	1.9	1.4
35～39	30.7	30.5	33.8	-0.6	0.4	1.0
40～44	31.5	29.9	30.8	-0.8	0.3	1.1
45～49	30.0	30.3	30.0	-1.2	0.2	1.4
50～54	29.6	29.1	30.3	-0.9	0.0	0.9
55～59	29.8	29.5	29.3	-0.1	0.2	0.3
60～64	23.5	23.1	26.9	-6.7	-2.6	4.1
65～69	13.8	10.9	12.9	-12.6	-10.2	2.4
70～74	7.3	6.0	5.9	-7.8	-5.0	2.8

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.7	1.9	2.2	-	-	-
20～24	16.0	15.6	18.5	13.9	16.6	2.7
25～29	31.4	29.6	32.7	13.6	17.1	3.5
30～34	34.3	32.9	32.2	1.5	2.6	1.0
35～39	35.6	33.2	32.6	-1.1	-0.3	0.8
40～44	30.9	33.9	34.1	-1.7	0.9	2.6
45～49	28.3	29.4	32.2	-1.6	-1.6	-0.1
50～54	29.2	26.1	27.9	-2.2	-1.5	0.8
55～59	28.5	24.2	23.0	-5.0	-3.1	1.9
60～64	13.5	13.2	16.2	-15.4	-8.1	7.3
65～69	4.7	5.3	5.8	-8.2	-7.4	0.9
70～74	1.2	2.2	3.6	-2.5	-1.6	0.9

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20歳代前半で大きく増加した後、結婚、出産の影響により一度減少するが、その後、再就職により増加した後、定年退職の影響で大きく減少している。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、概ね増加している。特に、25～29歳、60～64歳がともに5.0%と大きくプラスになっている。

また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれをみると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と同様の傾向を示している。

表20 コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.8	3.5	3.2	－	－	－
20～24	39.7	37.2	38.2	33.4	34.6	1.2
25～29	43.0	46.8	49.3	7.2	12.1	5.0
30～34	28.6	33.8	39.3	－9.2	－7.5	1.7
35～39	24.1	28.2	33.0	－0.4	－0.8	－0.4
40～44	26.0	27.7	32.2	3.6	4.0	0.5
45～49	26.8	28.5	32.3	2.5	4.6	2.1
50～54	26.5	26.3	30.3	－0.5	1.8	2.3
55～59	23.2	22.1	24.4	－4.4	－1.9	2.5
60～64	11.5	10.7	14.5	－12.5	－7.5	5.0
65～69	5.0	4.4	5.1	－7.2	－5.7	1.5
70～74	2.5	2.4	2.4	－2.6	－1.9	0.7

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.7	2.4	2.2	-	-	-
20～24	24.0	22.6	22.2	19.9	19.7	-0.2
25～29	23.2	25.4	26.8	1.3	4.3	3.0
30～34	15.6	17.7	21.6	-5.4	-3.8	1.6
35～39	14.9	15.5	18.0	-0.1	0.3	0.4
40～44	17.2	17.7	18.4	2.8	2.9	0.1
45～49	18.6	19.5	20.9	2.3	3.2	0.8
50～54	18.4	18.4	20.8	-0.2	1.2	1.5
55～59	16.9	16.2	17.4	-2.2	-1.0	1.3
60～64	9.3	8.4	11.1	-8.5	-5.0	3.5
65～69	4.1	3.5	4.2	-5.8	-4.2	1.6
70～74	2.2	1.9	2.0	-2.1	-1.5	0.6

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成12年	17年	22年	12年→17年①	17年→22年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.1	1.1	0.9	-	-	-
20～24	15.6	14.6	16.0	13.5	14.9	1.4
25～29	19.8	21.5	22.5	5.8	7.9	2.0
30～34	13.0	16.1	17.8	-3.7	-3.7	0.0
35～39	9.2	12.7	14.9	-0.3	-1.1	-0.8
40～44	8.8	10.0	13.8	0.8	1.1	0.3
45～49	8.2	9.0	11.4	0.2	1.5	1.3
50～54	8.0	7.9	9.5	-0.3	0.5	0.9
55～59	6.4	5.9	7.0	-2.1	-0.9	1.3
60～64	2.2	2.4	3.4	-4.0	-2.5	1.5
65～69	0.9	0.8	0.9	-1.4	-1.5	-0.1
70～74	0.3	0.4	0.4	-0.5	-0.4	0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

1) 子の場合

各年度の男性被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表21である。

未婚率の増加や出生率の減少に伴い、同じ年齢階級でみると子の扶養率は年々減少しているが、その特徴を①20歳～30歳代、②40歳代以降の年齢階級別にコーホートでみると次のようになる。

① 20歳代～30歳代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。平成17年～平成22年における扶養率の増減をみると、協会（一般）、組合健保ともに30～34歳が最も大きく、次いで35～39歳となっている。また、平成12年～平成17年と平成17年～平成22年の差をみると、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向にあり、これは少子化の影響と考えられる。

② 40歳代以降

40歳代以降は、子の成長により扶養率は減少している。平成22年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに45～49歳となっているが、ピーク時の扶養率は、年々減少している。

また、平成17年～平成22年における扶養率の増減をみると、協会（一般）、組合健保ともに50歳以降は減少している。

表21 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成12年 (75歳以上を除く)	17年 (75歳以上を除く)	22年	12～17①	17～22②	差②－①
総数	0.732	0.690	0.655	-	-	-
15～19歳	0.015	0.015	0.012	-	-	-
20～24	0.096	0.102	0.096	0.087	0.081	-0.007
25～29	0.307	0.314	0.311	0.219	0.209	-0.010
30～34	0.768	0.674	0.669	0.367	0.355	-0.012
35～39	1.235	1.050	0.957	0.282	0.283	0.001
40～44	1.499	1.311	1.124	0.077	0.074	-0.002
45～49	1.382	1.322	1.153	-0.177	-0.159	0.018
50～54	0.899	0.921	0.891	-0.462	-0.431	0.031
55～59	0.385	0.432	0.454	-0.468	-0.467	0.001
60～64	0.161	0.176	0.198	-0.209	-0.234	-0.025
65～69	0.087	0.094	0.107	-0.067	-0.069	-0.002
70～74	0.050	0.065	0.074	-0.022	-0.020	0.001

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成12年 (75歳以上を除く)	17年 (75歳以上を除く)	22年	12～17①	17～22②	差②－①
総数	0.810	0.765	0.721	-	-	-
15～19歳	0.000	0.008	0.022	-	-	-
20～24	0.045	0.055	0.060	0.055	0.052	-0.003
25～29	0.218	0.220	0.220	0.174	0.165	-0.009
30～34	0.663	0.636	0.614	0.418	0.394	-0.024
35～39	1.207	1.020	0.945	0.357	0.309	-0.048
40～44	1.531	1.312	1.154	0.105	0.135	0.030
45～49	1.513	1.425	1.238	-0.106	-0.074	0.032
50～54	1.018	1.034	1.058	-0.479	-0.367	0.112
55～59	0.428	0.493	0.518	-0.525	-0.516	0.009
60～64	0.151	0.172	0.194	-0.255	-0.299	-0.044
65～69	0.097	0.086	0.085	-0.065	-0.087	-0.023
70～74	0.097	0.053	0.072	-0.044	-0.014	0.030

2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表22である。後期高齢者医療制度の導入による影響を除くため、平成12年及び平成17年については、75歳以上の者を除いた扶養率を作成し比較している。

配偶者の扶養率を同じ年齢階級でみると、被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にあるが、コーホートでみると次のようになる。

概ね40歳頃までは、配偶者の扶養率は増加するが、その後一度減少した後再び増加し、65～69歳で最も高くなる。

この変化の要因は、それぞれ40歳以降の減少は配偶者が働き始めるため、55歳前後からの増加は働いていた配偶者が退職するため、70歳以降の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

表22 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成12年 (75歳以上を除く)	17年 (75歳以上を除く)	22年	12～17①	17～22②	差②－①
総数	0.448	0.435	0.417	-	-	-
15～19歳	0.022	0.018	0.016	-	-	-
20～24	0.091	0.087	0.079	0.066	0.060	-0.005
25～29	0.235	0.216	0.196	0.125	0.109	-0.016
30～34	0.428	0.375	0.339	0.140	0.123	-0.017
35～39	0.523	0.467	0.421	0.039	0.046	0.007
40～44	0.527	0.494	0.445	-0.029	-0.023	0.006
45～49	0.500	0.480	0.443	-0.047	-0.050	-0.004
50～54	0.501	0.490	0.449	-0.010	-0.032	-0.021
55～59	0.555	0.542	0.499	0.041	0.008	-0.032
60～64	0.626	0.636	0.602	0.081	0.060	-0.021
65～69	0.653	0.664	0.646	0.038	0.010	-0.029
70～74	0.606	0.595	0.584	-0.058	-0.080	-0.022

（２）組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成12年 (75歳以上を除く)	17年 (75歳以上を除く)	22年	12～17①	17～22②	差②－①
総数	0.538	0.512	0.479	-	-	-
15～19歳	0.015	0.023	0.014	-	-	-
20～24	0.060	0.056	0.051	0.040	0.028	-0.012
25～29	0.195	0.168	0.160	0.109	0.105	-0.004
30～34	0.449	0.396	0.356	0.202	0.187	-0.015
35～39	0.622	0.545	0.477	0.095	0.081	-0.014
40～44	0.663	0.588	0.546	-0.034	0.002	0.036
45～49	0.664	0.628	0.578	-0.036	-0.010	0.025
50～54	0.674	0.664	0.618	0.000	-0.010	-0.009
55～59	0.717	0.700	0.652	0.026	-0.012	-0.038
60～64	0.771	0.780	0.726	0.063	0.026	-0.037
65～69	0.824	0.833	0.770	0.063	-0.011	-0.073
70～74	0.758	0.795	0.763	-0.028	-0.071	-0.042

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表23である。

事業所数については、事業所規模 5 人未満の事業所が全体の約 6 割、50 人未満の事業所が全体の95%以上を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模 5 人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模 5 人未満の事業所が 8 割強、50 人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約 3 割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、複合サービス業及び公務については、事業所規模 100人以上の割合の方が高くなっている。

表23 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、平成22年 9 月 1 日現在）
(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	59.1%	18.9%	18.1%	2.3%	1.3%	0.2%	0.1%	0.0%
農 林 水 産 業	100.0%	56.0%	23.4%	18.4%	1.5%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	42.6%	23.0%	31.5%	2.3%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	61.0%	21.7%	16.2%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	47.0%	20.9%	26.0%	3.7%	2.0%	0.3%	0.1%	0.0%
食料品	100.0%	43.0%	20.1%	27.8%	5.0%	3.2%	0.6%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	57.2%	19.2%	19.7%	2.7%	1.1%	0.1%	0.0%	0.0%
木材・木製品	100.0%	56.9%	21.4%	19.3%	1.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	43.0%	20.2%	29.4%	4.4%	2.5%	0.3%	0.1%	0.0%
金属工業	100.0%	44.2%	23.4%	27.5%	3.1%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	42.5%	20.8%	28.7%	4.6%	2.7%	0.4%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	51.7%	20.6%	23.4%	2.8%	1.3%	0.1%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	69.2%	15.8%	12.9%	1.3%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%
情報通信業	100.0%	66.1%	16.3%	15.1%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	43.7%	17.5%	30.1%	5.1%	2.9%	0.4%	0.2%	0.1%
卸売業・小売業	100.0%	62.7%	19.3%	15.4%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	73.5%	15.2%	8.9%	1.1%	1.0%	0.2%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	82.4%	10.0%	6.6%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究、専門・技術サービス	100.0%	68.4%	17.8%	12.2%	1.0%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	62.9%	17.4%	16.4%	1.9%	1.1%	0.1%	0.1%	0.1%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	57.8%	18.1%	19.3%	2.9%	1.4%	0.2%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	55.5%	17.2%	23.7%	2.0%	1.1%	0.2%	0.2%	0.1%
医療・福祉	100.0%	46.1%	19.0%	24.6%	5.6%	3.8%	0.6%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	72.3%	11.3%	10.8%	1.8%	2.0%	1.0%	0.7%	0.2%
サービス業	100.0%	62.4%	18.5%	15.7%	1.9%	1.1%	0.2%	0.1%	0.1%
公務	100.0%	48.0%	15.8%	22.3%	5.1%	6.0%	1.6%	0.9%	0.4%

(2) 被保険者数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	8.6%	10.5%	30.4%	13.2%	17.7%	6.4%	6.1%	7.1%
農林水産業	100.0%	12.4%	17.1%	37.6%	11.6%	9.6%	2.0%	1.8%	8.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	7.0%	13.8%	53.5%	13.6%	8.5%	3.5%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	15.4%	22.2%	44.4%	8.1%	6.0%	1.4%	1.4%	1.1%
製造業	100.0%	5.7%	8.7%	33.5%	16.0%	20.3%	6.3%	4.9%	4.6%
食品	100.0%	3.7%	6.0%	26.6%	15.7%	23.4%	9.7%	7.6%	7.2%
繊維工業・繊維製品	100.0%	9.5%	12.2%	37.7%	17.5%	16.7%	2.5%	3.0%	1.0%
木材・木製品	100.0%	11.8%	16.2%	42.0%	11.6%	14.5%	1.7%	0.3%	1.8%
化学工業	100.0%	4.7%	7.6%	34.2%	16.9%	21.9%	6.6%	5.0%	3.1%
金属工業	100.0%	6.5%	11.3%	40.3%	15.4%	17.7%	4.5%	2.3%	2.1%
機械器具	100.0%	4.4%	7.2%	31.1%	16.6%	22.1%	7.3%	5.9%	5.4%
その他	100.0%	7.8%	10.9%	37.7%	15.5%	16.2%	3.6%	3.6%	4.7%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	12.2%	14.4%	34.9%	12.1%	13.2%	3.6%	4.6%	4.9%
情報通信業	100.0%	12.5%	12.9%	35.1%	12.5%	14.5%	5.1%	3.8%	3.6%
運輸業・郵便業	100.0%	2.9%	5.3%	29.2%	15.9%	20.8%	6.2%	6.7%	13.0%
卸売業・小売業	100.0%	12.2%	13.2%	30.9%	11.1%	14.1%	4.9%	5.3%	8.3%
金融業・保険業	100.0%	15.0%	10.9%	19.6%	8.8%	19.1%	7.9%	9.6%	9.2%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	26.5%	13.2%	25.9%	8.6%	10.6%	3.8%	5.5%	6.1%
学術研究、専門・技術サービス	100.0%	17.9%	16.7%	32.9%	10.3%	11.8%	3.4%	4.0%	3.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	9.6%	10.5%	29.6%	12.1%	15.5%	4.9%	6.3%	11.6%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	7.8%	9.4%	31.6%	15.6%	18.3%	6.5%	5.8%	4.9%
教育・学習支援業	100.0%	7.1%	8.4%	35.2%	9.9%	13.3%	6.1%	12.2%	7.8%
医療・福祉	100.0%	3.1%	5.5%	23.4%	17.4%	27.5%	10.3%	7.7%	5.1%
複合サービス業	100.0%	5.1%	3.4%	10.0%	5.8%	17.1%	18.7%	20.5%	19.5%
サービス業	100.0%	9.3%	10.4%	26.4%	11.2%	15.9%	6.4%	7.6%	12.9%
公務	100.0%	2.2%	2.8%	12.8%	9.6%	26.7%	16.0%	15.6%	14.3%

資料出所：厚生年金保険 業態別規模別適用状況調（平成22年9月）（厚生労働省年金局）

第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（61,788人）及び異動者（75,552人）について集計を行った。

1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1-1及び図1-2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の18.0%に対し24.3%と高いが、20歳以上40歳未満では総人口の25.1%に比べ23.2%と逆に低くなっている。また、40歳以上65歳未満では、総人口の33.9%に対し46.6%と高くなっており、さらに65歳以上75歳未満では、総人口の11.9%に対し、5.8%と低くなっている。

また、年齢階級別の構成割合をみると、20歳代前半以前及び40歳代後半から60歳代前半までは総人口を上回っているが、それ以降の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別に比較してみると、どの区分も概ね同じような構成割合となっているが、汽船等及び漁船（ろ）については、一つ目のピークが15歳以上20歳未満であるのに対し、漁船（い）については20歳以上25歳未満で一つめのピークを迎えている。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（平成22年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	船員保険	（再掲） 汽船等	（再掲） 漁船（い）	（再掲） 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	4.2	4.6	4.8	4.6	4.9
5～9	4.4	5.1	5.3	5.0	5.1
10～14	4.7	6.5	6.9	5.5	6.3
15～19	4.8	8.1	8.6	6.3	7.6
20～24	5.1	7.0	7.2	8.2	6.8
25～29	5.7	5.1	5.0	7.8	5.7
30～34	6.6	5.2	5.3	7.0	5.2
35～39	7.7	5.9	6.3	7.0	5.3
40～44	6.9	6.3	6.6	7.1	6.3
45～49	6.3	7.5	7.7	7.8	7.6
50～54	6.0	10.1	10.2	10.8	10.2
55～59	6.8	13.2	12.7	12.4	13.0
60～64	7.9	9.5	8.1	6.7	9.8
65～69	6.5	3.7	3.1	2.1	3.9
70～74	5.5	2.1	1.9	1.7	2.4
75歳以上	11.1	0.1	0.1	0.0	0.2
（再 掲）					
0～19	18.0	24.3	25.6	21.5	23.8
うち未就学児	5.4	6.0	6.2	6.0	6.3
20～39	25.1	23.2	23.8	30.0	23.0
40～64	33.9	46.6	45.4	44.7	46.8
65～74	11.9	5.8	5.0	3.8	6.2
平均年齢（歳）	—	38.8	37.8	37.5	39.1

（注） 「総人口」は、総務省統計局「平成22年国勢調査（人口等基本集計）」を用いている。

図 1－1 船員保険加入者の年齢構成（平成22年10月1日現在）

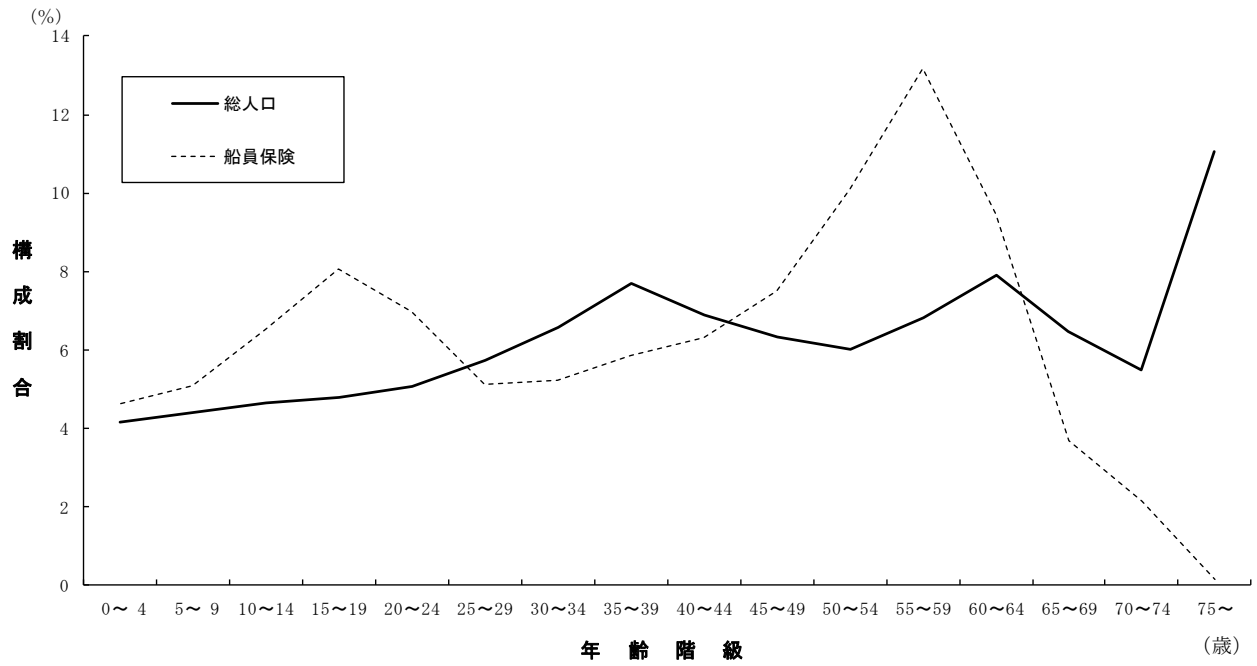
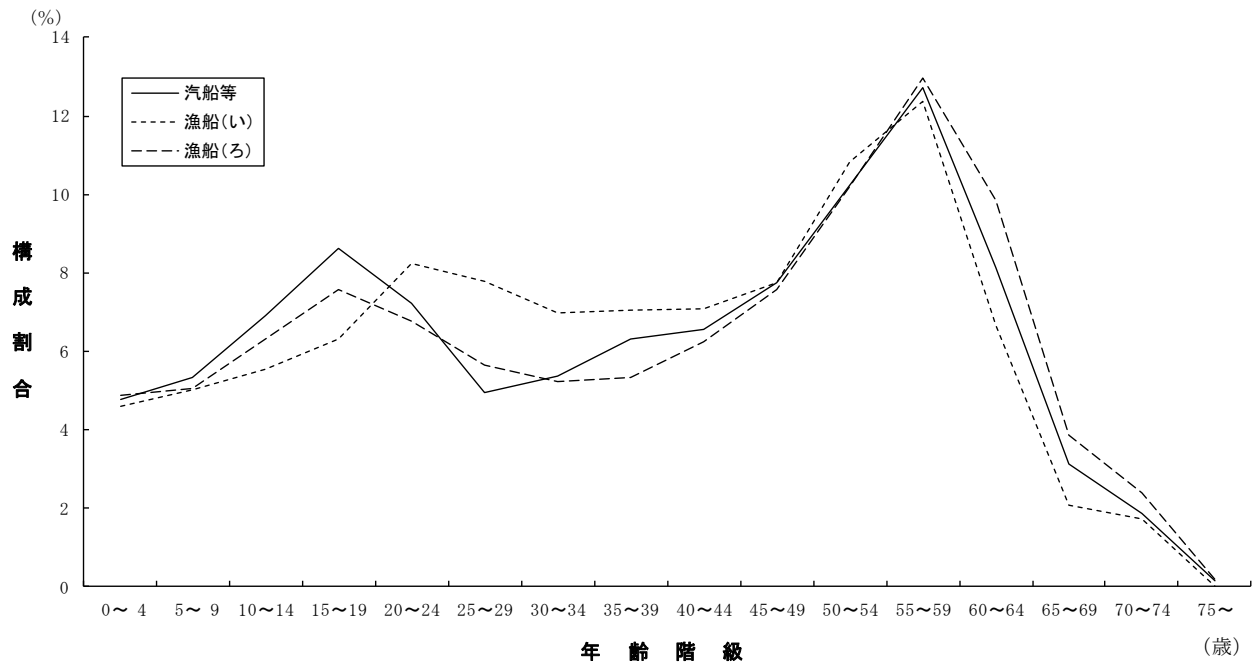


図 1－2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（平成22年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成15年以降の推移を示したものが表2である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

20歳未満の構成割合は、概ね横ばいであり、平成22年は、0.9%となっている。20～39歳の年齢構成は増加傾向にあり、平成22年では28.1%となっている。40～64歳の年齢構成は減少傾向となっており、平成22年では64.7%となっている。65～74歳の年齢構成は増加傾向となっており、平成22年は5.9%となっている。

また、平成22年の年齢構成を男女別にみると、男性では55～59歳の割合が最も高く19.5%、次に50～54歳の13.7%、60～64歳の13.5%となっており、50～64歳で半数弱を占めている。女性では20～24歳の割合が最も高く26.4%、次に25～29歳の22.6%となっており、20歳代で半数弱を占めている。

次に、船舶種別にみると、全ての区分で55～59歳が最も高くなっており、汽船等は19.6%、漁船（い）は16.7%、漁船（ろ）は18.3%となっている。

なお、平均年齢は長期的に上昇傾向にあり、平成22年は48.0歳となっている。男女別の平均年齢は、男性が48.2歳、女性が34.4歳、また、強制適用の種別別にみると、汽船等が47.4歳、漁船（い）が43.8歳、漁船（ろ）が47.7歳となっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年					
			総数	男性	女性	（再掲） 汽船等	（再掲） 漁船（い）	（再掲） 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.9	0.8	0.9	0.9	4.3	0.7	1.4	1.5
20～24	5.0	5.3	6.3	6.0	26.4	6.4	8.5	6.8
25～29	6.0	5.9	6.8	6.5	22.6	6.9	10.7	7.1
30～34	6.5	6.9	7.2	7.1	11.8	7.6	10.0	6.9
35～39	7.3	7.5	7.9	7.9	8.1	8.7	9.7	6.9
40～44	9.3	8.5	8.5	8.5	5.6	8.9	9.3	8.3
45～49	13.9	11.5	10.0	10.1	3.9	10.4	10.0	10.2
50～54	23.2	18.3	13.5	13.7	4.2	13.9	13.6	14.1
55～59	17.3	23.0	19.3	19.5	5.2	19.6	16.7	18.3
60～64	7.0	7.4	13.4	13.5	4.5	11.6	8.0	13.6
65～69	2.6	3.5	4.4	4.5	2.3	3.7	1.6	4.3
70～74	0.8	1.1	1.5	1.5	0.7	1.1	0.3	1.5
75歳以上	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	－	0.4
（再 掲）								
20～39歳	24.7	25.7	28.1	27.5	68.8	29.6	39.0	27.7
40～64	70.8	68.7	64.7	65.3	23.4	64.5	57.7	64.6
65～74	3.4	4.6	5.9	6.0	3.1	4.9	2.0	5.8
平均年齢（歳）	47.3	47.9	48.0	48.2	34.4	47.4	43.8	47.7

（注）平成18年以前の数値は、男女総数のものである。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成15年以降の推移を示したものが表3である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

被扶養者の19歳以下及び20～39歳の割合は減少傾向にあり、平成22年はそれぞれ42.7%、19.3%となっている。一方、40～64歳の割合は増加傾向にあり、平成22年では32.3%となっている。65～74歳の割合は、平成22年では5.8%と概ね横ばいとなっている。

また、被扶養者の年齢構成を船舶種別にみると、どの適用区分においても概ね総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年			
			総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	6.6	6.6	8.3	8.3	9.4	9.0
5～9	8.6	8.3	9.1	9.3	10.2	9.4
10～14	11.1	11.1	11.6	12.1	11.3	11.7
15～19	14.2	13.0	13.7	14.5	11.3	12.8
20～24	7.9	7.3	7.5	7.8	7.9	6.7
25～29	3.0	3.1	3.8	3.5	4.8	4.5
30～34	3.0	3.2	3.7	3.7	3.8	3.8
35～39	3.6	3.7	4.3	4.6	4.3	4.0
40～44	4.6	4.2	4.6	4.8	4.8	4.5
45～49	6.4	5.8	5.5	5.8	5.4	5.3
50～54	8.5	7.8	7.3	7.5	8.0	6.9
55～59	5.3	7.8	8.4	7.6	7.9	8.4
60～64	3.0	3.3	6.4	5.5	5.3	6.6
65～69	2.4	2.6	3.1	2.7	2.6	3.5
70～74	2.9	2.8	2.7	2.4	3.2	3.1
75歳以上	9.0	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0
(再 掲)						
0～19歳	40.4	39.1	42.7	44.2	42.2	42.8
うち未就学児	…	…	10.8	10.8	12.2	11.7
20～39	17.5	17.3	19.3	19.5	20.7	18.9
40～64	27.7	28.8	32.3	31.1	31.3	31.6
65～74	5.3	5.4	5.8	5.1	5.7	6.6

（注）平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

次に、平成22年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は52.2%となっている。また、子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は9.9%となっている。配偶者の割合は41.7%であり、55～59歳の階級が最も多くなっている。直系尊属は4.6%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.4%であり、各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成22年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	100.0	52.2	41.7	4.6	1.4
0～4歳	8.3	8.2	0.0	0.0	0.0
5～9	9.1	9.0	0.0	0.0	0.1
10～14	11.6	11.5	0.0	0.0	0.1
15～19	13.7	13.5	0.0	0.0	0.1
20～24	7.5	6.8	0.6	0.0	0.1
25～29	3.8	2.0	1.8	0.0	0.1
30～34	3.7	0.8	2.9	0.0	0.0
35～39	4.3	0.3	3.9	0.0	0.1
40～44	4.6	0.1	4.5	0.0	0.0
45～49	5.5	0.0	5.3	0.1	0.1
50～54	7.3	0.0	7.1	0.1	0.1
55～59	8.4	0.0	7.9	0.4	0.1
60～64	6.4	0.0	5.5	0.8	0.1
65～69	3.1	0.0	1.8	1.2	0.1
70～74	2.7	0.0	0.5	2.0	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
（再掲）未就学児	10.8	10.7	0.0	0.0	0.1

4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成15年以降の推移を示したものが表5であり、平成22年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたのが図2である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

年齢計でみた扶養率は長期的に減少傾向にあり、平成22年は1.268となっている。年齢階級別に扶養率の最近の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は40～44歳で毎年同じである。

平成22年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性については年齢の上昇とともに概ね増加し、40～44歳でピークとなり、1.989である。それ以降は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は1.286となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は、0.071となっている。

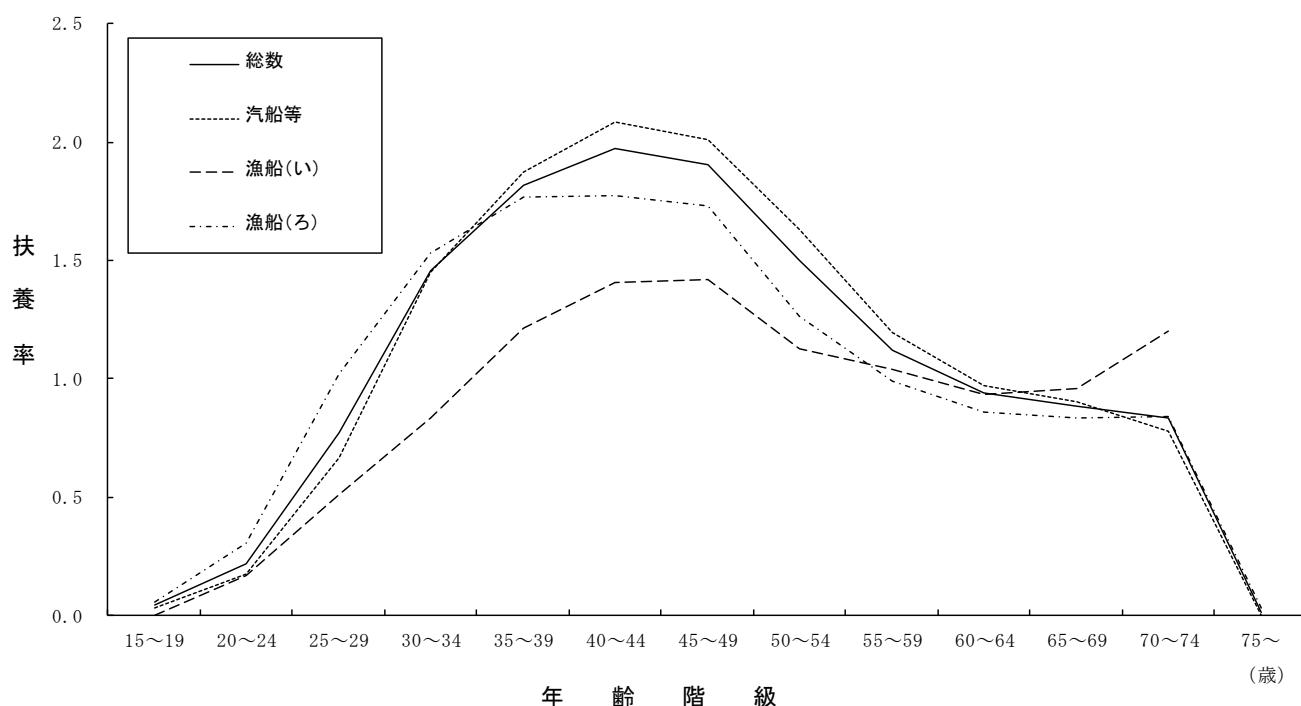
また、強制適用の区分別にみると、平均扶養率は汽船等が1.343、漁船（い）が0.965、漁船（ろ）が1.171となっている。年齢階級別にみると、年齢の上昇とともに概ね増加し、汽船等及び漁船（ろ）は40～44歳、漁船（い）は45～49歳でピークを迎え、その後減少に転じている。

表5 年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年					
			総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	1.652	1.524	1.268	1.286	0.071	1.343	0.965	1.171
15～19歳	0.090	0.062	0.046	0.049	0.000	0.033	0.000	0.055
20～24	0.249	0.241	0.219	0.234	0.008	0.177	0.168	0.306
25～29	0.824	0.821	0.770	0.809	0.038	0.665	0.512	1.023
30～34	1.549	1.457	1.456	1.491	0.081	1.450	0.831	1.530
35～39	2.143	1.970	1.819	1.845	0.197	1.875	1.215	1.765
40～44	2.396	2.247	1.971	1.989	0.302	2.087	1.406	1.771
45～49	2.353	2.223	1.907	1.917	0.189	2.012	1.422	1.730
50～54	1.859	1.821	1.498	1.504	0.100	1.630	1.124	1.265
55～59	1.401	1.350	1.119	1.123	0.082	1.194	1.039	0.988
60～64	1.060	1.076	0.938	0.943	0.024	0.974	0.935	0.858
65～69	0.968	0.924	0.886	0.894	0.000	0.901	0.960	0.835
70～74	0.908	0.887	0.831	0.836	0.143	0.778	1.200	0.843
75歳以上	0.887	0.810	0.010	0.010	0.000	0.000	-	0.027

（注）平成18年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 年齢階級別扶養率（平成22年10月1日現在）



次に、平成22年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.662、配偶者は0.529、直系尊属は0.058、その他は0.018となっている。

被保険者の年齢階級別にみた子の扶養率は山型をなしており、ピークは40～44歳の1.268、である。配偶者の扶養率は年齢の上昇とともに上昇する傾向にあり、65～69歳で0.757と最も高くなっている。直系尊属の扶養率は年齢階級別にみると山型をなしており、40～44歳で0.169とピークを迎えている。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成22年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	1.268	0.662	0.529	0.058	0.018
15～19歳	0.046	0.011	0.011	0.018	0.007
20～24	0.219	0.093	0.082	0.031	0.013
25～29	0.770	0.428	0.273	0.058	0.011
30～34	1.456	0.894	0.449	0.100	0.014
35～39	1.819	1.156	0.501	0.143	0.019
40～44	1.971	1.268	0.514	0.169	0.021
45～49	1.907	1.209	0.538	0.135	0.025
50～54	1.498	0.879	0.557	0.039	0.023
55～59	1.119	0.465	0.633	0.003	0.017
60～64	0.938	0.216	0.704	0.000	0.018
65～69	0.886	0.115	0.757	0.000	0.015
70～74	0.831	0.069	0.747	0.000	0.015
75歳以上	0.010	0.005	0.005	0.000	0.000

5. 標準報酬月額別扶養率

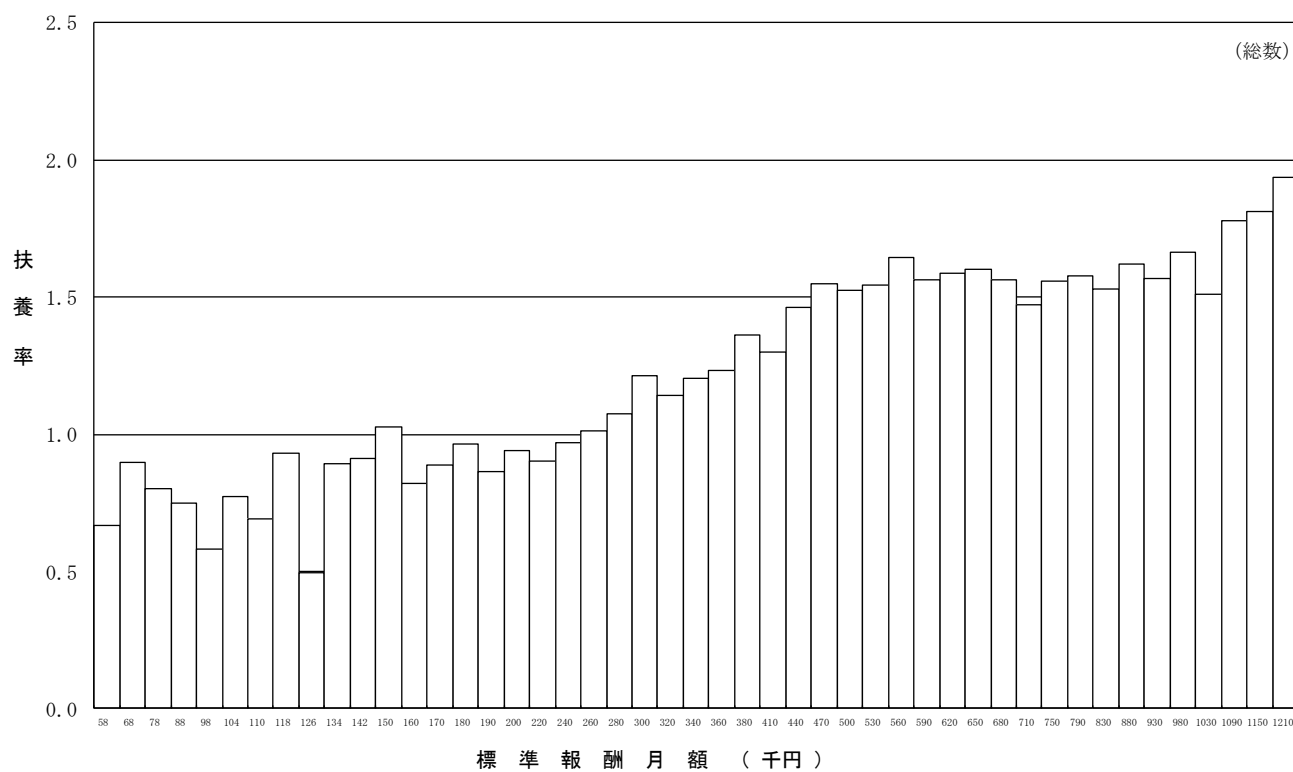
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、概ね標準報酬月額が20万円程度から50万円程度の間で、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは標準報酬月額121万円の1.938となっている。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、扶養率が最も高いのは汽船等が標準報酬月額121万円の2.206、漁船（い）が標準報酬月額6万8千円の3.000、漁船（ろ）が標準報酬月額98万円の1.768となっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成22年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.268	1.286	0.071	1.343	0.965	1.171
58,000 円	0.665	0.668	0.000	0.768	0.667	0.474
68,000	0.898	0.898	-	0.438	3.000	0.833
78,000	0.800	0.860	0.000	0.622	-	0.941
88,000	0.747	0.802	0.000	0.576	-	0.822
98,000	0.579	0.591	0.095	0.850	0.500	0.300
104,000	0.772	0.778	0.000	0.782	0.250	0.740
110,000	0.691	0.691	-	0.917	-	0.632
118,000	0.933	0.962	0.000	0.604	-	1.019
126,000	0.493	0.495	0.400	1.040	0.000	0.374
134,000	0.891	0.898	0.000	1.000	0.000	0.885
142,000	0.911	0.927	0.000	0.450	0.000	0.955
150,000	1.028	1.048	0.053	0.769	0.882	1.172
160,000	0.820	0.865	0.087	0.413	0.167	0.926
170,000	0.889	0.929	0.400	0.798	0.727	0.978
180,000	0.966	1.000	0.083	0.856	0.619	1.022
190,000	0.862	0.890	0.000	0.709	0.520	0.946
200,000	0.940	0.982	0.078	0.762	0.800	1.069
220,000	0.904	0.971	0.031	0.742	0.717	1.061
240,000	0.967	1.012	0.010	0.861	0.573	1.152
260,000	1.010	1.037	0.080	0.992	0.423	1.098
280,000	1.073	1.096	0.036	1.065	0.885	1.121
300,000	1.211	1.232	0.014	1.229	1.045	1.222
320,000	1.142	1.156	0.056	1.196	0.767	1.068
340,000	1.203	1.212	0.042	1.226	1.051	1.175
360,000	1.234	1.247	0.030	1.262	1.154	1.179
380,000	1.363	1.372	0.179	1.379	1.266	1.367
410,000	1.299	1.305	0.036	1.410	1.105	1.227
440,000	1.463	1.468	0.077	1.555	0.955	1.210
470,000	1.548	1.552	0.400	1.615	0.920	1.361
500,000	1.524	1.531	0.077	1.595	0.958	1.346
530,000	1.545	1.549	0.000	1.578	1.111	1.465
560,000	1.643	1.645	0.000	1.702	0.951	1.511
590,000	1.561	1.568	0.000	1.625	1.042	1.401
620,000	1.589	1.592	0.000	1.663	1.111	1.435
650,000	1.599	1.601	0.000	1.668	1.280	1.459
680,000	1.565	1.571	0.333	1.619	1.455	1.431
710,000	1.474	1.483	0.000	1.569	1.643	1.284
750,000	1.557	1.560	0.000	1.624	0.889	1.518
790,000	1.576	1.576	-	1.633	2.000	1.494
830,000	1.531	1.531	-	1.593	2.067	1.415
880,000	1.622	1.631	0.000	1.577	1.167	1.686
930,000	1.570	1.570	-	1.704	2.000	1.474
980,000	1.662	1.662	-	1.563	1.500	1.768
1,030,000	1.513	1.522	0.000	1.651	1.250	1.357
1,090,000	1.777	1.777	-	1.949	1.200	1.630
1,150,000	1.813	1.813	-	2.015	-	1.606
1,210,000	1.938	1.938	-	2.206	1.846	1.657

図3 標準報酬月額別扶養率（平成22年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額額の12ヶ月分に標準賞与額（ただし、平成22年1月1日から9月30日までの9ヶ月間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、概ね総報酬が100万円程度から800万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは1,600万円以上1,650万円未満の2.500となっている。

また、船舶種別にみると、総数と同様の傾向を示しており、扶養率が最も高いのは汽船等で1,650万円以上1,700万円未満の2.500、漁船（い）で1,250万円以上1,300万円未満の3.000、漁船（ろ）で1,500万円以上1,550万円未満の3.000となっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成22年10月1日現在）

総報酬額階級	総 数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	1.268	1.286	0.071	1.343	0.965	1.171
～ 999,000 円	0.745	0.760	0.000	0.688	1.000	0.694
1,000,000 ～ 1,499,000	0.679	0.694	0.054	0.804	0.375	0.575
1,500,000 ～ 1,999,000	0.897	0.909	0.139	0.788	0.640	0.926
2,000,000 ～ 2,499,000	0.933	0.971	0.144	0.784	0.645	1.025
2,500,000 ～ 2,999,000	0.958	1.009	0.031	0.819	0.653	1.119
3,000,000 ～ 3,499,000	1.033	1.065	0.042	1.012	0.644	1.110
3,500,000 ～ 3,999,000	1.171	1.194	0.025	1.212	0.893	1.125
4,000,000 ～ 4,499,000	1.154	1.166	0.069	1.188	0.845	1.123
4,500,000 ～ 4,999,000	1.246	1.256	0.062	1.296	1.117	1.283
5,000,000 ～ 5,499,000	1.377	1.385	0.138	1.411	1.152	1.269
5,500,000 ～ 5,999,000	1.521	1.527	0.000	1.568	0.976	1.385
6,000,000 ～ 6,499,000	1.506	1.511	0.263	1.565	0.888	1.396
6,500,000 ～ 6,999,000	1.587	1.592	0.000	1.602	1.191	1.551
7,000,000 ～ 7,499,000	1.570	1.577	0.000	1.639	1.197	1.406
7,500,000 ～ 7,999,000	1.623	1.625	0.000	1.666	0.667	1.483
8,000,000 ～ 8,499,000	1.632	1.636	0.333	1.686	1.321	1.435
8,500,000 ～ 8,999,000	1.553	1.558	0.000	1.627	1.926	1.282
9,000,000 ～ 9,499,000	1.583	1.586	0.000	1.641	1.095	1.522
9,500,000 ～ 9,999,000	1.636	1.636	-	1.739	2.375	1.416
10,000,000 ～ 10,499,000	1.821	1.821	-	1.864	1.769	1.222
10,500,000 ～ 10,999,000	1.657	1.667	0.000	1.617	1.800	1.691
11,000,000 ～ 11,499,000	1.494	1.494	-	1.532	1.429	1.467
11,500,000 ～ 11,999,000	1.675	1.675	-	1.597	1.600	1.798
12,000,000 ～ 12,499,000	1.494	1.503	0.000	1.635	1.400	1.315
12,500,000 ～ 12,999,000	1.978	1.978	-	2.077	3.000	1.000
13,000,000 ～ 13,499,000	1.799	1.799	-	2.085	1.200	1.600
13,500,000 ～ 13,999,000	1.818	1.818	-	1.962	-	1.652
14,000,000 ～ 14,499,000	1.880	1.880	-	1.957	2.000	0.000
14,500,000 ～ 14,999,000	1.930	1.930	-	2.167	1.846	1.665
15,000,000 ～ 15,499,000	2.000	2.000	-	1.833	-	3.000
15,500,000 ～ 15,999,000	1.955	1.955	-	1.950	-	2.000
16,000,000 ～ 16,499,000	2.500	2.500	-	-	-	2.500
16,500,000 ～ 16,999,000	2.000	2.000	-	2.500	-	1.000
17,000,000 ～ 17,499,000	-	-	-	-	-	-
17,500,000 ～ 17,999,000	-	-	-	-	-	-
18,000,000 ～ 18,499,000	0.000	0.000	-	-	-	0.000
18,500,000 ～ 18,999,000	1.000	1.000	-	-	-	1.000
19,000,000 ～ 19,499,000	-	-	-	-	-	-
19,500,000 ～ 19,999,000	0.000	0.000	-	-	-	0.000
20,000,000 ～	1.500	1.500	-	-	-	1.500

(注) 総報酬額は、標準報酬月額額の12ヶ月分に標準賞与額（ただし、平成22年1月1日から9月30日までの9ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。男性は年齢階級別にみると山型をなしており、ピークは50～54歳で、446,877円となっている。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、約1.78倍となっている。また、45歳ごろまでの平均標準報酬月額は年齢階級の上昇とともに2～6万円程度増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少する傾向となっている。

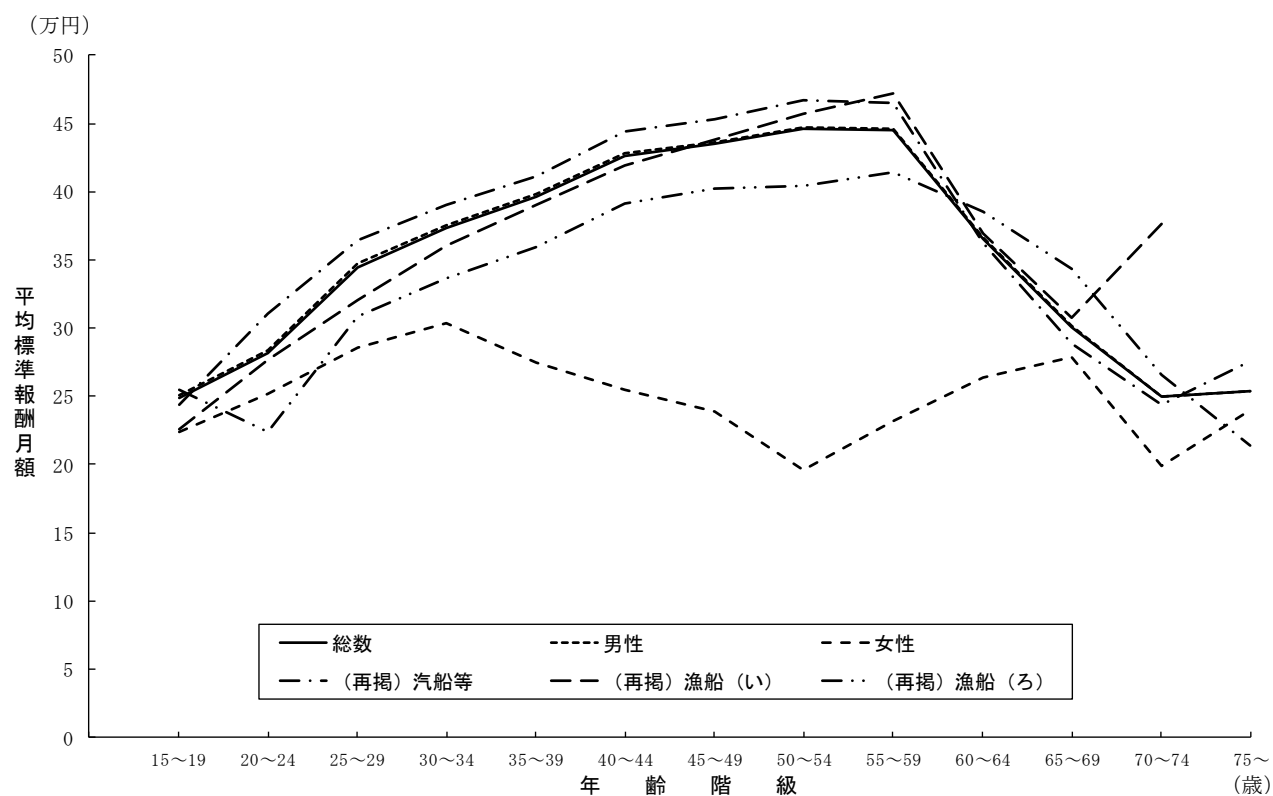
一方、女性の平均標準報酬月額は30～34歳と65～69歳でピークを迎え、30～34歳では303,784円、65～69歳では278,909円となっている。

また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、汽船等は50～54歳、漁船(い)及び漁船(ろ)は55～59歳でピークを迎え、その時の平均標準報酬月額は汽船等が467,571円、漁船(い)が471,711円、漁船(ろ)が414,053円となっている。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（平成22年10月1日現在）

年齢階級	総数	男子	女子	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総 数	394,035	396,062	263,222	411,907	394,964	367,795
15～19歳	248,752	250,682	223,902	244,219	226,000	255,191
20～24	281,189	283,179	251,976	310,421	277,023	223,849
25～29	344,462	347,604	285,784	363,925	320,805	308,312
30～34	373,218	375,007	303,784	390,704	360,844	336,250
35～39	396,257	398,192	274,500	411,337	389,987	359,894
40～44	426,090	427,851	254,340	444,226	419,259	391,455
45～49	435,120	436,301	238,378	453,025	437,922	402,677
50～54	445,679	446,877	196,300	467,571	457,177	404,597
55～59	445,082	445,960	232,000	464,931	471,711	414,053
60～64	365,477	365,998	263,667	362,651	369,463	385,492
65～69	301,001	301,180	278,909	289,096	307,520	343,884
70～74	249,768	250,161	198,857	243,669	376,800	265,236
75歳以上	253,267	253,467	240,000	275,643	－	213,726

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成22年10月1日現在）



8. 年齢階級別平均標準賞与額

平成22年1月1日から9月30日の9ヶ月間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別の分布をみると、男性は標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは50～54歳で294,472円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約3.92倍となり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きくなっている。女性の平均標準賞与額についても山型をなしており、ピークは30～34歳の258,164円となっている。

また、船舶種別にみると、汽船等及び漁船（い）については山型となっているが、漁船（ろ）については、20歳代後半から50歳代までが比較的高い水準となっている。ピークはいずれの区分も50～54歳で迎え、汽船等が408,291円、漁船（い）が323,070円、漁船（ろ）が54,579円となっている。なお、漁船（ろ）については大多数の者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する。

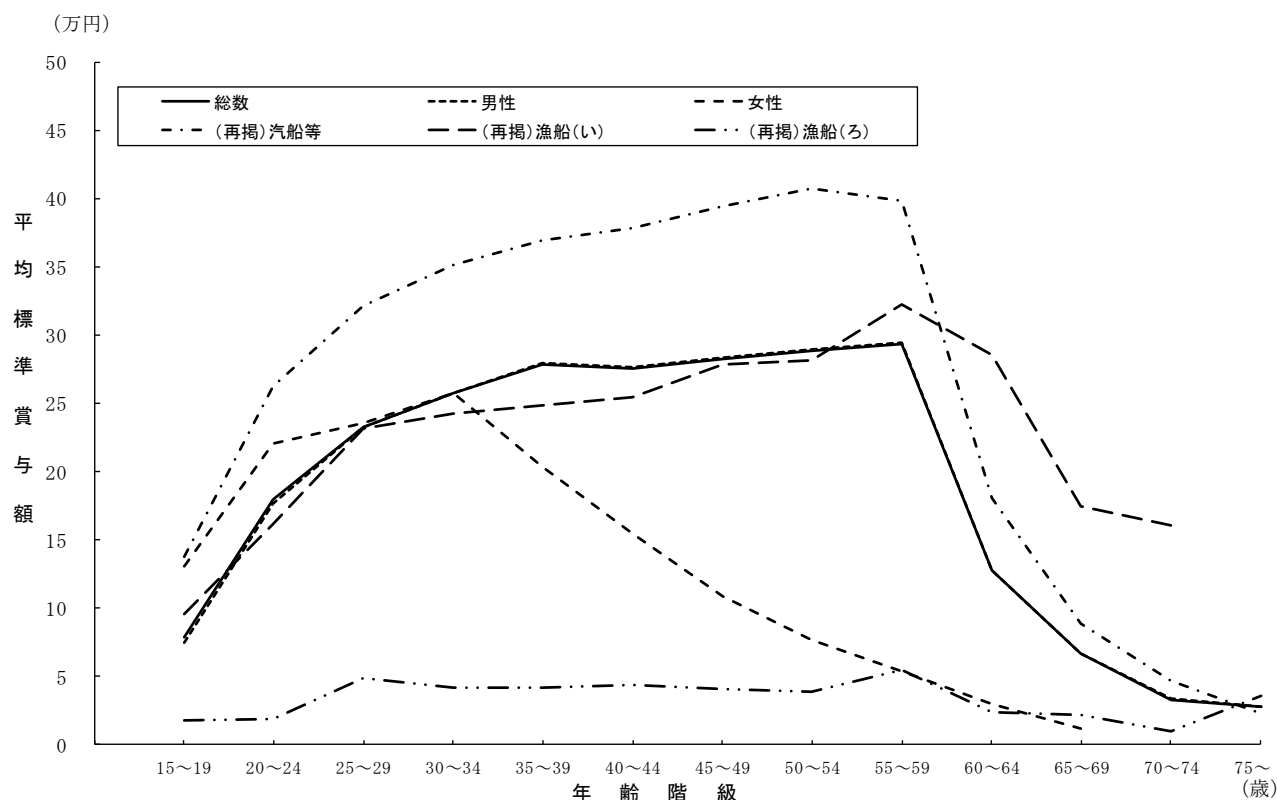
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成22年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総 数	239,427	240,288	185,402	333,831	258,870	38,598
15～19 歳	79,106	75,106	130,512	138,055	95,909	18,364
20～24	179,808	177,055	220,706	262,399	162,160	18,553
25～29	233,004	232,838	236,124	321,853	232,122	48,866
30～34	257,783	257,773	258,164	351,407	242,877	41,991
35～39	279,094	280,254	203,740	370,116	248,591	42,262
40～44	275,408	276,658	155,057	378,668	254,559	44,038
45～49	282,667	283,700	108,722	394,937	279,338	41,324
50～54	288,526	289,559	76,950	408,291	282,263	38,617
55～59	293,447	294,472	53,771	398,498	323,070	54,579
60～64	127,819	128,352	30,359	181,368	286,244	23,512
65～69	66,744	67,230	12,050	89,254	174,680	22,266
70～74	33,201	33,524	－	46,751	161,400	9,571
75歳以上	27,688	28,106	－	23,209	－	35,603

(注1) 平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成22年1月1日から9月30日の9ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成22年10月1日現在）



また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約0.61ヶ月分となっている。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは35～39歳の約0.70ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

次に男女別でみると、男性が35～39歳、女性が20～24歳でピークとなっており、また、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約0.70ヶ月分、女性が約0.88ヶ月分

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）において男性と女性の間には大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が高くなっている。

なお、平均標準賞与については、平成22年1月1日から9月30日の9ヶ月間に支払われた賞与総額であるため、比較をする際には注意を要する。

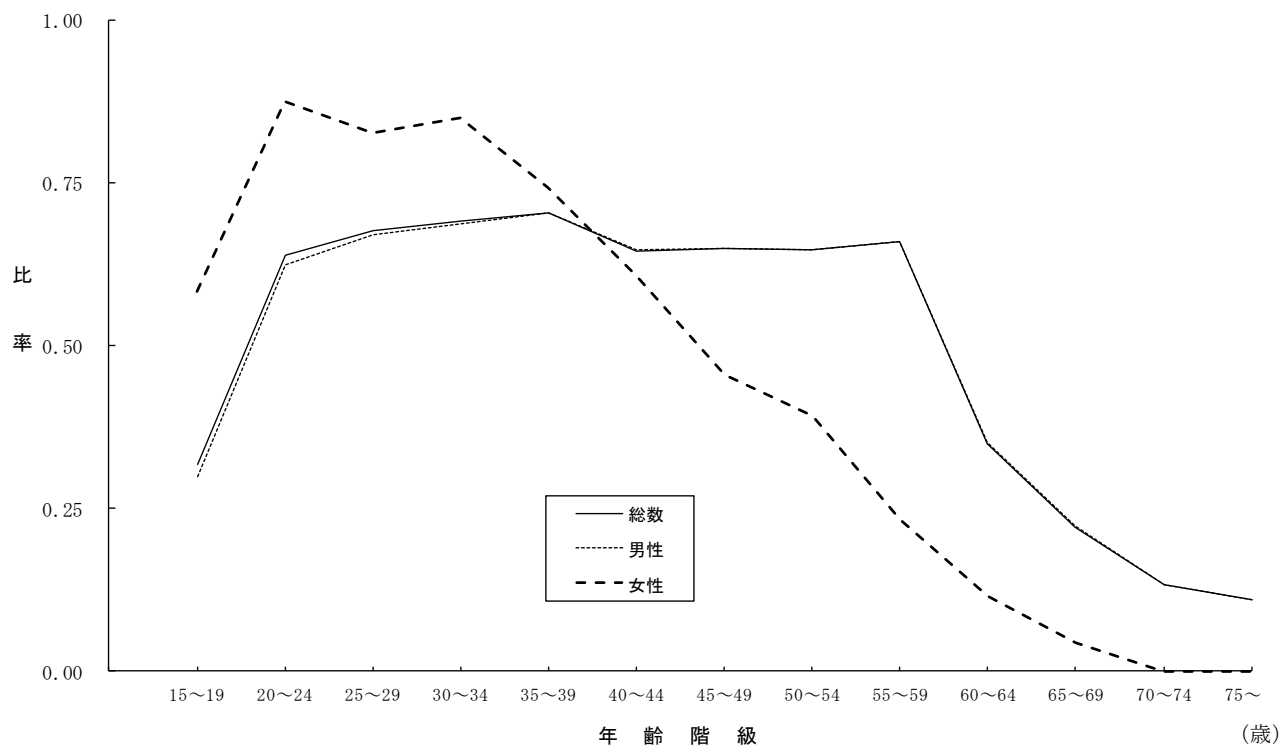
表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成22年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	394,035	396,062	263,222	239,427	240,288	185,402	0.608	0.607	0.704
15～19歳	248,752	250,682	223,902	79,106	75,106	130,512	0.318	0.300	0.583
20～24	281,189	283,179	251,976	179,808	177,055	220,706	0.639	0.625	0.876
25～29	344,462	347,604	285,784	233,004	232,838	236,124	0.676	0.670	0.826
30～34	373,218	375,007	303,784	257,783	257,773	258,164	0.691	0.687	0.850
35～39	396,257	398,192	274,500	279,094	280,254	203,740	0.704	0.704	0.742
40～44	426,090	427,851	254,340	275,408	276,658	155,057	0.646	0.647	0.610
45～49	435,120	436,301	238,378	282,667	283,700	108,722	0.650	0.650	0.456
50～54	445,679	446,877	196,300	288,526	289,559	76,950	0.647	0.648	0.392
55～59	445,082	445,960	232,000	293,447	294,472	53,771	0.659	0.660	0.232
60～64	365,477	365,998	263,667	127,819	128,352	30,359	0.350	0.351	0.115
65～69	301,001	301,180	278,909	66,744	67,230	12,050	0.222	0.223	0.043
70～74	249,768	250,161	198,857	33,201	33,524	0	0.133	0.134	0.000
75歳以上	253,267	253,467	240,000	27,688	28,106	0	0.109	0.111	0.000

（注1）平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額は平成22年1月1日から9月30日の9ヶ月間に支払われた標準賞与額であるため、平均標準報酬月額とは単純には比較できない。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成22年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（ただし、平成22年1月1日から9月30日までの9ヶ月間に支払われたもの）を加えたもの）を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別の分布をみると、男性は標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークとなる年齢階級は50～54歳で5,647,423円となっている。女性の平均総報酬額については標準報酬月額と同様、2つの山があり、30～34歳、65～69歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による差があまりみられない。

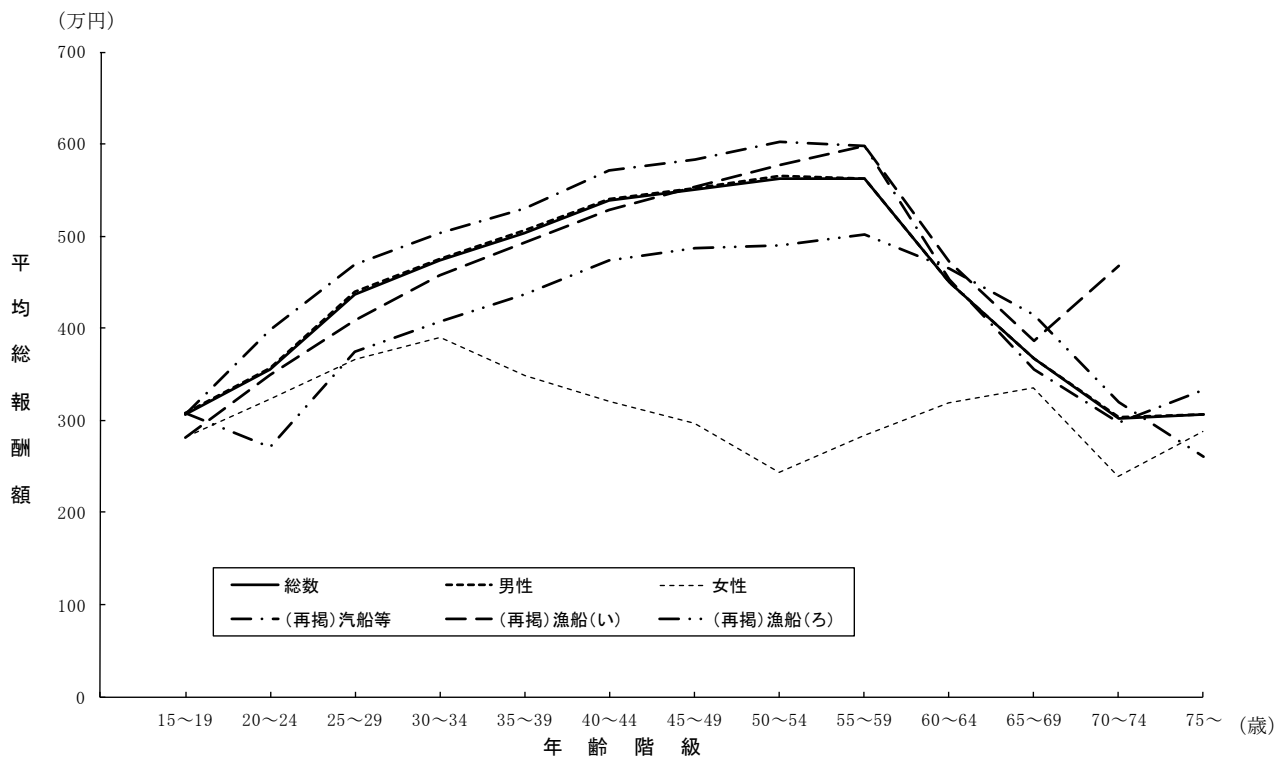
また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で6,019,142円、漁船（い）が55～59歳で5,983,602円、漁船（ろ）が55～59歳で5,023,210円となっている。

表12 年齢階級別平均総報酬額（平成22年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総 数	4,956,811	4,981,861	3,340,523	5,276,712	4,998,440	4,452,143
15～19	3,063,993	3,083,146	2,817,341	3,068,682	2,807,909	3,080,658
20～24	3,553,115	3,574,375	3,240,871	3,987,455	3,486,435	2,704,746
25～29	4,365,157	4,402,797	3,662,207	4,688,956	4,081,780	3,748,608
30～34	4,734,070	4,755,528	3,901,243	5,039,856	4,573,006	4,076,994
35～39	5,031,539	5,056,038	3,489,697	5,306,156	4,928,430	4,360,988
40～44	5,384,907	5,407,228	3,207,132	5,709,375	5,285,664	4,741,499
45～49	5,499,549	5,514,753	2,966,324	5,831,236	5,534,403	4,873,452
50～54	5,632,059	5,647,423	2,432,550	6,019,142	5,768,388	4,893,779
55～59	5,618,074	5,629,542	2,836,673	5,977,666	5,983,602	5,023,210
60～64	4,496,780	4,503,454	3,192,190	4,533,183	4,719,805	4,649,421
65～69	3,667,103	3,669,599	3,357,864	3,558,405	3,864,920	4,148,875
70～74	3,023,640	3,028,570	2,386,286	2,970,778	4,683,000	3,192,400
75歳以上	3,066,896	3,069,714	2,880,000	3,330,930	-	2,600,315

（注）総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（ただし、平成22年1月から9月30日までの9ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成22年10月1日現在）



10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると0.530と半数以上の者が賞与を受けていない。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は35～39歳で0.447となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は75歳以上で0.930となっている。女性についても男性と同様の傾向であり、最も割合の低い年齢階級は20～24歳で0.216となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は70～74歳及び75歳以上で1.000となっている。

また、船舶種別にみると、汽船等及び漁船（い）は約3分の1の者が賞与を受けていないが、漁船（ろ）については95%以上の者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、どの適用区分においても年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、汽船等が30～34歳で0.238、漁船（い）が25～29歳で0.323、漁船（ろ）が40～44歳で0.945となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は汽船等が75歳以上で0.907、漁船（い）が65～69歳で0.720、漁船（ろ）が65～69歳で0.990となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成22年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	0.530	0.533	0.379	0.334	0.365	0.958
15～19歳	0.639	0.668	0.268	0.332	0.500	0.960
20～24	0.486	0.504	0.216	0.250	0.359	0.965
25～29	0.477	0.490	0.248	0.256	0.323	0.957
30～34	0.451	0.455	0.282	0.238	0.351	0.957
35～39	0.447	0.447	0.452	0.257	0.376	0.955
40～44	0.486	0.485	0.528	0.288	0.357	0.945
45～49	0.486	0.485	0.611	0.273	0.396	0.952
50～54	0.495	0.495	0.600	0.280	0.359	0.956
55～59	0.500	0.499	0.729	0.307	0.324	0.949
60～64	0.695	0.695	0.846	0.551	0.398	0.970
65～69	0.828	0.827	0.950	0.741	0.720	0.990
70～74	0.898	0.897	1.000	0.844	0.600	0.989
75歳以上	0.931	0.930	1.000	0.907	—	0.973

(注1) 標準賞与額0円の割合については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成22年1月1日から9月30日の9ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間（資格取得後平成22年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で25.7%となっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にあるが、学卒者の新規加入の影響により、25歳未満で1年未満の被保険者が多くなっている。また、定年後の再就職による加入の影響により、60歳以上65歳未満及び65歳以上69歳未満の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

また、船舶種別にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が18.7%、漁船（い）が36.9%、漁船（ろ）が40.4%となっており、年齢階級別の状況はどの適用区分も総数とほぼ同様になっているが、どの年齢区分においても汽船等に比べ、漁船（い）及び漁船（ろ）の方が1年未満の割合が高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成22年10月1日現在）
（単位：％）

年齢階級	総数			（再掲）汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総 数	100.0	25.7	74.3	100.0	18.7	81.3
15～19歳	100.0	75.0	25.0	100.0	77.0	23.0
20～24	100.0	45.1	54.9	100.0	40.6	59.4
25～29	100.0	29.4	70.6	100.0	20.6	79.4
30～34	100.0	24.0	76.0	100.0	16.1	83.9
35～39	100.0	22.2	77.8	100.0	14.8	85.2
40～44	100.0	22.9	77.1	100.0	15.5	84.5
45～49	100.0	22.4	77.6	100.0	15.2	84.8
50～54	100.0	22.4	77.6	100.0	14.4	85.6
55～59	100.0	22.0	78.0	100.0	15.2	84.8
60～64	100.0	26.9	73.1	100.0	21.6	78.4
65～69	100.0	28.5	71.5	100.0	23.6	76.4
70～74	100.0	24.1	75.9	100.0	18.8	81.2
75歳以上	100.0	18.3	81.7	100.0	12.4	87.6
年齢階級	（再掲）漁船（い）			（再掲）漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総 数	100.0	36.9	63.1	100.0	40.4	59.6
15～19歳	100.0	72.7	27.3	100.0	73.5	26.5
20～24	100.0	53.4	46.6	100.0	53.2	46.8
25～29	100.0	42.1	57.9	100.0	46.4	53.6
30～34	100.0	41.6	58.4	100.0	39.8	60.2
35～39	100.0	38.3	61.7	100.0	39.1	60.9
40～44	100.0	32.9	67.1	100.0	38.5	61.5
45～49	100.0	33.8	66.2	100.0	36.4	63.6
50～54	100.0	31.6	68.4	100.0	38.4	61.6
55～59	100.0	25.0	75.0	100.0	37.7	62.3
60～64	100.0	37.4	62.6	100.0	39.5	60.5
65～69	100.0	60.0	40.0	100.0	40.1	59.9
70～74	100.0	20.0	80.0	100.0	32.1	67.9
75歳以上	—	—	—	100.0	28.8	71.2

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。年齢階級別にみると、25～29歳及び55～59歳の2ヶ所でピークを迎え、60歳以降は徐々に小さくなり、70～74歳で最も小さくなるが、75歳以上は逆に最も大きくなっている。

さらに、船舶種別にみると、比率は漁船（い）が最も大きくなっている。また年齢階級別にみると、汽船等及び漁船（ろ）は総数とほぼ同様の動きとなっており、汽船等については15～19歳で最小、75歳以上で最大、漁船（ろ）については、70～74歳で最小、50～54歳で最大となっている。一方、漁船（い）については、逆に谷型となっており、50～54歳で最小、75歳以上で最大となっている。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成22年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総 数	362,413	405,001	1.118	365,633	422,537	1.156
15～19歳	253,358	234,901	0.927	247,431	233,460	0.944
20～24	280,230	281,977	1.006	319,227	304,411	0.954
25～29	327,127	351,680	1.075	336,198	371,099	1.104
30～34	354,640	379,074	1.069	362,685	396,086	1.092
35～39	387,609	398,729	1.029	413,857	410,898	0.993
40～44	419,838	427,951	1.019	453,996	442,432	0.975
45～49	415,519	440,777	1.061	437,032	455,895	1.043
50～54	405,954	457,171	1.126	423,949	474,921	1.120
55～59	400,305	457,745	1.143	401,800	476,266	1.185
60～64	342,808	373,804	1.090	300,225	379,847	1.265
65～69	313,210	296,145	0.946	260,480	297,937	1.144
70～74	266,555	244,431	0.917	230,313	246,765	1.071
75歳以上	219,243	260,897	1.190	191,625	287,540	1.501
年齢階級	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総 数	352,286	419,963	1.192	366,530	368,653	1.006
15～19歳	204,500	283,333	1.385	263,520	232,056	0.881
20～24	252,000	305,738	1.213	224,751	222,826	0.991
25～29	294,667	339,789	1.153	322,679	295,880	0.917
30～34	345,938	371,444	1.074	350,032	327,135	0.935
35～39	360,351	408,348	1.133	367,868	354,772	0.964
40～44	380,511	438,229	1.152	397,483	387,683	0.975
45～49	412,500	450,882	1.093	403,251	402,350	0.998
50～54	436,515	466,713	1.069	393,332	411,616	1.046
55～59	433,438	484,469	1.118	403,572	420,383	1.042
60～64	336,565	389,117	1.156	395,176	379,170	0.959
65～69	281,067	347,200	1.235	402,340	304,832	0.758
70～74	240,000	411,000	1.713	313,756	242,253	0.772
75歳以上	-	-	-	240,286	203,000	0.845

1 2. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下、「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者構成割合をみると、規模10～19人が最も多く17.0%となっている。また、規模100人未満の割合は82.3%となっている。適用区分別に被保険者構成割合が最も高いところをみると、汽船等が規模30～49人の16.4%、漁船（い）が規模100～299人の22.8%、漁船（ろ）が規模10～19人の21.1%となっている。

規模別の扶養率は、総数だと規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）については、規模20～29人をピークとした山型をなしている。

規模と平均標準報酬月額との関係を見ると、規模が大きくなるにつれ、概ね増加傾向となる。これを適用区分別にみても同様の傾向にある。また、規模と平均標準賞与額との関係を見ると、規模が大きくなるに伴い高くなる傾向にあるが、総数及び汽船等については、規模300～499人でかなり下落している。

表16 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成22年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	1.268	394,035	239,427	100.0	1.343	411,907	333,831
1～4人	8.4	1.277	288,894	78,869	8.4	1.333	329,855	116,788
5～9	15.4	1.280	346,606	115,987	14.8	1.322	361,225	183,239
10～19	17.0	1.292	386,573	175,454	16.3	1.401	385,687	277,312
20～29	12.0	1.266	382,353	240,179	12.1	1.358	400,051	330,727
30～49	16.1	1.258	401,777	255,711	16.4	1.349	420,122	373,610
50～99	13.4	1.272	439,021	365,684	15.9	1.291	428,517	457,745
100～299	12.1	1.310	471,060	454,301	14.6	1.351	463,146	533,357
300～499	1.0	1.280	938,331	5,039	1.6	1.280	938,331	5,039
500～999	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
1,000人以上	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
疾病任継	4.6	1.027	319,179	-	-	-	-	-
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	0.965	394,964	258,870	100.0	1.171	367,795	38,598
1～4人	6.0	0.728	246,043	97,870	9.8	1.205	217,596	9,894
5～9	11.9	1.176	307,011	140,110	19.5	1.220	325,220	7,159
10～19	15.8	1.222	375,062	240,185	21.1	1.119	388,735	5,349
20～29	5.9	1.389	457,000	407,611	14.1	1.095	347,822	70,907
30～49	21.6	1.136	333,127	358,672	17.5	1.093	372,596	12,127
50～99	16.0	0.740	476,789	373,423	10.1	1.278	468,819	59,847
100～299	22.8	0.626	478,857	162,486	7.9	1.317	500,197	214,739
300～499	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
500～999	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
1,000人以上	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
疾病任継	-	-	-	-	-	-	-	-

（注1）規模別総数における平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

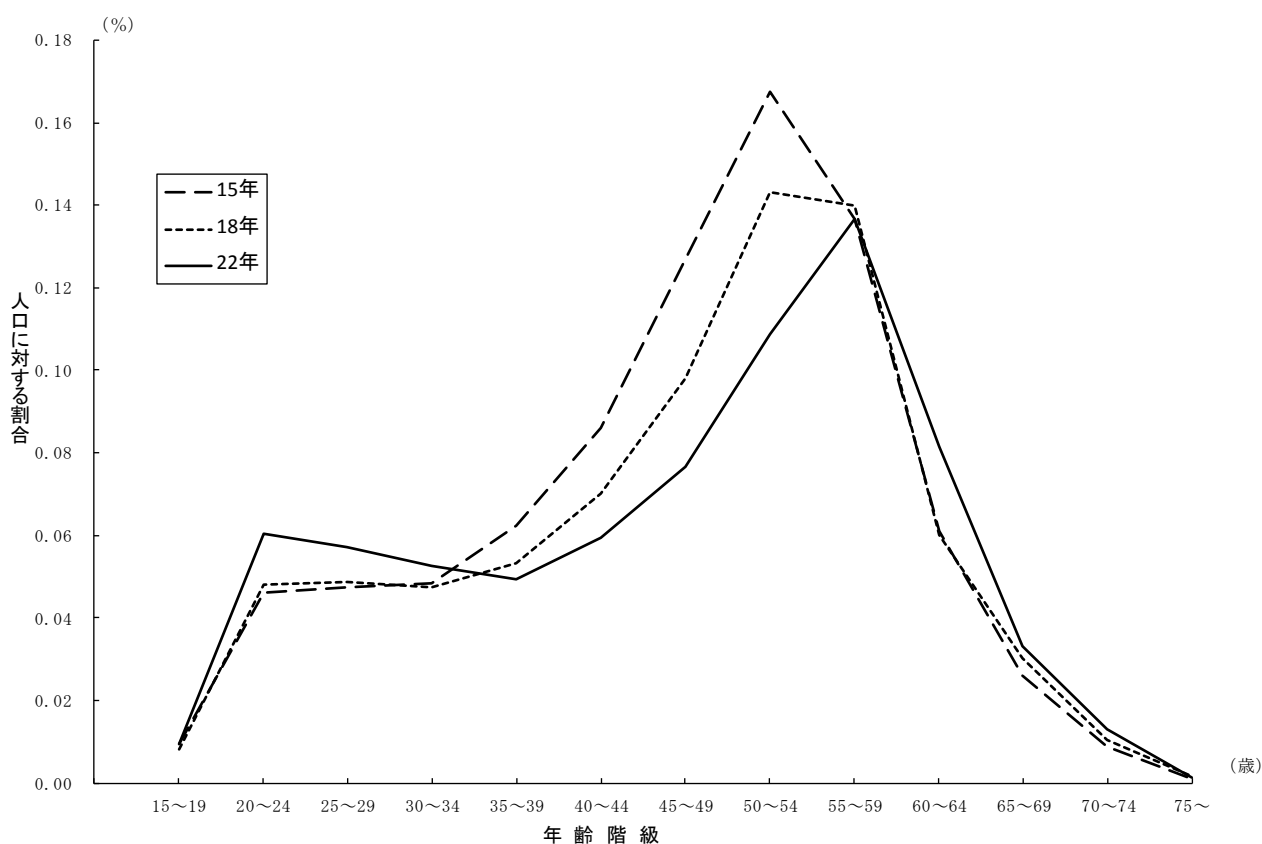
（注2）標準賞与額とは、平成22年1月1日から9月30日の9ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

1 3. 被保険者数の推移について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合をみると、平成15年から18年にかけては30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね横ばいとなっている。また、平成18年から22年にかけては20歳代から30歳代前半までと60歳代は概ね増加しているが、その他の年齢階級では減少している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



男女別に人口に対する被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図 9－1、9－2 である。

男性については、男女計と同様に平成15年から18年にかけては30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね横ばいとなっている。また、平成18年から22年にかけては20歳代から30歳代前半までと60歳代は概ね増加しているが、その他の年齢階級では減少している。

また、女性については、平成15年から平成18年にかけては、30歳代後半までは増加がみられ、その他の年齢については概ね横ばいとなっている。平成18年から平成22年にかけては20歳代後半から40歳代前半にかけて増加しており、40歳代後半から50歳代までは若干減少がみられるものの、その他については概ね横ばいとなっている。

図 9－1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月 1 日現在)

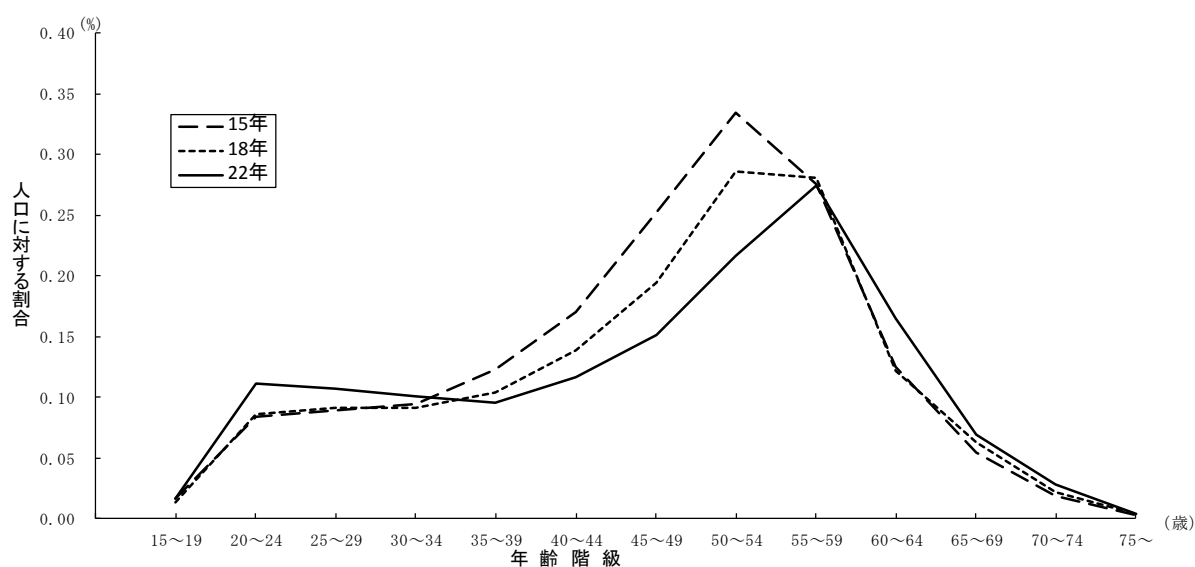


図 9－2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月 1 日現在)

